

第6次静岡県障害者計画

2026年3月

静岡県

はじめに

静岡県では、「幸福度日本一の静岡県」を目指す姿に掲げ、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、様々な施策を推進しています。



障害福祉行政は、今、大きな転換期を迎えています。2024年4月に施行された改正障害者差別解消法では、これまで行政機関のみに課されていた「合理的な配慮の提供」が民間事業者にも義務化されたほか、改正障害者総合支援法により、障害のある人の地域生活の支援と就労支援が強化されたところです。その後も、手話施策推進法や高次脳機能障害者支援法等が制定されるなど、「地域共生社会の実現」が強く求められているところです。

一方、近年、自然災害が頻発化、激甚化しています。2024年1月の能登半島地震をはじめ、2025年9月に県内を襲った、観測史上最大級の勢力の竜巻災害など、激甚化する風水害等に度々見舞われる中、災害発生時に障害のある人が安心して身近な地域で生活を送れるよう、実効性のある仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

こうした時代の変化や新たな課題に的確に対応するため、このたび「第6次静岡県障害者計画」を策定しました。

本計画では、第5次計画の基本目標である「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」を継承し、重点的に取り組む施策として、①合理的配慮の提供の更なる促進、②「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり、③災害発生時に向けた防災体制の充実、④医療的ケア児等に対する支援の充実の4項目を位置付けております。

計画の着実な推進により、障害のある人の意思決定を支援し、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指してまいります。つきましては、県民の皆様をはじめ、市町や関係団体、医療、保健、福祉、教育等に携わる方々には、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりましては、「静岡県障害者施策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、障害者関係団体の皆様、「障害のある方の実態調査」に御協力いただいた方々など、広く県民の皆様から御意見・御提言をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

2026年3月

静岡県知事

鈴木 康友

目 次

はじめに

【第1部】総論

I 計画の概要

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	5
3	計画期間	7
4	障害保健福祉圏域	8
5	計画の推進と検証・見直し	9
	(1) 推進体制	9
	(2) 検証見直し	9
	(3) 県・市町の役割分担	9
	(4) 県民の役割	10

II 障害のある人を取り巻く状況

1	障害のある人の状況	11
	(1) 身体障害	11
	(2) 知的障害	12
	(3) 精神障害	13
	(4) 重症心身障害児(者)及び医療的ケア児(者)	13
	(5) 発達障害及び強度行動障害	14
	(6) 難病等	14

III 計画の基本的方向性

1	基本理念と基本目標	15
2	第6次障害者計画における重点施策	16
3	施策の体系	19

【第2部】各論

I 障害に対する理解と相互交流の促進

- 1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進…………… 22
 - (1) 差別解消の推進…………… 22
 - (2) 権利擁護の推進…………… 24
 - (3) 虐待防止対策の推進…………… 26
 - (4) 福祉教育・地域交流の推進…………… 27
 - (5) 関係団体等との協働の推進…………… 28
 - (6) 投票しやすい環境の整備…………… 28
- 2 情報アクセシビリティの向上…………… 30
 - (1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実…………… 30
 - (2) 静岡県読書バリアフリーの推進…………… 32
- 3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興…………… 34
 - (1) 障害者スポーツの振興…………… 34
 - (2) 文化芸術活動の振興…………… 35

II 地域における自立を支える体制づくり

- 1 身近な相談支援体制整備の推進…………… 37
 - (1) 相談支援の充実…………… 37
 - (2) 相談支援従事者等の人材育成…………… 38
- 2 暮らしを支える福祉サービスの充実…………… 40
 - (1) 地域での支え合い活動の推進…………… 40
 - (2) 介護保険制度との連携…………… 41
 - (3) 福祉人材の養成・確保…………… 41
 - (4) 適切なサービスの確保…………… 42
 - (5) 施設サービスの充実…………… 44
 - (6) 福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充…………… 44
 - (7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発…………… 45
- 3 施設や病院から地域生活への移行の促進…………… 47
 - (1) 訪問系・日中活動系サービスの充実…………… 47
 - (2) 居住の場の充実…………… 48
 - (3) 精神障害のある人の地域移行の促進…………… 48
 - (4) 矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実…………… 49
- 4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進…………… 51
 - (1) 一般就労への支援…………… 51
 - (2) 障害のある人の雇用の推進…………… 52
 - (3) 職場定着の支援…………… 53

(4) 福祉的就労への支援	54
(5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進	55
5 地域での保健・医療体制の充実	57
(1) 健康づくりの推進	57
(2) 自殺総合対策の推進	57
(3) ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実	58
(4) 地域リハビリテーション体制の充実	59
(5) 質の高い医療及び歯科医療の提供	60
6 地域や施設における防災体制等の充実	61
(1) 地域における防災体制の充実	61
(2) 施設における防災体制の充実	64
(3) 施設における感染症対策の推進	64
7 安心して暮らせるまちづくり	66
(1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進	66
(2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進	68
(3) 防犯対策の推進	69
(4) 交通安全対策の推進	70
(5) 消費者としての利益の擁護及び増進	71

Ⅲ 多様な障害に応じたきめ細かな支援

1 早期支援体制の整備	73
(1) 早期発見対策の充実	73
(2) 早期療育の充実	74
2 教育の振興	76
(1) インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実	76
(2) 特別支援教育等の充実	77
3 重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援の充実	80
(1) 重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援	80
4 発達障害のある人に対する支援の充実	82
(1) 発達障害のある人に対する支援	82
(2) 強度行動障害のある人に対する支援	83
5 精神障害のある人に対する支援の充実	85
(1) 精神障害のある人に対する支援	85
6 難病を抱える人に対する支援の充実	87
(1) 難病患者に対する支援	87

【資料】

資料 1	静岡県障害者施策推進協議会条例	90
資料 2	静岡県障害者施策推進協議会委員名簿	91
資料 3	静岡県障害者計画等策定・推進協議会設置要綱	92
資料 4	策定経緯	94
資料 5	「静岡県障害のある方の実態調査」の結果概要	95
資料 6	「県政インターネットモニターアンケート」の結果概要	104
資料 7	用語の説明	106
資料 8	主な障害に関する啓発マーク	119

凡例

- 1 本計画の本文中で「*」が付されている用語については、巻末の資料で用語の説明をしています。
- 2 本計画の本文中に出てくる障害のある方の実態調査とは、2024年9月から11月に実施した「静岡県障害のある方の実態調査」のことをいいます。

【第 1 部】

総 論

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

<本県の障害者施策関連計画策定の経緯>

- 本県では、1993年5月に、2002年度までの障害者施策の基本指針である「静岡県障害者対策行動計画」（ふじのくに障害者プラン）を策定するとともに、国の「障害者プラン」（ノーマライゼーション7か年戦略）の策定を受けて、1997年3月には、県施策を具体的に推進するため、数値目標等を盛り込んだ静岡県障害者対策行動計画実施計画を策定しました。
- 2003年3月には、2006年度末までの「第1次静岡県障害者計画」（ふじのくに障害者プラン21）を策定しました。
- また、2007年3月には、障害者基本法に基づく2011年度までの「第2次静岡県障害者計画」と障害者自立支援法に基づく2008年度までの「第1期静岡県障害福祉計画」を一体のものとして、「ふじのくに障害者プラン21」を策定しました。更に、2013年には「ふじのくに障害者しあわせプラン」に改称し、障害者施策の総合的な推進に努めてきました。
- その後、障害者計画については、2013年7月には2017年度までの「第3次静岡県障害者計画」を、2018年3月には2021年度までの「第4次静岡県障害者計画」を、2022年3月には2025年度までの「第5次静岡県障害者計画」を策定しました。
- また、障害福祉計画については、3年ごとの見直しを行い、2009年7月には2011年度までの「第2期静岡県障害福祉計画」を、2012年8月には2014年度までの「第3期静岡県障害福祉計画」を、2015年3月には2017年度までの「第4期静岡県障害福祉計画」を、2018年3月には2020年度までの「第5期静岡県障害福祉計画」を、2021年3月には2023年度までの「第6期静岡県障害福祉計画」を、更に2024年3月には2026年度までの「第7期静岡県障害福祉計画」を策定し、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすために障害福祉サービス等の充実に努めてきました。

<静岡県障害者計画策定の背景>

- 2011年に障害者基本法が抜本的に改正され、「障害者」の定義が見直されるとともに、2013年度からは障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正されました。
- 2014年1月に我が国は障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）に批准し、2022年8月に障害者権利条約の実施状況について、国連の障害者権利委員会による政府報告の審査が実施されました。同年9月には、同委員会から見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されたことを踏まえ、第5次障害者基本計画が策定

されました。

- 2024年4月に障害者総合支援法等の改正法が施行され、障害のある人の地域生活や就労の支援の強化等により、障害のある人の希望する生活を実現するため、①地域生活の支援体制の充実、②多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害のある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病*児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化等の措置を講じることとされました。

<第6次静岡県障害者計画策定の趣旨>

- これまで本県では、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる地域社会を目指して、「障害者働く幸せ創出センター*」を拠点に、障害のある人が働く幸せを感じられるように就労支援を行うなど、障害の特性や程度、ライフステージに応じた相談や支援の体制確保に努めてきました。
- また、地域においてきめ細かな支援を受けられるように福祉サービスを拡充し、障害のある人の自立と社会参加に向けた支援を充実するとともに、文化や芸術、スポーツを通じて障害のある人の社会参加を進め、障害のある人への理解を深める施策も講じてきました。
- 加えて、全国で初めてユニバーサルデザイン*の理念を県政全般に導入し、その推進に取り組むとともに、地震対策推進条例に基づき、障害のある人を含めた社会的弱者の視点等に立った防災対策に取り組むなど、障害のある人への先進的な施策を展開してきました。
- しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中であっても、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場面において、障害を理由とする差別を受け、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があります。
- 2022年5月に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の総合的な推進を目的とした、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が施行されました。
- 2024年4月、障害者差別解消法の改正により事業者に対してこれまで努力義務であった「合理的配慮*の提供」が義務化されました。法改正の趣旨を踏まえ、2024年4月、県においても「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例*」の改正を行いました。
- 2021年9月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的

ケア児支援法」という。)が施行され、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念が定められるとともに、国や地方公共団体の責務が明らかにされました。県では、医療的ケア児(者)*に対する地域の支援体制の整備や災害時の支援の検討のため、2025年度に県内の医療的ケア児(者)*の実態把握調査を実施しました。

- 近年、異常気象に伴う大規模な風水害や、2024年1月の能登半島地震の発生、同年8月の南海トラフ地震臨時情報の発表など、自然災害が頻発しています。2025年9月には、台風第15号に伴い障害者支援施設が被災し、災害時における途切れのないサービス提供体制とともに利用者への適切な心のケアの必要性が再認識されました。
- 2025年度に開催した「東京2025デフリンピック」では、日本は過去最多となる51個のメダルを獲得し、サッカー女子、競泳男子、柔道男子で静岡県ゆかりの選手がメダルを獲得するなど、多くの県民が感動し、勇気付けられました。また、デフリンピックの認知度は、2021年の16.3%から2025年には38.4%に上昇しました。デフリンピックを契機に、今後、障害のある人への理解促進が更に進むことが期待されます。
- そこで、今回の障害者計画では、このような障害者施策の取り巻く環境に対応し今後の本県の基本的方向を示しつつ、総合的な推進を図り、ウェルビーイングの視点を取り入れ、「幸福度日本一の静岡県」を目指すため、「静岡県障害者しあわせプラン」と改称し、今後4年間の新たな計画を策定します。

<計画を通じて実現を目指す社会>

- 「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人と障害のない人が、お互いに自然な態度で接することが日常となるような社会の実現を目指します。
- 障害者権利条約、障害者差別解消法及び障害者差別解消条例*やSDGs(持続可能な開発目標)の理念にのっとり、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

2 計画の位置付け

- 静岡県障害者計画は、障害者基本法第11条第2項に定める「都道府県障害者計画」に位置付けられます。また、静岡県障害福祉計画及び静岡県障害児福祉計画は、障害者総合支援法第89条第1項に定める「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項に定める「都道府県障害児福祉計画」に位置付けられます。
- この計画は、静岡県における障害者施策の基本的方向性を示す「障害者計画」と、その方向性に沿った施策目標を実現するための実施計画である「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」により、総合的に推進します。
- この計画は、静岡県総合計画の分野別実行計画であることから、総合計画との一体性を確保しながら、全庁が一丸となって取り組むものです。また、「静岡県地域福祉支援計画*」、「静岡県保健医療計画」、「静岡県長寿社会保健福祉計画」、「しずおかこども幸せプラン」等の関連する計画との連携・整合を図り、本県の障害者関連施策全体の調和を保って推進します。
- この計画の策定に当たっては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定により、同法の趣旨を踏まえた内容とします。
- この計画は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）第8条の規定に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」として位置付けます。
- この計画は、地域の社会資源を有効に活用し、地域の実情に応じたサービスの提供ができるように、市町の障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の円滑な推進を支援するものです。

【前計画期間からの主な制度改正等】

年 月	主な制度改正等の内容
2022年2月	<p>難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県が策定する難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の作成指針を国が基本方針として策定
2022年5月	<p>障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活・社会生活を営む地域にかかわらず、等しく情報を取得 障害のない人と同一内容の情報を同一時点において取得
2023年3月	<p>第5次障害者基本計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生社会の実現に向けた社会的障壁の除去に係る取組の推進等
2024年4月	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の地域生活や就労の支援の強化等による希望する生活の実現
2024年4月	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の義務化
2024年4月	<p>令和4年改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科病院の従事者による虐待を発見した場合の都道府県等への通報を義務付け 医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件を確認 市町長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣
2025年6月	<p>手話に関する施策の推進に関する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるための環境整備 手話文化の保存・承継・発展及び国民の理解と関心の醸成
2026年4月	<p>自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもの自殺対策推進のための体制整備やデジタル技術を活用した施策等の展開
2026年4月	<p>高次脳機能障害者支援法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害者の自立及び社会参加のため、その生活全般（地域での生活、教育、就労、権利擁護、司法手続、家族等）にわたる支援

3 計画期間

第6次静岡県障害者計画の期間は、2026年度から2029年度までの4年間とします。

また、社会情勢の変化等によって必要が生じた場合には、計画の見直しを行うこととします。

区 分		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
総 合 計 画		総合計画（前期） 2018～2021				総合計画（後期） 2022～2025			総合計画 2025～2028				
静岡県 障害者 しあわせ プラン	障害者計画 (障害者基本法)	第4次 2018～2021				第5次 2022～2025			第6次 2026～2029				
	障害福祉計画 (障害者総合支援法)	第5期 2018～2020			第6期 2021～2023		第7期 2024～2026		(第8期) (2027～2029)				
	障害児福祉計画 (児童福祉法)	第1期 2018～2020			第2期 2021～2023		第3期 2024～2026		(第4期) (2027～2029)				

4 障害保健福祉圏域

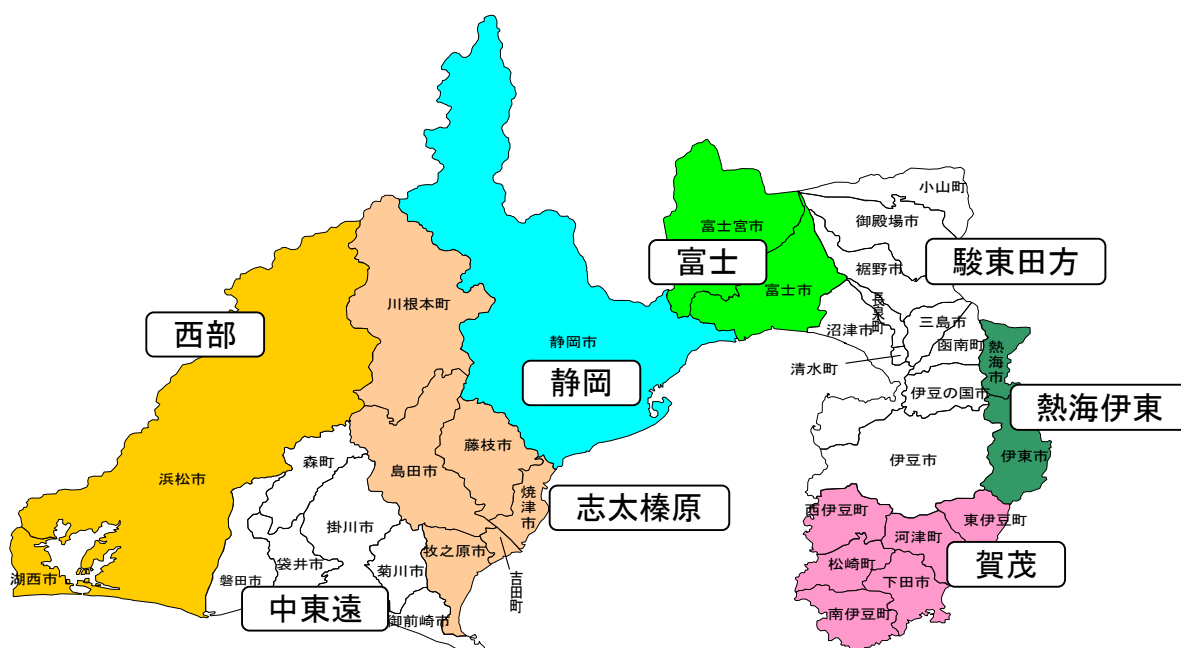
障害者施策は、市町の人口規模や地域の実情、施策の内容等に応じて、地域の社会資源を有効に活用し、広域的な視点から展開することが必要であるため、次の8つの障害保健福祉圏域を設定します。

障害保健福祉圏域は、障害者施策と保健・医療や高齢者保健福祉施策との連携を図るため、県保健医療計画の2次保健医療圏と同じ圏域とします。

また、障害保健福祉圏域は、障害者総合支援法に規定する「当該都道府県が定める区域」となります。

[障害保健福祉圏域] (2026年3月現在)

圏域名	構成市町
賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海伊東	熱海市、伊東市
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富士	富士宮市、富士市
静岡岡	静岡市
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
中東遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
西部	浜松市、湖西市



5 計画の推進と検証・見直し

(1) 推進体制

- ・ 障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境など、多くの分野にまたがっているため、障害の特性やライフステージに応じたきめ細かな一貫したサービスが提供できるよう関係部局・機関が連携し、総合的に取り組みます。
- ・ 県庁内の関係部局で構成する「静岡県障害者計画等策定・推進協議会」において、計画目標の進捗状況等を把握するとともに、計画の着実な推進を図ります。
- ・ 障害のある人に対する障害福祉サービスを地域の実情に応じて計画的に提供できるように市町と連携を図り、施策の効果的な推進に努めるとともに、県内8圏域の圏域自立支援協議会*を核として、圏域単位での計画的な推進を図ります。
- ・ 県や市町はもとより、関係機関、団体、事業所等の連携の下、全ての県民の参加と協力を得て、目標の実現を目指します。

(2) 検証見直し

- ・ 障害者基本法に基づき設置された「静岡県障害者施策推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況の検証・評価を行うことに加え、関係団体が主催する会議に参加するなどして、障害のある人やその家族をはじめとする当事者や関係者の意見を聴く機会を設け、障害者施策のPDCAサイクルを構築し、施策の適時適切な見直しを図っていきます。
- ・ 国における障害保健福祉分野における制度改正、社会情勢の変化及び静岡県障害者施策推進協議会の意見等を踏まえ、計画内容の見直しを行います。

(3) 県・市町の役割分担

① 県の役割

県は、地域によってサービスの偏在が生じないように、地域特性や人口規模等を踏まえ、施設・事業所の適正配置の調整、障害保健福祉圏域間の調整や、先導的施策の誘導を図り、市町が単独で行うことが困難な広域的・専門的な課題に取り組むとともに、市町が行う事業や民間団体等の福祉活動への支援を行います。

また、市町単独では実施困難な事業等にあっては、障害保健福祉圏域内の市町の連携を支援し事業の推進を図ります。

② 市町の役割

市町は、住民に最も身近な立場から、住民ニーズを的確に把握し、地域での生活を支えるための基礎的できめ細かなサービスの提供を行うことが必要です。このため、保健、医療、福祉サービスを総合的・一体的に提供するための基盤整備などを進めていく役割が求められています。

(4) 県民の役割

障害福祉の推進に当たっては、障害のある人もない人も地域社会の中でともに支え合う県民総参加による地域共生社会の実現が求められており、障害のある人及びその障害に対する理解を深めるとともに、県民一人ひとりがお互いに、福祉の受け手であると同時に担い手でもあるという認識の下に、それぞれの立場で、自主的・積極的な活動を行うことが期待されています。

このため、地域活動やボランティア活動に積極的に参加するとともに、地域の中で互いに支え合う組織づくりや仲間づくりが望まれます。

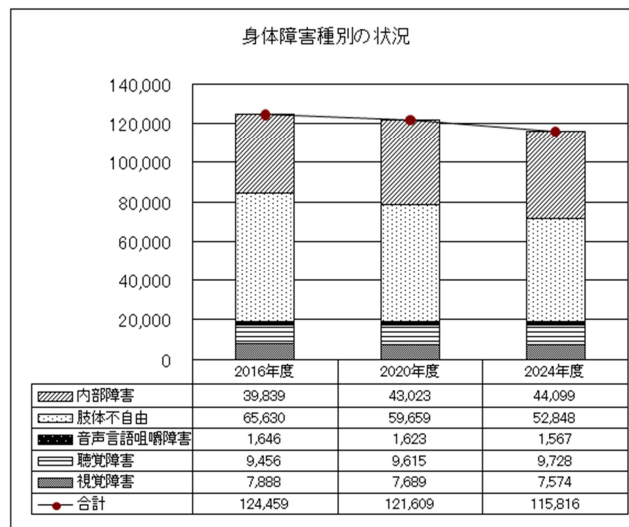
Ⅱ 障害のある人を取り巻く状況

1 障害のある人の状況

(1) 身体障害

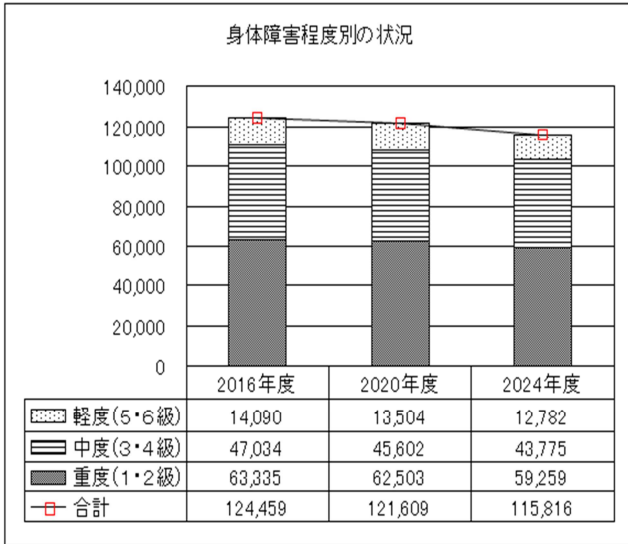
- ・ 県内の身体障害のある人は、2016年度の124,459人から2024年度には115,816人へと8,643人(6.9%)減少しています。
- ・ 障害の種別では、「肢体不自由」が45.6%(2016年度：52.7%)を占め、次いで「内部障害」が38.1%(2016年度：32.0%)、以下、「聴覚障害」8.4%(2016年度：7.6%)、「視覚障害」6.5%(2016年度：6.3%)、「音声・言語・咀嚼障害」1.4%(2016年度：1.3%)という状況です。
- ・ 肢体不自由のある人の比率は7.1ポイント減少している一方で、内部障害は6.1ポイント増加しています。

(単位：人)

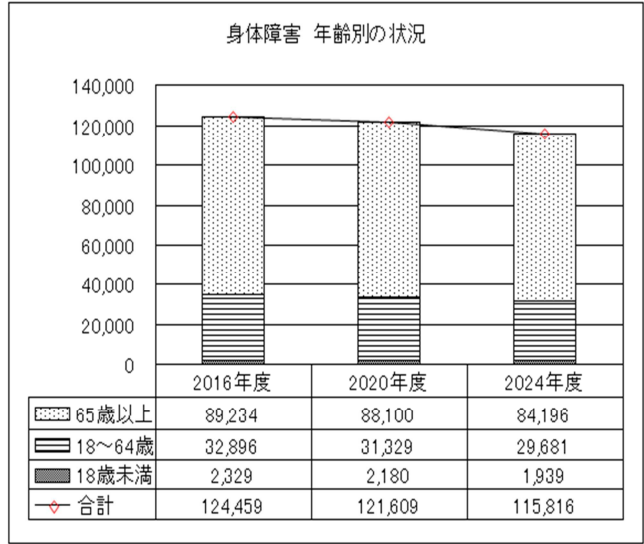


- ・ 重度障害（1級、2級）のある人の割合は、2016年度の50.9%から、2024年度には51.2%へと、0.3ポイント増加しています。
- ・ 65歳以上の人の割合は、2016年度の71.7%から2024年度には72.7%へと、1.0ポイント増加しています。近年の状況は、65歳未満の障害のある人の割合は減少している一方で、65歳以上の障害のある人の割合の増加により、障害のある人の高齢化が進んでいることがわかります。

(単位：人)



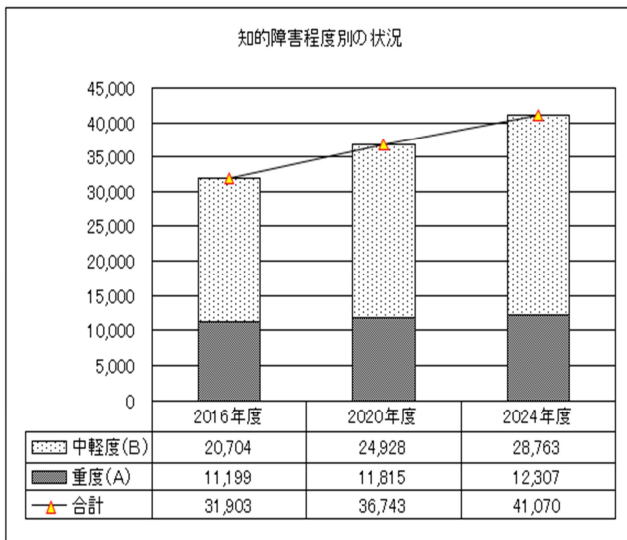
(単位：人)



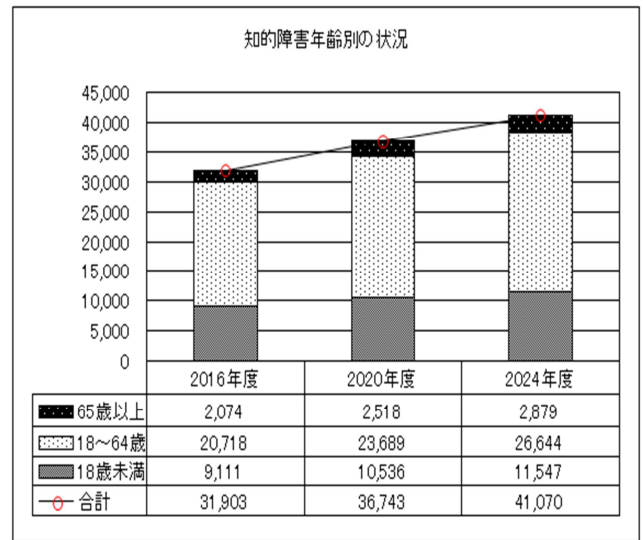
(2) 知的障害

- ・ 県内の知的障害のある人は、2016年度の31,903人から2024年度には41,070人へと、9,167人（28.7%）増加しています。全体数は増加していますが、重度者の割合は、2016年度の35.1%から2024年度には30.0%へと減少傾向にあります。
- ・ 65歳以上の人の割合は、2016年度の6.5%から2024年度には7.0%へと、0.5ポイント増加しています。

(単位：人)

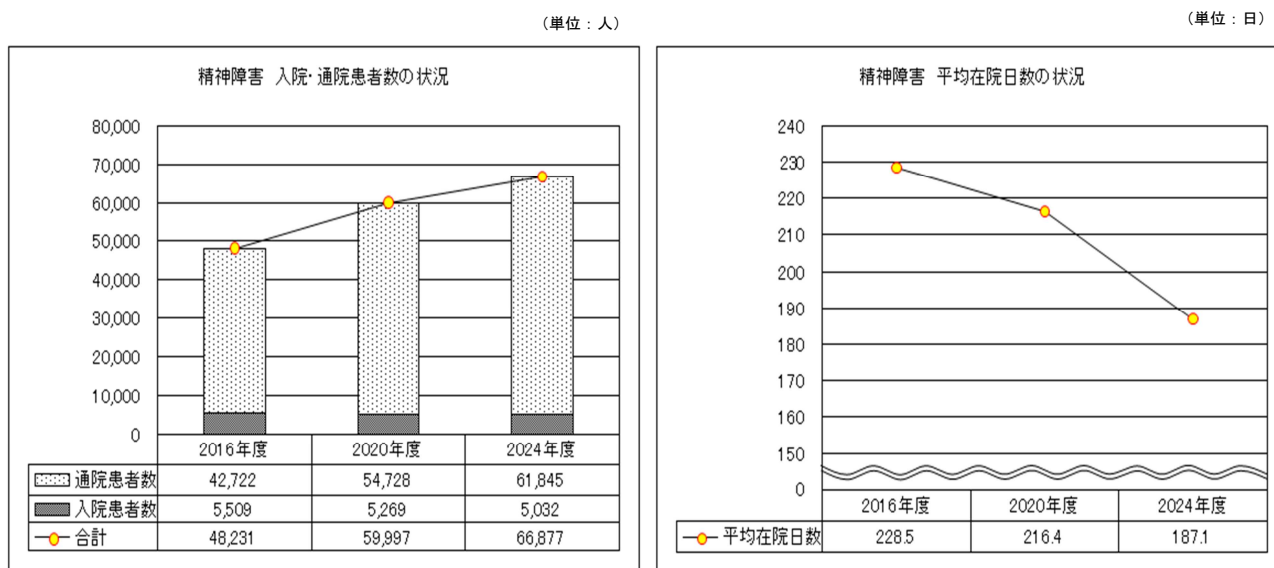


(単位：人)



(3) 精神障害

- ・ 県内の精神障害のある人は、2016年度の48,231人から2024年度には66,877人へと、18,646人(38.7%)増加しています。
- ・ 入院患者数は、2016年度の5,509人から2024年度には5,032人へと、477人(8.7%)減少している一方、通院患者数は、2016年度の42,722人から2024年度には61,845人へと、19,123人(44.8%)増加しており、入院医療中心から地域におけるケア中心へ進みつつあります。
- ・ 入院では、平均在院日数は2016年度の228.5日／人から2024年度には187.1日／人と短くなっていますが、1年以上の長期入院者が全体の51.1%を占めています。
- ・ 治療技術の向上や向精神薬の開発等が進み、精神障害に関する医療環境が改善されていることから、早期退院が可能な状況になっています。



(4) 重症心身障害児(者)*及び医療的ケア児(者)*

- ・ 2021年9月に施行された医療的ケア児支援法により、保育や教育を行う体制の拡充とともに、医療的ケア児等支援センター*における相談支援や情報提供、関係機関と連携した支援体制の整備が求められています。
- ・ 本県では、2022年7月に静岡県医療的ケア児等支援センター*を設置し、当事者等からの相談体制を整備するとともに、人材の開拓・養成、関係機関との連携体制の構築などを総合的に実施しています。
- ・ 2020年度に実施した「在宅で生活する重度の心身障害のある方及び日常的に医療的ケアが必要な方に関する調査」では、当事者の家族が在宅生活における医療的ケアへの不安、介護等にかかる時間的・体力的負担などを抱えていることがうかがえます。

- ・重症心身障害児(者)*が受診できる身近な診療所の調査を行い、県ホームページで情報提供することで、当事者家族等が医療を受けやすい環境を整えています。
- ・本県では、医療的ケア児等の実態把握調査を行っており、2025年10月にとりまとめた調査結果においては、県内に居住する65歳未満の医療的ケア児等の人数は4,381人となっています。

(5) 発達障害*及び強度行動障害*

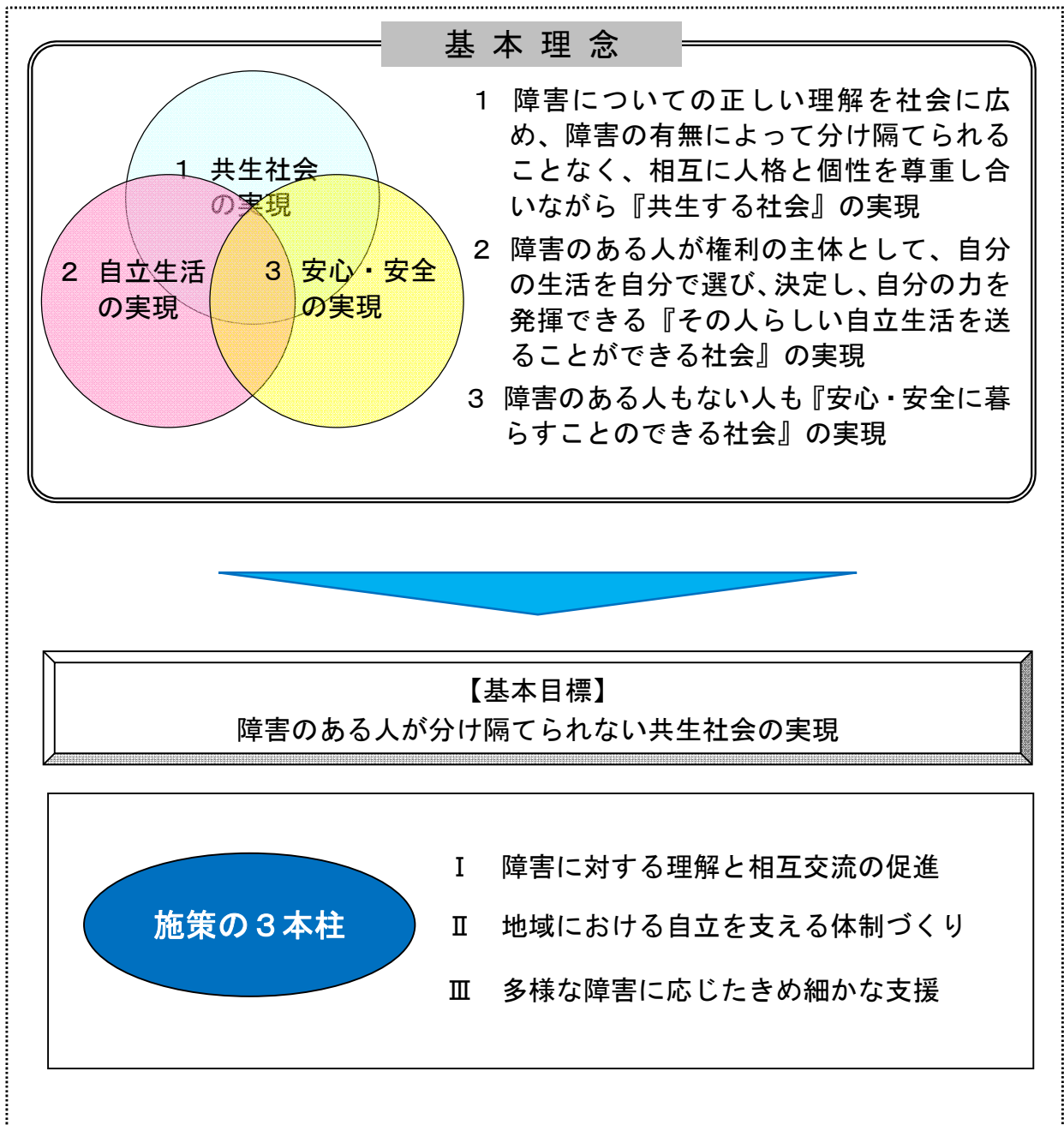
- ・県内の自閉症スペクトラム障害*等の発達障害*のある人の正確な人数は把握できていない状況ですが、発達障害に対する社会的認知の高まりに伴い、療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者数は、2020年度末の4,234人から4年間で1,806人(42.7%)増加し、2024年度末では6,040人となっています。
- ・本県では、東部(沼津市)と中西部(島田市)の2か所に発達障害者支援センター*を設置しており、2024年度の相談実績は802件となっています。
- ・2018年度に医療、福祉、教育、労働などの有識者から構成される「発達障害者支援地域協議会」を設置し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、支援体制の整備について協議を行っています。
- ・2025年に実施した強度行動障害*のある方の実態調査の結果、県内の強度行動障害のある人は、3,266人でした。実態調査結果を分析し、強度行動障害のある人に対する支援を強化する必要があります。

(6) 難病等

- ・2025年4月から、障害者総合支援法の対象となる疾患が376疾患に拡大されました。
- ・2014年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立したこと等により、2025年4月1日現在、指定難病348疾患、特定疾患等7疾患(国指定4疾患、県指定2疾患、先天性血液凝固因子障害等)が医療費助成の対象となっています。
- ・2018年度からは指定難病に関する事務が政令市に移管されていますが、政令市を含む県内の受給者証交付件数は、2016年度の26,996人から2024年度には29,726人に増加しています。
- ・対象疾患の分類が神経系、血液系等多岐にわたり、患者の年齢も乳幼児から高齢者までおり、日常生活の動作についても全介助が必要な人から自立できている人まで多様です。また、患者は、病状により入院している人から在宅で療養を続けている人まで療養形態も単一ではありません。

Ⅲ 計画の基本的方向性

1 基本理念と基本目標



2 第6次障害者計画における重点施策

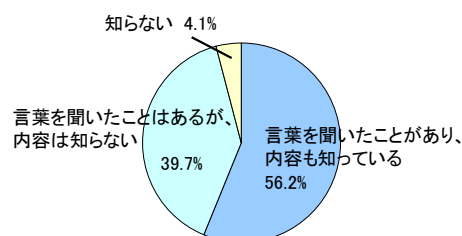
第6次計画では第5次計画を継承しつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、下記の4項目を「重点的に取り組む施策」として位置付け、取組の推進を図ります。

＜重点1＞障害者差別解消に向けた、合理的配慮*の提供の更なる促進

2024年4月に障害者差別解消法の改正法が施行され、事業者において、合理的配慮*の提供が義務付けられました。法改正の趣旨を踏まえ、2024年4月、県においても「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例*」の改正を行うとともに、啓発等を通じて県民の理解促進に取り組んできました。

2025年度に実施した県政インターネットモニターアンケートによると、「(障害のある人に対する)「障害者差別解消条例*」を聞いたことがある人のうち、「合理的配慮*」の考え方を知っている人」と答えた方は56.2%という結果となりました。

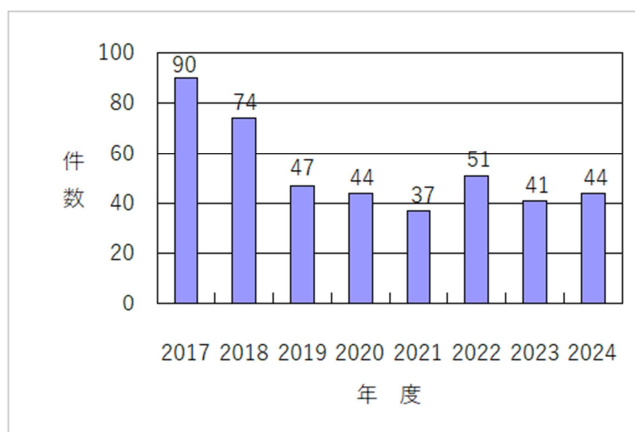
＜(障害のある人に対する)合理的配慮の認知度＞



障害を理由とする差別に関する相談件数は、2024年度は44件でした。県障害者差別解消相談窓口が設置された2017年度が90件で、その後減少傾向にありましたが、近年は、年間40件前後で推移しています。

県では、民間事業者等の取組を支援するため、障害者差別解消等に精通した専門家をアドバイザーとして派遣するなど、引き続き、関係団体と協力し各種施策の一層の推進を図ります。

＜障害を理由とする差別に関する相談件数＞

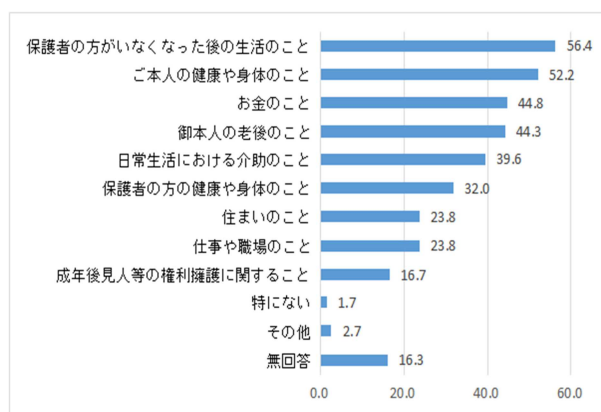


＜重点2＞「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり

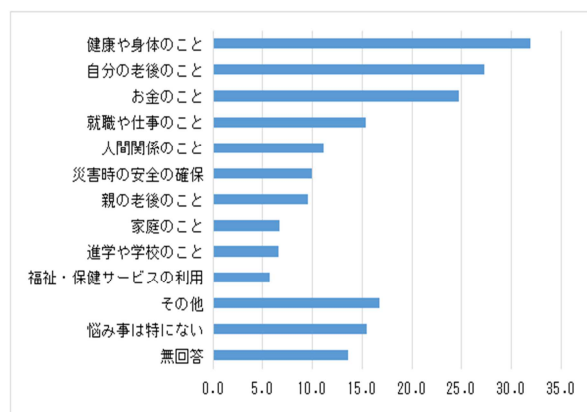
高齢化が進む中で、障害のある人の高齢化も例外ではなく、またその保護者の高齢化に伴う介護の問題や親亡き後の支援体制についても深刻な課題となっています。

「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、今後の本人の生活における保護者の心配事として「保護者がいなくなった後の生活のこと」が最も多く、更に本人の現在の悩み事として、健康や身体のことに加えて「自身の老後のこと」が挙げられています。これらを踏まえ、相談支援体制の充実やグループホーム*の計画的な整備、日中活動系サービスの充実が求められています。また、40年後の2065年には4人に1人が75歳以上という推計も示されており、長期的な視点の下、障害のある方を支える基盤整備が求められています。

＜今後のご本人の生活における心配事(保護者回答)＞



＜現在のご本人の悩み事＞



＜重点3＞大規模地震や風水害等の災害発生時に向けた防災体制の充実

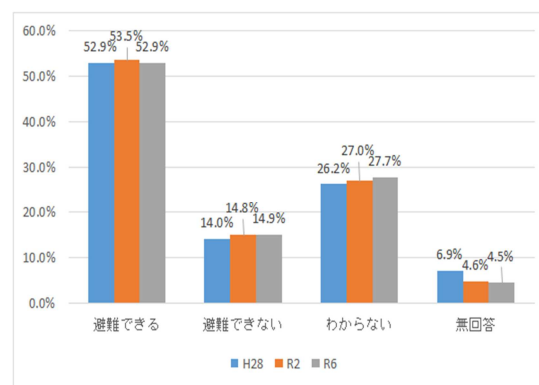
近年、頻発化・激甚化する大規模地震や風水害等の緊急時において、障害のある方を含む要配慮者*の迅速かつ安全な避難と、避難所や在宅を含めた避難先の確保及び障害福祉サービスの提供の継続が求められています。

「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、災害等の緊急時に、一人または支援を受けながら安全に避難ができると回答した人の割合は52.9%でした。

調査は、能登半島地震の発生(2024年1月)や南海トラフ地震臨時情報の発表(2024年8月)よりも後に実施されましたが、前回調査(53.5%)より低い結果となりました。

このことを踏まえ、平時における個別避難計画の作成の促進及び緊急時において適時・適切に情報取得を可能とするための体制整備が求められています。

＜緊急時に安全に避難できる人の割合＞



＜重点4＞医療的ケア児等に対する支援の充実

医療技術の進歩等を背景にして、新生児特定集中治療室(NICU)等からの退院後、たんの吸引や経管栄養など、在宅で医療的ケアを必要とする人が増加しています。県が2025年10月にとりまとめた調査結果においては、県内に居住する65歳未満の医療的ケア児等の人数は4,381人となっています。

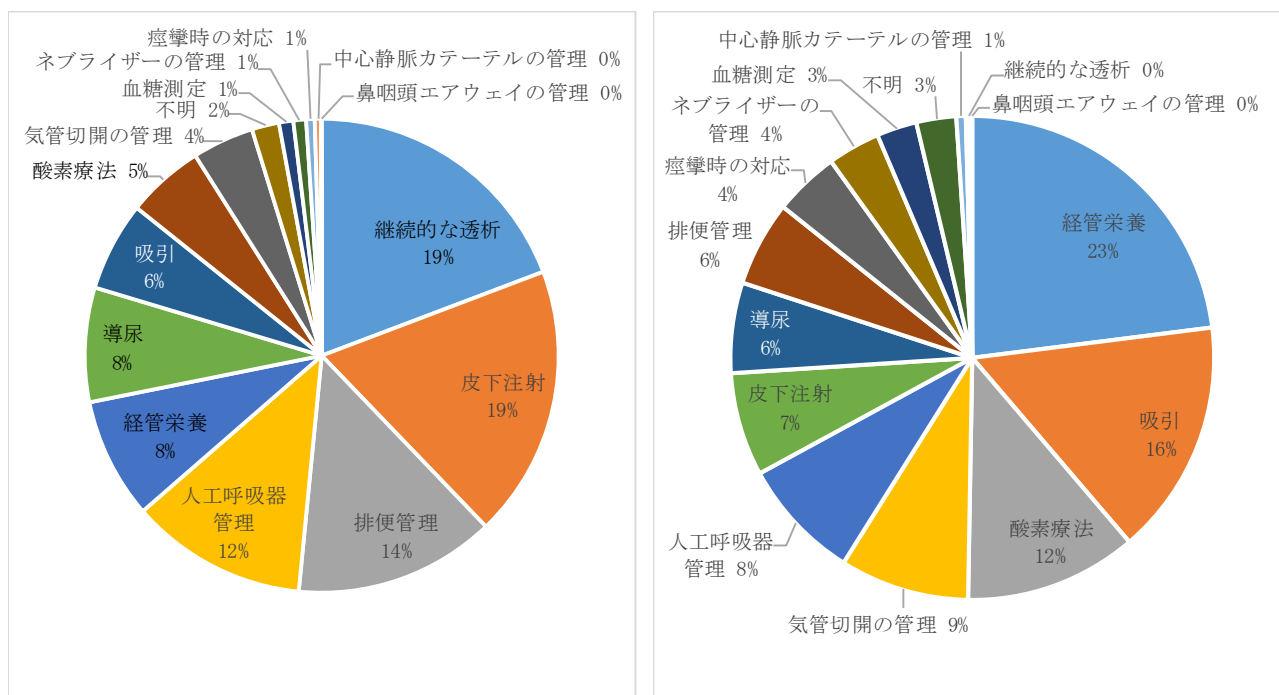
県では、2021年9月に施行された医療的ケア児支援法を受けて設置した医療的ケア児等支援センター*を拠点とし、相談体制の整備、人材の開拓・養成、多職種による連携体制の構築等に取り組んでいます。

今後、実態把握調査によって明らかになった医療的ケア児等の分布状況と短期入所*サービス事業所等の社会資源の偏在状況を照らし合わせ、社会資源が不足している地域での資源開発に取り組むとともに、医療的ケア児等及びその家族のニーズに合致した支援策を講じ、医療的ケア児等が安心して生活できる支援体制の構築を図ります。

(単位：人)

	児 (0～17歳)	者 (18～64歳)
4,381	714	3,667

【医療的ケアの内容】



(2025年度医療的ケア児者の実態把握調査)

3 施策の体系

施策の柱	施策の方向性	具体的な施策の内容
I 障害に対する理解と相互交流の促進	1 障害者差別解消条例*に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮*の提供の推進	(1) 差別解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待防止対策の推進 (4) 福祉教育・地域交流の推進 (5) 関係団体等との協働の推進 (6) 投票しやすい環境の整備
	2 情報アクセシビリティの向上	(1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (2) 静岡県読書バリアフリーの推進
	3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興	(1) 障害者スポーツの振興 (2) 文化芸術活動の振興
II 地域における自立を支える体制づくり	1 身近な相談支援体制整備の推進	(1) 相談支援の充実 (2) 相談支援従事者等の人材育成
	2 暮らしを支える福祉サービスの充実	(1) 地域での支え合い活動の推進 (2) 介護保険制度*との連携 (3) 福祉人材の養成・確保 (4) 適切なサービスの確保 (5) 施設サービスの充実 (6) 福祉用具・身体障害者補助犬*の普及・拡充 (7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発
	3 施設や病院から地域生活への移行の促進	(1) 訪問系・日中活動系サービスの充実 (2) 居住の場の充実 (3) 精神障害のある人の地域移行の促進 (4) 矯正施設*退所障害者に対する社会復帰支援の充実
	4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進	(1) 一般就労への支援 (2) 障害のある人の雇用の推進 (3) 職場定着の支援 (4) 福祉的就労への支援 (5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進

	5 地域での保健・医療体制の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 自殺総合対策の推進 (3) ひきこもり*の状態にある人に対する支援の充実 (4) 地域リハビリテーション*体制の充実 (5) 質の高い医療及び歯科医療の提供
	6 地域や施設における防災体制等の充実	(1) 地域における防災体制の充実 (2) 施設における防災体制の充実 (3) 施設における感染症対策の推進
	7 安心して暮らせるまちづくり	(1) ユニバーサルデザイン*に基づくまちづくりの整備促進 (2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進 (3) 防犯対策の推進 (4) 交通安全対策の推進 (5) 消費者としての利益の擁護及び増進
Ⅲ 多様な障害に応じたきめ細かな支援	1 早期支援体制の整備	(1) 早期発見対策の充実 (2) 早期療育の充実
	2 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システム*の推進と教育相談体制の充実 (2) 特別支援教育等の充実
	3 重症心身障害児(者)*・医療的ケア児(者)*に対する支援の充実	(1) 重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援
	4 発達障害*のある人に対する支援の充実	(1) 発達障害のある人に対する支援 (2) 強度行動障害*のある人に対する支援
	5 精神障害のある人に対する支援の充実	(1) 精神障害のある人に対する支援
	6 難病を抱える人に対する支援の充実	(1) 難病患者に対する支援

【第 2 部】 各 論

I 障害に対する理解と相互交流の促進

1 障害者差別解消条例*に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮*の提供の推進

(1) 差別解消の推進

【現状と課題】

- 障害のある人の権利の実現に向けた措置等を規定した障害者権利条約が、2006年12月の国連総会において採択され、2008年5月に発効しました。我が国は、2007年9月に署名しましたが、締結に当たっては、まず国内法令の整備に取り組んでほしいとの障害者団体の意見を踏まえて、関係法令の整備等を経て2014年2月から発効しています。
- 障害者権利条約の趣旨を基本原則として取り込む形で、差別の禁止を規定した改正障害者基本法が2011年8月に、その規定を具体化する障害者差別解消法が2013年6月に公布されました。更に、2021年6月に改正障害者差別解消法が公布され、事業者による「合理的配慮*の提供」の義務化が盛り込まれ、2024年4月に施行されました。
- 県内では、障害福祉団体の要望、意見等を踏まえた障害者差別解消条例*が、2017年3月に公布、同年4月に施行されました。また、2024年4月に障害者差別解消法の改正に合わせ、同法の趣旨を踏まえ条例改正を行いました。
- 県が2025年度に実施した「県政インターネットモニターアンケート」によると、障害者差別解消法やヘルプマークについては、66.4%が知っている、合理的配慮*のことばや内容については、56.2%が知っているなど、5年前と比較して着実に認知度が上昇しています。
- 障害のある人との対話においては、日常生活や就労機会において障害のあることに対する差別や偏見を感じる場面があり、地域や学校教育における啓発等が必要であるという声がありました。
- 県が2024年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」によると、障害のある人をめぐる人権上の問題点として、48.9%の人が「障害のある人に対して社会の中に偏見や差別意識があること」と回答しており、5年前と比較して1ポイントの改善となっています。
- 2024年度に県、市町及び県専門相談窓口が対応した「障害を理由とする差別に関する相談件数」は、前年度より3件多い44件でした。分野別の内訳では、「交通機関の利用」が12件と最も多く、続いて「行政」が8件という結果になりました。相談者は、本人からが27件と最も多く、続いて家族からが8件という結果になりました。

【県の取組】

ア 障害に対する正しい理解と合理的配慮*の推進

- ①障害及び障害のある人に関する正しい知識を県民が習得するため、当事者と協働した啓発活動など必要な施策を実施します。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ②障害者差別解消条例*に基づく「障害を理由とする差別解消推進県民会議*」を開催することで広く県民の意見を反映し、県民と一体となって障害を理由とする差別の

解消を推進します。〔健康福祉部障害者政策課〕

- ③改正障害者差別解消法及び本県の改正障害者差別解消条例*が2024年4月に施行されたことに伴い、全ての民間事業者において「合理的配慮*の提供」ができるように、取組事例の作成や民間事業者等への専門家からなる合理的配慮アドバイザーの派遣等により、一層の周知・啓発を行います。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ④静岡県障害者差別解消相談窓口で専門の相談員を配置し、障害を理由とする差別に関する相談に対応します。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ⑤障害を理由とする差別事案の解決を図る申立てがあったときは、静岡県障害者差別解消支援協議会による助言・あっせんや、知事による勧告、公表により紛争の解決を図ります。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ⑥障害を理由とする差別を解消するための取組に関して顕著な功績があった個人、事業者又は団体を表彰します。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ⑦義足や人工関節、難病など援助を必要としていることが外見で分からない人々が必要な援助を得やすくするための「ヘルプマーク」の配布、企業や学校等への出前講座等による啓発、警察等への周知を図ります。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ⑧日常生活においても障害のある人への声かけを行う「声かけサポーター」を養成します。〔健康福祉部障害福祉課〕

イ 啓発・広報の推進

- ①障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の浸透のため、「障害者週間*」（12月3日～9日）や「精神保健福祉普及運動週間」（10月）、「人権週間」（12月4日～10日）、「愛の援聴週間*」（3月3日～9日）「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障害*啓発週間」（4月2日～8日）など様々な機会をとらえ、障害のある人や関係団体、市町と連携しながら、障害のある人に対する理解を図るための啓発活動を推進します。
〔健康福祉部障害者政策課〕、〔健康福祉部障害福祉課〕、〔健康福祉部地域福祉課〕
- ②障害のある人との心のふれあい・交流をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間*のポスター」を広く県民から募集し、障害及び障害のある人に対する関心を広げ、理解を促進します。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ③全ての県民が障害の有無にかかわらず互いに理解し、認めあい助けあって生活していくため、幼少期からの相互理解を深める教育や地域における交流を推進します。
〔健康福祉部子ども未来課〕、〔教育委員会〕
- ④身体障害者補助犬*が果たす役割の重要性について、県民の理解を深めるため、パンフレットの作成配布、小学校等での講習会の開催などの広報・啓発を行います。
〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑤「福産品一人一品運動*」による販路拡大を通じて、県民への障害のある人に対する

理解を促進します。[健康福祉部障害者政策課]

ウ 心のユニバーサルデザイン*の普及

- ①共生社会への理解を深めるため、ユニバーサルデザイン*の理念や知識を学ぶ講座や、障害のある人や高齢者のサポートなど様々な事例に対応するための実践的な講座を実施します。[くらし・環境部県民生活課]

エ 人権教育・人権啓発等の推進

- ①障害のある人の人権が尊重されるよう、人権啓発センター*を中心に学校、地域社会、関係機関と連携しながら、出前人権講座や講演会などの開催、マスメディアのほか、インターネット等を活用した効果的な広報活動の展開などあらゆる場における人権教育・人権啓発を推進します。[健康福祉部地域福祉課]

- ②自他の人権を大切にできる態度や行動力を育むため、教科等の指導、日常的な指導、学年・学級経営など、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進し、教職員や児童生徒の人権意識の醸成を図るなど、一人ひとりの多様性を認め、互いに尊重する教育を推進します。[教育委員会]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
障害を理由とする差別解消推進県民会議*参画団体数	(2024年度) 281 団体	(2028年度) 313 団体
「合理的配慮*」に関する講師の派遣企業数	(2024年度) 7 件	(2024～28年度) 累計 71 件
ヘルプマーク周知啓発出前講座等開催数	(2024年度) 6 回	(毎年度) 12 回
声かけサポーター養成数	(2024年度) 191 人	(毎年度) 250 人
「人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合	(2025年度) 40.0%	(2030年度) 50.0%以上
人権啓発講座等参加者数	(2024年度) 25,389 人	(毎年度) 25,000 人

(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 障害者権利条約の目的である、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人に対する権利利益の侵害等の対策を更に推進していくことが求められています。
- 障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が適切に反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援することが必要です。
- 障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な人もおり、結果として人権や財産に対して不利益を受けるおそれがあるため、支援体制等の充実が求められています。

- 障害のある人が自己の判断能力が十分でないために、様々なサービスを適切に利用できない場合等にも、その権利を擁護していく必要があります。
- 1948年から1996年までの約50年間に、多くの方々が、旧優生保護法に基づき、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術（不妊手術）等を受けることを強いられてきました。2024年7月の最高裁判所判決において、旧優生保護法の優生手術に関する規定を憲法違反とした上で、優生手術等を受けられた方に対する国家賠償が認められました。

【県の取組】

- ①判断能力が十分ではない人の権利を擁護するため、成年後見制度*の利用促進に向けて市町の地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の運営などの取組を支援します。[健康福祉部地域福祉課]
- ②障害のある人が地域で安心して自立した生活を送れるようにするため、県社会福祉協議会と連携し、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを行う日常生活自立支援事業*を推進します。[健康福祉部地域福祉課]
- ③利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供に向け、運営適正化委員会*による日常生活自立支援事業*の適正な運営の確保や的確・迅速な苦情解決を促進します。
[健康福祉部地域福祉課]
- ④利用者の支援や権利擁護等の取組が、指定基準等に基づいて適切に行われるように、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等に対して運営指導等を実施します。
[健康福祉部障害者政策課]、[健康福祉部福祉指導課]
- ⑤障害のある人をめぐる人権問題の解決のため、人権啓発センター*による人権相談等を実施します。[健康福祉部地域福祉課]
- ⑥利用者保護のため、障害福祉サービス事業所等における苦情解決体制を整備します。
[健康福祉部福祉指導課]
- ⑦旧優生保護法による誤った施策が推進されてきたことに鑑み、このような事態を二度と繰り返さないように、優生思想を根絶し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害のある人について理解を深めるための教育や啓発などの施策を推進します。
[健康福祉部障害者政策課]、[健康福祉部こども未来課]、[健康福祉部地域福祉課]
- ⑧精神科病院の入院者のうち、外部からの交流が途絶えがちな入院者に対し、入院者訪問支援事業等を通して、本人が適切に意思の表明ができるような施策を推進します。
[健康福祉部障害福祉課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
成年後見制度*利用促進研修参加人数	(2019～24年度) 累計 5,275 人	(2019～28年度) 累計 9,300 人

(3) 虐待防止対策の推進

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、生活をしている中で、差別や虐待を受けたことが「ある」という回答が16.7%でした。また、「相談したが解決していない」が34.7%、「相談したが対応してもらえなかった」が5.1%と4割近くが問題解決に至っていない結果となりました。
- 「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」という「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)の趣旨の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害福祉サービス事業所をはじめとする、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る必要があります。
- 障害のある人やその家族、障害福祉サービス事業者や障害のある人を雇用している使用者に対し、障害者虐待防止法の理解を深めるための取組が必要です。
- 障害者虐待の状況等に関する調査によれば、2024年度における県や市町で対応した障害者虐待に係る相談等の件数は235件でした。養護者による虐待に係る相談等が118件で、このうち虐待と判断された件数は62件でした。また、障害福祉施設従事者等による虐待に係る相談等は117件で、このうち虐待と判断された件数は29件でした。
- 2024年度に改正精神保健福祉法が施行され、精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに都道府県知事等へ通報することが義務付けられました。
- 2024年度における、精神保健福祉法に基づき県が対応した県内(政令市を除く)の精神科病院における業務従事者による障害者虐待に係る通報・相談等の件数は77件でした。このうち虐待と判断された件数は5件でした。

【県の取組】

- ① 県障害者虐待防止支援センター*を拠点として、障害者虐待の防止や通報義務等について、障害のある人やその家族、事業者等へ広報・啓発を行うとともに、権利擁護等の支援を担う市町障害者虐待防止センターの活動を支援します。[健康福祉部障害者政策課]
- ② 障害者虐待の未然防止を図るため、相談窓口となる市町職員や相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等に対して研修を実施します。[健康福祉部障害者政策課]
- ③ 養護者による障害者虐待のうち、権利擁護など対応が難しいケースに関して、弁護士、社会福祉士による専門職チームを派遣し、市町の活動を支援します。[健康福祉部障害者政策課]
- ④ 障害者虐待のおそれが認められる事案において、市町障害者虐待防止センターから警

察に立入調査に関する援助要請があった場合には、個々の事案に応じて市町の活動を支援します。〔健康福祉部障害者政策課〕、〔警察本部〕

⑤障害福祉サービス事業所等における障害者虐待の通報があった場合には、市町と連携し、立入調査等の権限を適切に行使します。〔健康福祉部福祉指導課〕

⑥精神科病院における患者の療養環境の向上を図るとともに、入院患者の人権に配慮した適切な医療を確保するため、入院の必要性や入院患者の処遇に重点をおいた審査・指導を実施します。〔健康福祉部障害福祉課〕

⑦県では、精神科病院における虐待通報窓口を設置して虐待事案に対応するほか、障害者虐待の未然防止のための措置や、業務従事者による障害者虐待を発見した場合の通報義務等に関する周知等が確実にされるように、精神科病院に対する実地指導においてその取組状況を確認します。〔健康福祉部障害福祉課〕

⑧精神科病院における業務従事者による障害者虐待の通報があった場合には、実地調査等の権限を適切に行使します。〔健康福祉部障害福祉課〕

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
障害者虐待防止・権利擁護研修参加者数	(2024年度) 472人	(2025～29年度) 累計2,250人

(4) 福祉教育・地域交流の推進

【現状と課題】

- 社会の多様化が進む中、障害の有無や性別、年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められています。
- 障害に対する理解を深めるためには、障害のある人と関わりを持ち、その人の障害特性だけでなく人となりを知り、人権を尊重し、相手のことを思いやる気持ちを持つことが重要です。

【県の取組】

①学校と障害者支援施設等との交流を進めるなど、学校での総合的な探究の時間・総合的な学習の時間や道徳科・特別活動等、教育活動の中で福祉教育の充実を図ります。

[教育委員会]

②幼少期からのあらゆる世代における福祉教育を推進します。〔健康福祉部福祉長寿政策課〕

③ボランティア活動などふれあいを大切にした体験学習を実施し、個性や多様性を認め合う教育を推進します。〔教育委員会〕

④こどもの多様性を認め、全てのこどもが共に学び、共に育つ環境を整備するため、特別支援学校*と地域の幼稚園等・小学校・中学校・高等学校の幼児児童生徒や地域社会の人々との交流を推進します。〔教育委員会〕

⑤地域の小中一貫グループへの特別支援学校*の参画やコミュニティスクールの活用により、地域のインクルーシブ教育システム*を推進します。また、特別支援学校の高等部分校が設置されている高等学校では、高等学校で開設されている科目を特別支援学校の希望する生徒が選択して授業を受ける等、インクルーシブな学校運営を促進します。

[教育委員会]

⑥障害のある人や高齢者、こどものふれあいの場となる地域の見守り拠点や交流の場である「居場所」づくりを推進します。[健康福祉部福祉長寿政策課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
保育・介護体験実習を行った高等学校の割合	(2024年度) 88.8%	(2029年度) 100%

(5) 関係団体等との協働の推進

【現状と課題】

●障害当事者団体においては、構成員の高齢化と新規加入者の減少による組織力の低下が懸念されています。障害のある人の自立した地域生活や社会参加の促進のため、障害当事者団体の主体的な福祉活動を支援していく必要があります。

【県の取組】

①身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神保健福祉会連合会、難病団体連絡協議会ほか関係団体と協力しながら各種事業を実施するとともに、各団体の主体的な福祉活動への必要な支援を行います。[健康福祉部障害者政策課]、[健康福祉部障害福祉課]、[健康福祉部疾病対策課]

②障害のある人の生活の支援や社会参加を促進するため、県社会福祉協議会等と連携して民間社会福祉団体の活動の充実強化を図ります。[健康福祉部福祉長寿政策課]

(6) 投票しやすい環境の整備

【現状と課題】

●障害のある有権者が選挙に関する情報を取得できる環境を整備するとともに、期日前投票所を含む投票所において、障害のある有権者が円滑に投票することができるように、引き続き投票所のバリアフリー化に取り組んでいくことが必要です。

【県の取組】

ア 選挙情報の提供

①政見放送が可能な選挙については、政見放送への手話通訳や字幕の挿入について円滑な運用に努めます。[選挙管理委員会]

②県選挙管理委員会が発行する選挙公報について、点字版や音声版を作成して候補者情報の提供に努めます。[健康福祉部障害福祉課]、[選挙管理委員会]

イ 投票に対する配慮

①投票所において、障害のある人のための駐車スペースの確保や段差がある場合にスロープを設置してバリアフリー化を図るなど、障害のある人にとって投票しやすい

環境を整備するように市区町選挙管理委員会に働きかけます。

[健康福祉部福祉長寿政策課]、[選挙管理委員会]

②投票所において、車いす用の投票記載台、点字による候補者名簿、点字器、文鎮、記載に当たっての補助具など、障害のある人や介助が必要な人がより投票しやすい設備や備品を準備するように市区町選挙管理委員会に働きかけます。[選挙管理委員会]

③自書ができない人に対し、代理投票が可能であることを周知するように市区町選挙管理委員会に働きかけます。[選挙管理委員会]

④障害のある人に対し、投票のわかりやすい説明・対応ができるように市区町選挙管理委員会に働きかけます。[選挙管理委員会]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
投票所のうち、入口に段差のない投票所又は段差を解消するための措置が採られた投票所の割合	(2025年度) 100%	(毎年度) 100% (維持)

2 情報アクセシビリティの向上

(1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【現状と課題】

- 障害のある人もない人も、相互のコミュニケーションを確保するためには、言語である手話*の普及や障害特性に配慮した要約筆記、点字、録音等のコミュニケーション手段の充実を図ることが重要です。
- ICT関連機器等の発達は、障害のある人の情報収集や発信、コミュニケーション等をサポートし、就労も含めた社会参加を促進します。ICTの進展等を踏まえ、情報のユニバーサルデザイン*化を進め、障害のある人の自立と社会参加を更に促進していく必要があります。
- 警察の捜査手続において、障害があるためにコミュニケーションや物事の理解に困難を伴うことがあります。このため、障害の程度・特性を踏まえた適切な配慮が必要です。
- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、視覚に障害のある人が希望する情報提供の媒体として、「拡大文字」という回答が42.0%と最も多く、次いで「録音物」が38.7%、「パソコンによるテキストデータ」が12.8%でした。また、聴覚に障害のある人がコミュニケーション手段として回答したものは、「補聴器」が74.3%と最も多く、次いで「筆談(要約筆記)」が36.7%でした。

(聴覚障害)

- 県は、手話*が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する施策の推進を図ることなどを目的とした手話言語条例を2018年3月に公布、施行しました。
- 2020年12月に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が施行され、電話による意思疎通を手話*や文字チャットにより仲介する「電話リレーサービス」が2021年7月から開始されています。
- 2025年6月に「手話*に関する施策の推進に関する法律」が施行され、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるための環境整備や、手話文化の保存・承継・発展及び国民の理解と関心を深めることが求められています。

(視覚障害)

- 2019年6月に施行された「読書バリアフリー法」を踏まえ、障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会の実現が求められています。

【県の取組】

ア コミュニケーション手段の充実

- ①感染症の拡大時や災害時など、聴覚に障害のある人への手話通訳者*の派遣が困難な場合の情報保障として、「遠隔手話通訳」を活用します。[健康福祉部障害福祉課]
- ②電話リレーサービスの認知度向上に向けた周知・広報を行います。[健康福祉部障害福祉課]

- ③視覚や聴覚に障害のある人の自立と社会参加を促進するため、スマートフォン等のICT機器を活用した生活訓練を行い、コミュニケーション能力の向上を支援します。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ④障害のある人の職場等における業務内容への適応やコミュニケーションの確保のため、職場適応援助者(県ジョブコーチ)*を派遣します。精神障害者雇用に関する従業員の理解や職場環境整備を支援するため、精神障害者職場環境アドバイザーを企業等に派遣し、研修会や相談会を実施します。〔経済産業部産業人材課〕
- ⑤事件当事者等となった障害のある人に対しては、障害特性に応じた配慮を行い、事情聴取をはじめ、適切な対応を図ります。また、研修会等において、障害者の特性について理解を深め、担当者の実務能力の向上に努めます。〔警察本部〕

イ コミュニケーション支援人材の養成・派遣

- ①聴覚や音声・言語機能に障害のある人等とない人が、円滑なコミュニケーションを図ることができるように、手話通訳者*、要約筆記者*、失語症者向け意思疎通支援者*を養成・派遣します。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ②盲ろう者のコミュニケーション及び移動を支援するための盲ろう者向け通訳兼介助者*を養成・派遣します。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ③視覚や聴覚に障害のある人が情報を取得しやすい環境を拡充するため、点訳・音訳奉仕員(ボランティア)や手話通訳者*を養成し、資質の向上を図る研修を行います。〔健康福祉部障害福祉課〕

ウ 情報のユニバーサルデザイン*化の推進

- ①県聴覚障害者情報センターにおける字幕・手話*入りDVDの制作や、情報機器の貸出しなど、聴覚に障害のある人への情報提供体制の充実を図ります。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ②県視覚障害情報支援センターの機能強化を図り、メールマガジンの配信やICTを活用した図書提供等、視覚に障害のある人への情報提供体制の充実を図ります。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ③視覚に障害のある人が必要とする情報を正確に届けるため、点字、拡大文字、音声(音声デージーやSPコード)、電子データ(テキスト形式)による情報提供に取り組みます。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ④静岡県手話言語条例により、県は手話*を使いやすい環境の整備等に関する施策を定めていることから、条例の基本理念や手話及びろう者*に対する理解・啓発に取り組みます。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑤県民誰もが手話*で簡単なあいさつができることを目指す「手話であいさつを」運動を推進するとともに、民間事業所・団体が開催する手話講習会に講師を派遣して手話の普及に取り組みます。〔健康福祉部障害福祉課〕

⑥県の「ウェブアクセシビリティ方針*」に則して、毎年度、県ホームページのアクセシビリティ適合試験を行い、すべての人が利用しやすいホームページを目指します。

[総務部広聴広報課]、[企画部電子県庁課]

⑦県の「ウェブアクセシビリティ方針*」を踏まえ、障害のある人が見やすい配色や音声等に配慮したホームページを作成し、保健・福祉関係の情報をインターネット等で提供します。[健康福祉部障害福祉課]

⑧障害のある人が利用しやすい観光施設や宿泊施設などの観光情報をインターネット等で提供します。[スポーツ・文化観光部観光振興課]

⑨知事記者会見への手話通訳導入や、「県民だより」の点字版・音声版の作成、動画へのテロップの挿入などにより、県政の話題や施策に関する情報を提供します。

[総務部広聴広報課]

⑩障害のある人が、県議会の活動状況を知り、県議会への理解を深められるように、「県議会だより」の点字版・音声版を発行するとともに、県議会ホームページにおいて音声版を掲載するほか、本会議のインターネット中継に手話通訳映像を挿入して配信します。[議会議務局政策調査課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
手話通訳者*養成研修修了者	(2021～24年度) 累計 94 人	(2025～28年度) 累計 120 人
「手話*であいさつを」運動参加者数	(2024年度) 1,480 人	(毎年度) 1,600 人

(2) 静岡県読書バリアフリーの推進

【現状と課題】

- 2019年6月、「読書バリアフリー法」が施行されました。国では、同法第7条に規定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を2020年に策定しました。
- 「読書バリアフリー法」第8条において、地方公共団体は、国の基本計画を勘案し、各地域の取組状況を踏まえた視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を策定することとされています。このため、県では、本項目を「静岡県読書バリアフリーの推進に関する計画」として位置付けます。

【県の取組】

- ①県立図書館は、県内公立図書館、学校図書館等の実情を踏まえて、アクセシブルな電子書籍・大活字本等のバリアフリー資料充実のための情報提供、視覚障害者等が利用しやすい施設・設備・ウェブサイト等の整備に関する情報提供を行います。[教育委員会]
- ②県立図書館は、大活字、LLブック、点字資料等のバリアフリー資料を提供します。

[教育委員会]

- ③県立図書館は、児童コーナー設置の「りんごの棚*」を充実します。[教育委員会]
- ④視覚障害者等に対し、関係機関等と連携しつつ、デージー図書*等の利用等ができるシステム(国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス*、サピエ図書館*等)について周知するとともに、アクセシブルな電子書籍や端末機器の利用方法について広報します。[教育委員会]
- ⑤県立図書館は、関係機関等と連携しつつ、視覚障害者等に対し、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス*、サピエ図書館*等を活用できるように支援します。
[教育委員会]
- ⑥県立図書館は、点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材を確保するため、関係機関が実施する研修に協力します。[教育委員会]
- ⑦新県立図書館の整備において、視覚障害者等に配慮した資料、施設、設備の充実を進めます。[教育委員会]
- ⑧視覚に障害のある人や発達障害*のある人等の意見を聴きながら、県立図書館と視覚障害者情報支援センターをはじめとする関係機関とが連携して、障害のある人の読書環境の整備を推進します。[健康福祉部障害福祉課]、[教育委員会]

3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興

(1) 障害者スポーツの振興

【現状と課題】

- 「スポーツ基本法」では、スポーツとは「生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」と位置付けられており、「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進」しなければならないとされています。
- 障害者差別解消条例*では、障害のある人のスポーツの振興を通じて、スポーツの機会の確保や障害のある人とない人との相互理解の促進に努めるとしています。
- 障害のある人が生涯を通じてスポーツに参加することは、健康維持や社会参加に大きく役立つとともに、共に支え合う共生社会の実現につながります。パリ 2024 パラリンピック競技大会では、静岡県勢は、陸上、競泳、自転車、ボッチャ、車いすラグビーで、金メダル3個を含む計9個のメダルを獲得しました。本県ゆかりの選手の活躍により高まった障害者スポーツへの関心を一過性のもので終わらせないためにも、更なる取組が必要です。
- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、最近1か月間に行った社会参加として、スポーツは11.4%とコロナ禍であった前回調査(9.6%)より高い割合となりました。また、今後したい社会参加についても、スポーツが20.8%と前回(17.2%)より高い割合となっています。

【県の取組】

- ① 障害者スポーツ振興の中核的役割を担う、静岡県障害者スポーツ協会の活動を支援するとともに、競技団体等の関係者から意見を伺いながら、誰もが利用しやすい施設の整備・運営を進め、障害のある人もない人も共にスポーツに参加できる環境を整備し、障害者スポーツの裾野拡大を図っています。[スポーツ・文化観光部スポーツ振興課]
- ② 県障害者スポーツ協会と連携し、障害のある人の地域スポーツ活動が円滑に推進されるように障害者スポーツ団体の育成・振興や、地域の各団体等への支援を行います。また、多様化する障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員を養成・確保し、技術の指導や競技レベルの向上を図ります。[スポーツ・文化観光部スポーツ振興課]
- ③ パラリンピックやデフリンピック等の国際大会に出場するパラトップアスリートに対して、県障害者スポーツ協会や競技団体等と連携し、強化活動を支援します。
[スポーツ・文化観光部スポーツ振興課]
- ④ 障害のある人に対する社会の理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、静岡県障害者スポーツ大会(わかふじスポーツ大会)を開催します。
[スポーツ・文化観光部スポーツ振興課]
- ⑤ パラスポーツ応援隊を招いた講演や実技指導を開催し、障害者スポーツに取り組む人を増やします。[スポーツ・文化観光部スポーツ振興課]

- ⑥障害者スポーツを通じた社会参加の促進及び自己実現が達成できるように、関係団体や関係者のニーズ把握を行います。[スポーツ・文化観光部スポーツ振興課]
- ⑦ネットワーク型障害者スポーツセンター*への参加施設を増やし、障害のある人の身近な地域でのパラスポーツ活動を推進します。[スポーツ・文化観光部スポーツ振興課]
- ⑧東京 2025 デフリンピックのレガシーを承継するため、手話サポーターの養成を進めるとともに、手話サポーターを組織化することで、様々な手話普及活動や様々なデフスポーツイベントへのサポーターの参加を推進します。[健康福祉部障害福祉課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	(2024 年度) 49.7%	(2029 年度) 70%
静岡県障害者スポーツ大会(わかふじスポーツ大会)への参加者数	(2024 年度) 2,174 人	(2028 年度) 3,000 人
ネットワーク型障害者スポーツセンター*構成施設数	(2024 年度) 0 施設	(2028 年度) 100 施設

(2)文化芸術活動の振興

【現状と課題】

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、文化芸術は、「これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすもの」とされており、芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、幅広い障害のある人のニーズや多様な特性に応じた環境づくりを行う必要があります。
- 障害者差別解消条例*では、障害のある人の文化芸術活動の振興を通じて、文化芸術活動の機会の確保や障害のある人とない人との相互理解の促進に努めるとしています。
- 「障害のある方の実態調査」(2024 年度)によると、最近 1 か月間に行った社会参加として、文化・芸術活動は 13.8%と前回調査(10.4%)より高い割合となりました。また、今後したい社会参加では、文化・芸術活動が 22.8%と前回調査(20.2%)よりも高い割合となっています。
- 文化芸術活動に取り組む障害のある人や、その支援者等を支援するために、静岡県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと*」の積極的な事業展開が求められています。

【県の取組】

- ①障害のある人が文化芸術に親しむことができるように、文化施設等において、障害のある人に配慮した多様な展示方法や舞台発表、ワークショップ等の取組を進めます。
[スポーツ・文化観光部文化政策課]
- ②県民の文化芸術活動に参加する機会の充実と、相互理解の促進による共生社会を実現するため、県文化協会及び障害者福祉団体等との連携により、「静岡県芸術祭ふぁいん

だーアート部門」を開催します。[スポーツ・文化観光部文化政策課]

- ③「みらーと*」では、支援コーディネーター・専門アドバイザーを配置し、活動環境や発表機会の創出、権利保護などの相談に対応するとともに、障害福祉サービス事業所の支援員などへ特性に応じた指導方法等のセミナーを開催します。また、支援者のネットワークを構築し、情報共有等により支援体制の強化を図ります。

[スポーツ・文化観光部文化政策課]

- ④県内各所で障害のある人の作品を日常的に鑑賞することができるようにするため、「まちじゅうアート」事業を強化し、展示作品数を増やします。また、障害者芸術ポータルサイトでは、Web美術館や作者紹介等のコンテンツを充実するなど、いつでも手軽に鑑賞する機会を提供し、障害者文化芸術の魅力を発信します。

[スポーツ・文化観光部文化政策課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
県芸術祭ふあいんだーアート部門の参加・鑑賞者数	(2024年度) 2,582人	(2028年度) 3,500人

Ⅱ 地域における自立を支える体制づくり

1 身近な相談支援体制整備の推進

(1) 相談支援の充実

【現状と課題】

- 障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、乳幼児期から高齢期に至るまで、様々なライフステージに応じた相談支援体制を確立していく必要があります。
- 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉の課題解決に向けた検討や情報共有の場として、市町自立支援協議会*が設置されています。また、市町単位では解決できない課題を検討する場として、各障害保健福祉圏域に圏域自立支援協議会*が設置されています。
- 親元からの自立や地域生活への移行等に係る相談機能を持つ「地域生活支援拠点等*」の整備及び地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター*」の設置が、2024年4月より努力義務化され、2025年4月1日時点で26市町で設置されています。
- 障害のある人が、個々の特性・状況・ニーズに応じた多様なサービスを主体的に選択し、計画的に利用していくため、専門的な相談支援体制の充実を図る必要があります。

【県の取組】

ア 広域的な相談支援体制の整備

- ①障害のある人の地域生活支援の中核を担う相談支援事業所及び市町自立支援協議会*に対して技術的助言等を行うなど、圏域スーパーバイザー*を各障害保健福祉圏域に配置し、市町の相談支援体制の充実を図ります。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ②各障害保健福祉圏域に設置した圏域自立支援協議会*に専門部会を設置し、地域課題の解決に向けた検討を進めます。障害のある人の就労(福祉的就労を含む)や地域移行、障害児支援など、特定の専門的課題への対応を図ります。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ③拠点コーディネーターによる地域移行等を促進する機能を持つ「地域生活支援拠点等*」の整備及び相談支援専門員による地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター*」の設置が努力義務とされたことを受け、全ての市町における相談支援体制の整備を支援します。〔健康福祉部障害者政策課〕

イ 専門的な相談支援の実施

- ①身体障害者更生相談所*、知的障害者更生相談所*、児童相談所*、精神保健福祉センター*、発達障害者支援センター*、医療的ケア児等支援センター*、福祉事務所、保健所等の専門機関の機能を強化するとともに、一層の連携を図ります。
〔健康福祉部障害者政策課〕、〔健康福祉部障害福祉課〕、〔健康福祉部福祉長寿政策課〕、〔健康福祉部子ども家庭課〕
- ②当事者及びその家族の福祉の向上を図るため、発達障害者支援コーディネーター、高次脳機能障害*のある人に対する支援コーディネーター*を県内に配置するとともに、地域における相談・支援業務を行う医療的ケア児等コーディネーター*の計画的な配置を促進します。〔健康福祉部障害福祉課〕

③障害のある人が地域で自立した生活ができるように関係機関と協力して、障害者就業・生活支援センター*に就業支援員や生活支援員を配置し、就業面及び生活面での相談支援を行います。[健康福祉部障害者政策課]、[健康福祉部福祉長寿政策課]

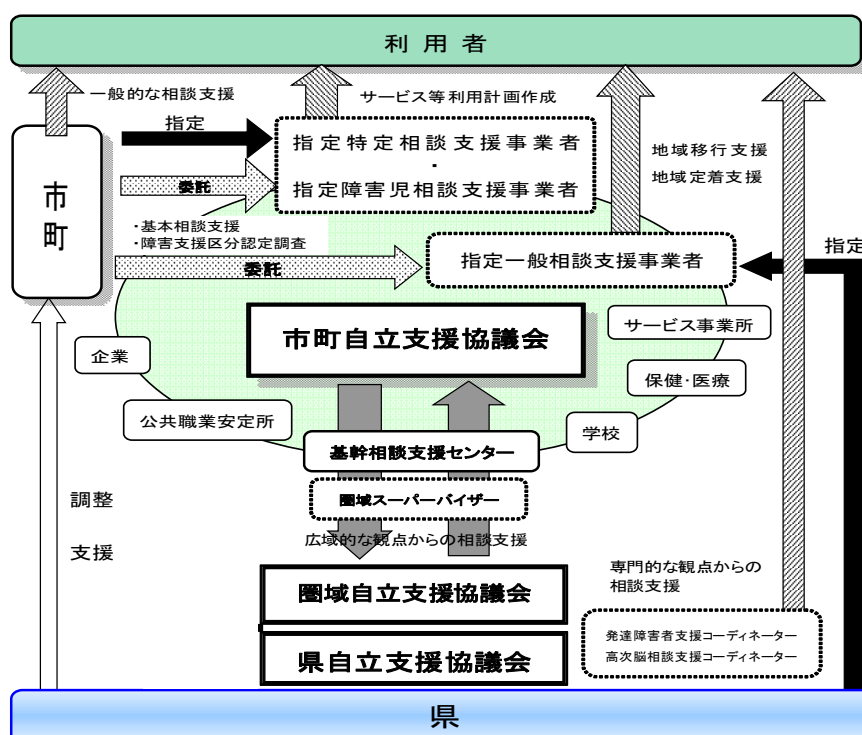
④保健師、精神保健福祉士等による精神障害のある人等への相談支援(電話、窓口、訪問等)を充実します。[健康福祉部障害福祉課]

⑤緊急に医療を必要とする精神障害のある人からの相談等に24時間365日対応できる精神科救急情報センター(精神科救急情報ダイヤル)の体制確保及び周知を図ります。

[健康福祉部障害福祉課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
基幹相談支援センター*設置市町数	(2025年度) 26市町	(2029年度) 35市町



(2) 相談支援従事者等の人材育成

【現状と課題】

- 障害のある人の多様なニーズに対応し、障害福祉サービスを適切に提供するためには、相談支援専門員*とサービス管理責任者*等の養成及び資質向上を図ることが必要です。
- 近年は、特に就労系及び児童通所系のサービス事業者が増加しており、これらのサービスの質を確保するために、適切なスキルを持った人材の養成が必要となっています。また、障害のある人の高齢化及び重度化に伴い、より高い専門性を持つ人材の養成が必要です。

- 障害により明確な意思表示ができない方についても、可能な限り意思疎通手段を確保し、本人の意思を尊重できる支援者を育成することが必要です。
- 多様な障害特性やライフステージに応じた相談支援ができる人材の育成が必要です。

【県の取組】

- ①静岡県障害福祉人材育成ビジョンに基づき、質の高いケアマネジメントを含むソーシャルワークを実践できる相談支援専門員*や、相談支援に関して指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成するための研修を実施します。また、専門コース別研修を実施し、より障害のある人のニーズに寄り添った相談支援体制の整備を推進します。[健康福祉部障害者政策課]
- ②障害福祉サービス等の支援方針に関して重要な役割を担うサービス管理責任者*及び児童発達支援管理責任者*を養成するための研修を実施します。また、スキルアップ研修を実施し、サービスの質の向上に努めます。[健康福祉部障害者政策課]
- ③相談支援専門員*、サービス管理責任者*等の養成に当たっては、障害により明確な意思表示ができない方についての意思決定支援や虐待防止に関するカリキュラムを実施します。[健康福祉部障害者政策課]
- ④身体障害者相談員*や知的障害者相談員*、民生委員・児童委員*に対して、専門知識向上のための研修や情報提供を行い、資質の向上を図ります。
[健康福祉部障害福祉課]、[健康福祉部地域福祉課]
- ⑤在宅の重症心身障害児(者)*及び医療的ケア児(者)*の介護ニーズに対応するためには、24時間対応等の包括的・継続的なサービスの提供が不可欠となります。このため、地域における行政、福祉、教育、医療等の連携を図り、重症心身障害児(者)等を支援し総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーター*を養成します。[健康福祉部障害福祉課]
- ⑥多様化・複合化する地域の生活課題に対応するため、分野や属性に関わらず相談を受け止める包括的な「相談支援」など、市町の体制整備を支援します。
[健康福祉部福祉長寿政策課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
相談支援専門員*養成数	(2024年度) 153人	(毎年度) 192人

2 暮らしを支える福祉サービスの充実

(1) 地域での支え合い活動の推進

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、障害者支援施設等に入所・入院している人のうち22.5%が、今後、施設以外で暮らすために「地域住民の障害者への理解」が必要と回答しています。
- 障害のある人、高齢者、子ども、生活困窮者等、全ての人々が世代やその背景を問わず、一人ひとりの個性や多様性を尊重し認め合いながら、人と人、人と社会がつながり、役割や生きがいを持って社会に参加し、誰もが支え、支えられる地域共生社会の実現が求められています。
- 個人や世帯が抱える生活課題が多様化・複雑化する中、分野や属性に関わらず、あらゆる相談を受け止め、生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供される支援体制の構築が求められています。
- 障害福祉サービス事業所は、高齢者福祉サービス事業所に比べて数が少ないことから事業所まで通うのが困難などの問題があり、障害のある人が身近な地域で利用できるサービスの充实在が求められています。
- 障害のある人、高齢者、子どもの相談窓口がそれぞれ分かれています。相談を希望する人の中には複合的な問題を抱えている場合があります。よりよい解決のために、複合的な問題を総合的に受け付けることができる体制が必要となっています。
- 障害のある人が、その人らしい自立した地域生活を実現するためには、地域の創意工夫によるきめ細かな支援が必要であり、市町や自治会をはじめ、社会福祉協議会等の福祉団体、民生委員・児童委員*、NPO*、ボランティア、企業等の多様な主体による地域福祉活動を促進するとともに、その連携を強化し、地域力を向上する必要があります。

【県の取組】

- ① 障害のある高齢者の孤立防止、地域での支え合いやコミュニティづくりのため、障害のある人、高齢者、子どもなど、誰もが利用できる地域の交流の場である「居場所」づくりを推進します。〔健康福祉部障害者政策課〕、〔健康福祉部福祉長寿政策課〕
- ② 多様化・複合化する地域の生活課題に対応するため、社会とのつながりを再構築する「参加支援」、地域の活動環境の整備等の「地域づくりに向けた支援」など、市町の包括的な支援体制の整備を支援します。〔健康福祉部障害者政策課〕、〔健康福祉部福祉長寿政策課〕
- ③ NPO*等による社会貢献活動を促進するため、NPO活動を支援する市民活動センターとの連携の充実を図るとともに、NPOを対象とした講座の開催等により運営基盤強化を支援します。〔くらし・環境部県民生活課〕
- ④ 県社会福祉協議会と連携して、市町社会福祉協議会や県ボランティア協会等を支援し、地域のボランティア活動を促進します。〔健康福祉部福祉長寿政策課〕

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
包括的な支援体制を整備した市町数	(2024 年度) 14 市町	(2029 年度) 35 市町

(2) 介護保険制度*との連携

【現状と課題】

- 本県の身体障害のある人のうち 65 歳以上の割合は、2017 年 3 月末には 71.7%でしたが、2025 年 3 月末には 72.6%となっており、高齢化が進んでいます。
- 障害のある人も介護保険適用年齢に達すると介護保険制度*が利用できるようになります。被保険者における介護保険給付と自立支援給付*との適用関係については、給付調整規定に基づき、介護保険給付が優先されることになっています。

【県の取組】

- ①高齢の障害のある人が自立支援給付*から介護保険給付へ円滑に移行できるように、適切な制度運用を図ります。[健康福祉部障害者政策課]、[健康福祉部介護保険課]
- ②介護保険制度*の介護保険給付に加え、更にサービスを必要とする高齢の障害のある人に対しては、引き続き障害福祉サービスの提供に努めます。[健康福祉部障害者政策課]
- ③介護保険制度*による訪問介護との連携を図ります。[健康福祉部障害者政策課]

(3) 福祉人材の養成・確保

【現状と課題】

- 福祉の仕事に対するマイナスイメージや理解不足等から、人材が集まりにくい福祉分野では、人材不足の状況が続いています。
- 障害のある人の多様な福祉ニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、障害福祉従事者の資質の向上を図る必要があります。
- 福祉・介護職と他の業種との賃金格差を縮め、福祉職が確固とした雇用の場として成長していけるように、障害者支援施設等で直接処遇に従事する福祉・介護職員の賃金の処遇改善を図る必要があります。

【県の取組】

- ①障害福祉分野を含む社会福祉に従事する人材の確保と資質向上のため、県社会福祉人材センター*において、福祉人材のマッチング、きめ細かな個別就労支援や充実した研修を実施します。[健康福祉部福祉長寿政策課]
- ②2024 年 10 月に静岡県障害福祉人材サポートセンターを開所し、「静岡県障害福祉ナビゲーター」の大学等への派遣や障害福祉サービス事業所等における若手職員の職場定着のための研修会等を開催するなど、障害福祉人材の確保を促進します。

[健康福祉部障害者政策課]

- ③障害の特性に対応できる専門性の高いホームヘルパー*や重度訪問介護*従業者、障害のある人の外出支援を行う同行援護従業者*や移動介護従業者*等を養成するための研修を実施するとともに、指定研修事業者の充実を図ります。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ④知的障害のある人が、福祉サービスの「受け手」から「担い手」となるように障害当事者向けの知的障害者等居宅介護*職員養成研修を実施します。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ⑤聴覚に障害のある人とない人が、円滑なコミュニケーションを図ることができるように、手話通訳者*及び要約筆記者*の養成と資質向上を図るための研修を実施します。
〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑥手話言語に関わる人たちの裾野を拡大するため、高校生等の若年層を対象とした手話サポーターの養成を促進し、組織化を図ります。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑦盲ろう者(視覚及び聴覚に重複した障害のある人)の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション支援、移動支援に従事する盲ろう者向け通訳兼介助者*の養成と資質向上を図るための研修を実施します。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑧障害のある人の就労や通勤の支援を行う職場適応援助者(県ジョブコーチ)*の養成と資質向上を図ります。また、企業内ジョブコーチを育成し、日常的な配慮や社員同士の協力体制の充実を図ります。〔経済産業部産業人材課〕
- ⑨重症心身障害児(者)*及び医療的ケア児(者)*に対応できる在宅支援サービスを拡げていくため、看護・介護・福祉職等への研修を行うとともに、多職種のネットワーク化による重症心身障害児(者)等の在宅支援を担う人材の確保・充実を図ります。
〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑩障害福祉サービス等の報酬における処遇改善加算制度*を活用し、福祉・介護職員の賃金の一層の引上げを図り、更なる人材の確保及び障害者支援施設等の安定的な運営を支援します。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ⑪障害福祉サービス施設等の職員の業務負担軽減のため、介護ロボットやICT機器等の導入を促進します。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ⑫障害福祉分野への転職を促進するため、就職支援金の貸付を実施します。
〔健康福祉部障害者政策課〕
- ⑬自らの障害や疾病の経験を活かして、同じような経験がある人に対して支援を行う障害者ピアサポーター等を養成する「障害者ピアサポート研修」を実施します。
〔健康福祉部障害福祉課〕

(4) 適切なサービスの確保

【現状と課題】

- サービス提供事業者は、日頃から感染対策の徹底を行う必要があります。
- 障害のある人が地域で生活を継続するためには、居宅介護(ホームヘルプサービス)*

等の訪問系サービスや生活介護(デイサービス)*等の日中活動系サービス等、在宅サービスの充実が不可欠です。

- 地域で暮らす障害のある人に障害福祉サービス等を適切に提供するため、事業者に対する指導・監督等を行う必要があります。
- たんの吸引等の医療的ケアについては、一定の研修を受け県から認定を受けた介護職員等に加え、2017年1月以降の国家試験に合格した介護福祉士にも認められることになりました。

【県の取組】

- ①身近な地域でいつでも必要な障害福祉サービス等が利用できるように、サービス提供体制の充実を図るとともに、各市町と連携してサービスの内容や手続き等の周知を図ります。[健康福祉部障害者政策課]
- ②障害のある人が身近な場所で障害福祉サービス等を受けることができるように、介護事業所等における共生型サービス*等の提供を支援します。
[健康福祉部障害者政策課]、[健康福祉部福祉長寿政策課]
- ③障害福祉サービスが不足する場合に、事業者の指定要件を満たしていなくても市町が自立支援給付*費の対象と認めることができる基準該当障害福祉サービス*制度を活用してサービスを提供できるように、事業者への周知と制度の普及を図ります。
[健康福祉部障害者政策課]
- ④障害福祉サービス事業者等に対し、サービス利用者のニーズに的確に対応した事業を実施するとともに、不正行為を未然に防止し、法令遵守義務の履行を確保する観点から業務管理体制*の整備についての指導・助言を実施します。[健康福祉部福祉指導課]
- ⑤介護職員等によるたんの吸引等が適正に行われるように制度の普及啓発に努めるとともに、喀痰実施事業者の登録・指導を実施します。また、たんの吸引等を実施する介護職員が、必要な時に適切な研修が受講できるように、研修機関の充実を図ります。
[健康福祉部障害者政策課]、[健康福祉部福祉指導課]
- ⑥福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアルを作成し、感染予防チェックリストや感染者発生時の対応フローを示すなど、サービス提供事業者を支援します。
[健康福祉部福祉指導課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
障害福祉サービス1か月当たり利用人数	(2024年度) 38,129人	(2028年度) 47,249人
障害福祉サービス事業所数	(2024年度) 2,687箇所	(2026年度) 3,238箇所

(5) 施設サービスの充実

【現状と課題】

- 障害者支援施設に入所している人の地域生活への移行が進み、県内の施設入所者数や入所定員は減少しましたが、一方で、施設入所サービスを必要としている人がいるため、施設入所待機者が解消されていません。また、地域移行した施設利用者が、高齢化や身体状況の悪化等により地域生活が困難となり、再び施設入所が必要となる場合もあります。
- 施設サービスを充実させるため、利用者の障害種別、程度、ライフステージに応じた指導・訓練や健康管理支援等の充実に努め、施設利用者の視点に立った施設福祉サービスの向上を図っていく必要があります。
- 養護者による障害者虐待があった場合の一時的保護の受入れや福祉避難所*など、施設による地域への支援機能の充実を図る必要があります。
- 県立施設は、利用者のニーズに対応した支援等をより効果的に提供していく必要があります。

【県の取組】

ア 入所を必要とする人への施設サービスの提供

- ①真に入所による支援を必要とする人がサービスを利用することができるように、県内の障害者支援施設の入所定員を維持するとともに、地域での生活を希望する又は生活する能力がある施設入所者の地域生活への移行を促進し、施設入所待機者の減少を図ります。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ②障害の状況や介護者の状況などに応じて、施設入所を必要とする人が施設サービスを円滑かつ公平に利用することができるように、待機者の入所の必要度を客観的に評価し、入所順位を決定する入所利用調整を行います。〔健康福祉部障害者政策課〕

イ サービスの質の向上

- ①施設が提供する様々なサービス等を、地域で生活する障害のある人が利用できるように、地域への支援機能の充実を図ります。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ②事業者指導等を通じて、職員の適正配置、設備の確保、適切な利用者の処遇等に関する事業者のサービス提供体制をチェックします。また、施設における苦情解決体制や評価制度を整備するとともに、障害者支援施設等に対する研修の充実により利用者本位のサービスの質の向上を図ります。〔健康福祉部障害者政策課〕、〔健康福祉部福祉指導課〕

ウ 県立施設の適切な管理

- ①磐田学園については、引き続き県内の知的障害児施設の中核として、入所支援はもとより、福祉人材の確保・養成等にも積極的に取り組んでいきます。

〔健康福祉部障害福祉課〕

(6) 福祉用具・身体障害者補助犬*の普及・拡充

【現状と課題】

- 障害のある人の自立と社会参加の促進のため、個々のニーズに合った福祉用具の活用

を推進することが必要です。

【県の取組】

- ①身体に障害のある人の自立や社会参加を促進するため、市町が実施する補装具*の給付に関して、要否の判定など専門的な支援を行います。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ②障害のある人の日常生活の質の向上が図られるように、市町が実施する日常生活用具*の給付等事業の円滑な実施を支援します。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ③視覚、聴覚、肢体に重度の障害のある人の自立や社会参加を支援するため、日常生活動作を補助する身体障害者補助犬*(盲導犬*、聴導犬*、介助犬*)の育成・給付を促進します。また、店舗等での受入れ拒否等が発生しないように、身体障害者補助犬法の趣旨・目的等の啓発を行うほか、相談窓口を設置します。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ④県工業技術研究所で行う新成長戦略研究や企業・大学等と連携した福祉機器分野の研究、技術指導等を通じて、ニーズに対応した福祉機器の開発を支援します。

〔経済産業部商工振興課〕

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
身体障害者補助犬*利用希望者に対する給付率	(2024年度) 100%	(毎年度) 100% (維持)

(7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、障害のある人の34.4%が障害を理由とする年金を、8.0%が障害を理由とする手当を受給しています。また、月平均の収入は5万円から10万円未満が最も多く、25.4%を占めています。
- 主な収入源について障害種別で見ると、身体障害のある人は「障害を理由とする年金以外の年金を受給している(41.1%)」、知的障害のある人及び精神障害のある人は「障害を理由とする年金を受給している(知的：55.0%、精神：46.2%)」の割合がそれぞれ高くなっています。
- 障害のある人の生活の安定を図るため、医療や福祉の制度、年金や手当の制度、税の減免や各種料金の割引など、経済的支援制度の充実と周知が必要です。
- 医療費助成や生活資金貸付等の充実による経済的負担の軽減が必要です。

【県の取組】

ア 医療の給付・医療費の助成

- ①心身の障害状態の軽減又は障害を除去するために必要な障害者総合支援法に基づく自立支援医療*を給付します。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ②重度の障害のある人が適切な医療サービスを受けることができるように、医療費の自己負担分を助成する重度障害者(児)医療費助成を実施します。〔健康福祉部障害福祉課〕

イ 生活資金の貸付

- ①所得が少ない世帯や障害のある人が、地域で安定した生活を送ることができるように、生活福祉資金の貸付や相談支援を行う県社会福祉協議会に対して事業費を助成します。[健康福祉部地域福祉課]

ウ 特別障害者手当等の支給

- ①20歳以上の常時特別な介護を必要とする著しく重度の障害のある人に特別障害者手当、20歳未満の常時介護を必要とする重度の障害のある児童に障害児福祉手当、障害基礎年金と特別障害者手当制度創設による経過措置分としての福祉手当をそれぞれ支給するとともに、これらの手当についての周知を図ります。[健康福祉部障害福祉課]
- ②心身に重度又は中度の障害を持つ20歳未満の児童の監護者に特別児童扶養手当を支給するとともに、手当についての周知を図ります。[健康福祉部障害福祉課]

エ 心身障害者扶養共済制度の実施

- ①心身障害児(者)の保護者が毎月一定の掛金を拠出し、保護者が死亡または重度障害となった場合に残された心身障害児(者)に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を実施することにより、保護者の不安の軽減を図ります。[健康福祉部障害福祉課]

オ 地方税等の減免

- ①障害のある人等が所有する自動車や障害のある人等の利用に供する自動車について、一定の条件のもとで自動車税の減免を行います。[財務部税務課]
- ②県では2025年度から難病患者に対する公共施設の利用料減免を実施しており、県内市町でも実施されるよう働きかけを行います。[健康福祉部疾病対策課]

3 施設や病院から地域生活への移行の促進

(1) 訪問系・日中活動系サービスの充実

【現状と課題】

- 障害のある人が住み慣れた地域社会で当たり前の暮らしが保障されるべきというノーマライゼーションの理念に基づき、日常生活や社会生活の中で本人の意思決定を支援するとともに、施設や病院から地域生活への移行を促進することが重要です。地域生活で生じる様々な課題に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域生活支援拠点等*の相談支援体制を充実させていく必要があります。
- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、全体の5.7%が入所型の福祉施設を利用しています。また、入所施設以外で暮らすために必要なことは、困ったときに相談できる人がいることが46.3%、一人暮らしを支える居宅介護(ホームヘルプサービス)*等の充実が35.3%という結果が出ており、地域で生活を送るには、居宅介護(ホームヘルプサービス)等の在宅サービスや日中活動の場である通所系サービスなどの充実が求められています。
- 障害の程度にかかわらず、親亡き後の住まいや必要なサービスが適切に確保されるように、グループホーム*の整備促進や日中活動系サービスの充実が必要です。
- 障害のある人からは、地域移行に際してグループホーム*ありきではなく、当事者の考えをしっかりと汲んで欲しいとの意見があり、地域生活を継続させるためには、「親亡き後」となる前に、当事者を含めた話し合いの場を持ち、様々な選択肢から移行先を検討することが重要です。
- 障害児入所施設の入所児童の地域生活への移行支援に当たり、強度行動障害*や医療的ケアを必要とする場合、虐待等による情緒障害に対する手厚い支援を必要とする場合、また保護者が養育上の困難を抱えている場合など、円滑な移行のために様々な支援が必要です。

【県の取組】

- ①障害のある人の重度化・高齢化に伴う相談支援や、「親亡き後」に備えて家族の不安を解消するため、家族が健在なうちにグループホーム*や一人暮らしを体験する機会を提供したり、家族の緊急事態に短期入所*が利用可能な地域生活支援拠点*等の整備を促進します。[健康福祉部障害者政策課]
- ②障害のある人の地域での主体的な生活を支援するため、ヘルパーの養成や事業者の増加など居宅介護(ホームヘルプサービス)*等の訪問系サービスの充実を図ります。また、障害特性に配慮し、利用者のニーズにあった研修を実施するなど、サービス内容の質の向上を図ります。[健康福祉部障害者政策課]
- ③日中の活動の場として、生活介護(デイサービス)*や自立訓練*、就労移行支援*、就労継続支援等のサービスの提供体制の整備を促進します。[健康福祉部障害者政策課]
- ④保護者のレスパイト*や家庭での介護が一時的に困難になった場合などに利用する短期入所(ショートステイ)*について、地域の医療機関に加え介護老人保健施設等における

受入れの拡大を図るとともに、地域の日中一時支援*事業所の充実を図ります。

[健康福祉部障害者政策課]、[健康福祉部障害福祉課]

⑤障害のある人の地域生活の質的向上を図るため、様々な障害に応じた機能回復、社会適応等の日常生活上必要な訓練、研修等の充実を図ります。[健康福祉部障害福祉課]

⑥地域移行に際し、移行調整が難しいケースについては、各関係機関と連携・協力して円滑な移行に向けた調整を行うとともに、必要な地域資源の整備等を行います。

[健康福祉部障害者政策課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	(2020～22年度) 累計 166 人	(2023～26年度) 累計 212 人

(2) 居住の場の充実

【現状と課題】

●「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、入所している施設以外で暮らすためには、14.7%がグループホーム*等の整備を必要としていることから、相談支援体制の充実とともに地域生活への移行を促進するための受け皿となるグループホーム等の整備を一層促進していく必要があります。

【県の取組】

①障害のある人の地域生活の場を確保するため、国の補助制度を活用し、グループホーム*の計画的な整備を促進します。[健康福祉部障害者政策課]

②障害の重度化・高齢化に対応できるように、昼間も支援を受けることが可能な日中サービス支援型グループホーム*の整備を促進します。[健康福祉部障害者政策課]

③公営住宅や民間の賃貸住宅等を活用して、グループホーム*等が運営できるように支援します。[健康福祉部障害者政策課]

④グループホーム*に入居する障害のある人に対する国の家賃補助制度について、市町と連携して、利用の促進と周知を図ります。[健康福祉部障害者政策課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
日中サービス支援型グループホーム* 1 か月当たり利用人数	(2024年度) 1,406 人	(2028年度) 1,725 人

(3) 精神障害のある人の地域移行の促進

【現状と課題】

●精神疾患のある入院者の入院後3か月、6か月、1年時点の退院率が基準を下回っていることから、地域移行を進めるための様々な支援が必要です。

●精神障害のある人の地域移行を進めるに当たっては、地域の一員として安心して自分

らしい暮らしができるように、本人の意向を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

【県の取組】

- ①精神障害のある人の早期退院や社会参加の支援のため、精神障害のある人の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士*等の多職種チームによる退院支援や同じような課題や環境の経験を生かしたピアサポートの活用等を促進するとともに、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所(計画相談・一般相談等)及び行政の連携体制を強化し、計画的に地域生活への移行を促進します。[健康福祉部障害福祉課]
- ②精神障害のある人が地域で安心して生活し続けることができるように、市町、病院や相談支援事業所など関係機関と協議する機会として「自立支援協議会地域移行部会」を設け、地域における居住及び生活環境の一層の整備や、精神障害のある人の社会参加を促進するための支援を行います。[健康福祉部障害福祉課]
- ③精神障害のある人が、精神疾患の病状や家族の状況に応じて、いつでも必要な保健医療や福祉サービスを受けられる体制を確保します。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。更に、精神障害のある人が望む暮らしを支えることを目的として、未受診者等に対し、行政や医療機関、ピアサポーター等が連携した訪問相談支援(アウトリーチ)活動を実施します。[健康福祉部障害福祉課]
- ④精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む暮らしを実現できる支援体制整備を行うため、精神障害者地域移行定着推進研修を実施します。[健康福祉部障害福祉課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
精神病床における1年以上長期入院患者数	(2024年度) 2,803人	(2026年度) 2,772人
精神障害者地域移行定着推進研修の修了者数	(2024年度) 133人	(2025~28年度) 累計500人

(4) 矯正施設*退所障害者等に対する社会復帰支援の充実

【現状と課題】

- 矯正施設*退所障害者は、福祉的な支援(障害者手帳の交付、年金受給等)が必要にもかかわらず適切な支援を受けることができず、行き場所も定まらない場合が多く、その結果再犯に至るケースが多い状況です。
- 退所にあたり、住民票の抹消等の理由で、福祉制度の利用の際に援護の実施者となる市町の確定に調整を要する場合があります。また、受入れ先となる施設等の抵抗感が強い場合、帰住先の決定が難しい場合があります。

【県の取組】

- ①司法と福祉を結ぶ「地域生活定着支援センター」を設置し、福祉的支援を必要とする被疑者、被告人等の福祉サービスの利用調整や釈放後の継続的な援助を行うとともに、帰住先を含めたニーズ把握、受入先調整、退所後のフォローアップ業務を行うことにより、社会復帰を支援します。[健康福祉部障害者政策課]

②受入れ先の確保や円滑な福祉サービスの利用のため、関係事業者や市町に対する普及啓発を行います。[健康福祉部障害者政策課]

4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

(1) 一般就労への支援

【現状と課題】

- 障害のある人の自己実現を図り、社会参加を促していくためには、就労を促進していく必要があります。
- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、現在仕事をしている人は28.6%おり、このうち民間企業等で働く一般就労者は59.6%となっています。また、現在仕事をしている人の16.8%が公共職業安定所(ハローワーク)で仕事を見つけているほか、学校の紹介が16.3%、家族等の紹介が15.7%と就労に至る手段は、多岐にわたっています。このことから就労支援を充実するためには、関係機関の連携を強化することが重要です。
- 障害のある人が一般就労するためには、就労相談支援とともに就労訓練等の充実を図ることが必要です。

【県の取組】

ア 就労に向けた支援の充実

- ①障害者就労施設、相談支援事業所、特別支援学校*、企業等の連携を強化し、障害者就労施設や特別支援学校等から一般就労への移行が円滑に進むように、一人ひとりの適性に応じた職場開拓や職場実習、就労選択支援事業など、就労に向けた支援体制の充実を図ります。[健康福祉部障害者政策課]、[経済産業部産業人材課]、[教育委員会]
- ②障害のある人や企業等からの就労に関する相談に対応するため、障害者働く幸せ創出センター*に就労相談員を配置します。[経済産業部産業人材課]
- ③就労を促進し、継続していくために、就業面及び生活面を一体的に支援する障害者就業・生活支援センター*の整備や職場適応援助者(県ジョブコーチ)*による人的支援など、就労から職場定着・再就職までの相談・援助体制の充実を図ります。
[健康福祉部障害者政策課]、[経済産業部産業人材課]
- ④障害のある人の一般就労を進めるため、静岡労働局、公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、障害者就労施設等利用者の公共職業安定所経由による就職を促進します。[経済産業部産業人材課]
- ⑤障害のある人が一般就労を検討する契機を得られるように、企業への職場体験を推進します。[経済産業部産業人材課]

イ 職業能力開発の充実

- ①あしたか職業訓練校、工科短期大学校及び浜松技術専門校において、職業訓練を実施し、障害のある人の一般就労を促進するとともに、在職中の方に対しては、雇用継続に資する知識・技能の付与を目的とした在職者訓練を実施し、職場定着を支援します。[経済産業部職業能力開発課]
- ②全国障害者技能競技大会(アビリンピック)*への参加を通じて、障害のある人の職業

能力の向上や社会活動への参加、就業を促進します。〔経済産業部職業能力開発課〕

(2) 障害のある人の雇用の推進

【現状と課題】

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して雇用する労働者に占める障害のある人の割合(法定雇用率)が義務付けられています。
- 2025年の民間企業における障害者雇用率(毎年6月1日現在)は、過去最高の2.44%となりましたが、法定雇用率2.5%には届いていません。2026年7月からは2.7%に引上げられることから、法定雇用率達成に向け、就労と定着の支援の体制を強化する必要があります。
- 就労を希望する精神障害や発達障害*のある人が増加している状況を踏まえ、企業等が精神障害・発達障害に対する理解を深め、雇用できる環境づくりを進めていく必要があります。

【県の取組】

- ①民間企業等で障害のある人の新たな雇いを創出するため、障害者活躍推進雇用サポーターが企業を訪問し、障害のある人の求人開拓や、雇用後の活躍と定着を見据えた職務選定・受入体制整備に係る助言を行います。また、精神障害のある人の雇用や障害のある人の多様な働き方を促進するため、アドバイザーを派遣し、企業への障害のある人の雇用に対する理解促進及び職場定着等に対する助言を行います。
〔経済産業部産業人材課〕
- ②障害のある人の雇いを促進するため、障害者雇用実績のある企業等を障害者就労応援団*として登録し、これらの企業等を活用してセミナーや見学会を開催します。
〔経済産業部産業人材課〕
- ③障害者雇用促進大会を開催し、優良障害者雇用事業所や優秀勤労障害者の表彰を行うとともに、「障害者雇用企業に対する入札制度」等により、障害のある人を多数雇用する企業等を優遇します。〔経済産業部産業人材課〕
- ④障害のある人の雇用促進及び安定を図るため、親会社と同一の事業主体として雇用率を算定する特例子会社制度の周知及び普及に向けた支援を行います。〔経済産業部産業人材課〕
- ⑤静岡労働局と連携し、事業主に対して、職場適応援助者(県ジョブコーチ)*制度、障害者試行雇用(トライアル雇用)*制度や障害のある人の雇用に係るその他の各種助成金制度の周知・普及を図り、雇いを促進します。〔経済産業部産業人材課〕
- ⑥障害のある人の農業分野での就労機会を確保し、農業分野における労働力不足の解消を図る「農福連携」のため、農福連携コーディネーターによる農業者と障害のある人とのマッチングを強化します。また、受入れを行う農業経営体を支援するため、技術的なアドバイスを行う農福連携技術支援者の育成と派遣を行います。
〔経済産業部食と農の振興課〕
- ⑦障害のある人の雇用に取り組む中小企業者・組合に対し、必要な資金調達の円滑化を

図ります。〔経済産業部商工金融課〕

⑧「静岡県障害者活躍推進計画*」及び「静岡県教育委員会障害者活躍推進計画*」に基づき、障害のある人の県職員への採用を進めるとともに、障害のある職員の定着を図ります。〔総務部人事課〕、〔教育委員会〕

⑨入札参加資格の審査項目に、「障害のある人の雇用率達成企業」及び障害者就労施設等へ一定額以上の物品・役務の発注実績がある「福産品等SDGsパートナー認定企業*」を設け、障害のある人の雇用に取り組む企業を優遇できるようにすることで障害者就労施設等への発注を促進します。〔健康福祉部障害者政策課〕、〔出納局用度課〕

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
障害者雇用率	(2025年) 2.44%	(2029年) 2.70%
公共職業安定所経由による障害のある人の就職件数	(2024年度) 3,391人	(2029年度) 3,625人

(3) 職場定着の支援

【現状と課題】

- 障害のある人の就労定着には、就職先企業の理解と周囲の協力が不可欠ですが、周囲の人たちの障害に対する正しい知識や理解が足りず、就労が安定せずに離職してしまう事例があります。
- 障害のある人から、一人ひとりの障害特性に対する十分な理解が必要との意見があり、上司や周囲の人の声かけや仕事へのフォローアップなど障害のある人が働きやすい環境づくりを推進することが重要です。
- 精神障害や発達障害*のある人の就労において、長く働くためには、個人の状況を的確に把握した上での個別対応が基本となり、支援内容が複雑化・多様化している状況を踏まえ、企業等において、日常的・継続的な定着支援ができる体制づくりを進めていく必要があります。

【県の取組】

- ①障害のある人に対する差別・偏見の解消や、障害の特性についての理解を深めるため、正しい知識の普及・啓発に努めます。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ②障害のある人が職場の習慣・環境等に適応できるように、職場適応援助者(県ジョブコーチ)*を派遣し、障害のある人の社会的自立と職業生活の安定を図ります。また、企業内ジョブコーチを育成し、日常的な配慮や社員同士の協力体制の充実を図ります。更に、支援経験豊富な職場適応援助者(県ジョブコーチ)による企業内ジョブコーチへの個別支援を実施し、困難な事例等への対応策について助言を行います。

〔経済産業部産業人材課〕

- ③精神障害者雇用に関する従業員の理解や職場環境整備を支援するため、精神障害者職場環境アドバイザーを企業等に派遣し、研修会や相談会を実施します。〔経済産業部産業人材課〕

(4) 福祉的就労への支援

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、稼働年齢層(16歳～64歳)で現在仕事をしている人のうち、28.7%の人が障害者就労施設等で働いています。
- 本県の福祉的就労を行う人の平均工賃月額はやや増加傾向にあり、2024年度は23,496円となりました。障害のある人が、働くことを通して働く実感と喜びを持ち自立生活を送ることができるように、引き続き福祉的就労を支援し、障害者就労施設等での工賃水準の向上を図る必要があります。
- 障害のある人からは、近年の物価高騰に伴う食料品や日用品等の値上がりが生活を逼迫しているとの意見があり、景気に左右されにくい安定した収入を確保する必要があります。

【県の取組】

- ①障害のある人の経済的な自立を促進するため、「静岡県工賃向上計画」に基づき、事業所の受注機会の拡大や収益向上のための支援などにより、更なる工賃向上を推進します。[健康福祉部障害者政策課]
- ②事業所の経営やマーケティングの視点を強化するため、適切な売上げ目標に基づく工賃向上計画の作成などを支援する研修会や、専門家による個別相談会を実施し、経営面からも工賃向上を支援します。[健康福祉部障害者政策課]
- ③福祉と企業をつなぐ拠点である障害者働く幸せ創出センター*による事業所の受注機会の確保とともに、福産品*の継続的な購入を県民に呼び掛ける「福産品一人一品運動*」の展開などにより、販路拡大を図ります。[健康福祉部障害者政策課]
- ④「福産品*」の愛称やロゴマーク、福産品Webカタログ*を活用しながら、県民向け広報誌や各種イベントなど様々な場面においてPR強化に取り組み、認知度向上を図ります。[健康福祉部障害者政策課]
- ⑤福産品*の付加価値向上を図るため、マーケティングアドバイザーなど専門家の助言、指導による製品改良や新商品開発を支援し、福産品の品質向上やブランド化(福産品ブランド認定製品*)を推進します。[健康福祉部障害者政策課]
- ⑥障害者働く幸せ創出センター*に設置した農福連携ワンストップ窓口*による施設外就労のマッチング支援や、農業の専門家による技術的支援等を通じて障害のある人の農業分野への職域拡大を支援します。[健康福祉部障害者政策課]
- ⑦使用済みとなったパソコンのリサイクル作業を、障害のある人が行う「環福連携*」の取組として県内企業や団体に広く周知します。[健康福祉部障害者政策課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
県平均工賃月額	(2024 年度) 23,496 円	(2028 年度) 27,000 円
障害者働く幸せ創出センター*の年間受発注仲介件数	(2024 年度) 1,224 件	(2028 年度) 1,300 件

(5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進

【現状と課題】

- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、県や市町から障害者就労施設等への物品や業務発注の拡大に向けた取組を強化する必要があります。
- 障害者就労施設等へ発注する場合に、事業所や製品・サービスに関する情報が少ないという状況があります。また、個々の障害者就労施設等では生産能力に限りがあるため、大量発注への対応が困難な状況にあります。
- 県から障害者就労施設等への物品購入と役務サービスの発注合計額は、2024 年度実績で 7,495 万円となっており、その内訳は 48.0%が物品購入で、52.0%が役務サービスの発注となっています。2024 年度の物品の購入実績が過去最高だったのに対して、役務サービスの発注実績はコロナ関連の業務で実績を伸ばした 2022 年度以降、減少傾向にあります。

【県の取組】

- ① 障害者優先調達を推進するため、「静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達推進本部」において、毎年度の調達方針を策定し、全庁を挙げた発注の拡大に取り組みます。また、市町ごとの発注実績や具体的な発注事例を取りまとめて情報提供するなど、市町の受注拡大に向けた取組を支援します。[健康福祉部障害者政策課]
- ② 単独の事業所では受注困難な大量発注に対応するため、障害者働く幸せ創出センター*に設置する共同受注窓口の利用を推進し、官公需の受注拡大を図ります。
[健康福祉部障害者政策課]
- ③ 事業所の供給能力の向上を図るため、複数の事業所で共通の製品を製造する「共同生産体制」の構築に向けた支援を行います。[健康福祉部障害者政策課]
- ④ 施設管理や建設・建築関連工事、業務委託を所管する部署等での業務発注を推進します。
[交通基盤部建設業課]
- ⑤ 障害者就労施設等への優先発注が、官公庁だけでなく民間事業者へも広がるように、障害者就労施設等の物品や役務の情報を提供し、発注を促進します。
[健康福祉部障害者政策課]
- ⑥ 企業等からの継続的な発注を促進するため、福産品*等の購入企業等を対象とした「福産品等 SDGs パートナー認定制度*」の普及を図ります。[健康福祉部障害者政策課]

⑦障害福祉サービス事業所で作られた「福産品*」を購入するなど、人や社会、環境に配慮したエシカル消費*を推進します。[くらし・環境部県民生活課]

5 地域での保健・医療体制の充実

(1) 健康づくりの推進

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、現在、悩んでいることとして、「健康や身体のこと」で悩む人が31.9%と最も多く、障害のある人の多くが自身の健康に不安を抱いていることがわかります。
- 生涯を通じて健康に暮らせるように、疾病等の予防、早期発見を目指した県民の健康づくりを推進していく必要があります。

【県の取組】

- ①市町や保険者等の関係機関と連携し、特定健診、特定保健指導の受診率向上や糖尿病性腎症の重症化予防等に取り組み、生活習慣病の発症予防、早期発見、重症化予防を推進します。[健康福祉部健康増進課]
- ②こどものころからの正しい生活習慣の定着や働く世代に向けた事業所における健康経営の普及、高齢者に向けた社会参加機会の創出に取り組むなど、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。[健康福祉部健康増進課]
- ③障害のある人の歯科保健の向上を図るため、関係機関との連携により、歯科健診の推進や歯科専門職への研修等を通じ、歯科保健医療サービスの充実を図ります。
[健康福祉部障害福祉課]、[健康福祉部医療政策課]
- ④精神疾患を予防・早期に気付き、こころの健康を保持・増進するため、ライフステージに応じたこころの健康対策を推進するとともに、家庭・学校・職場・地域など各生活の場における関係者と連携し、こころの健康づくりを推進します。[健康福祉部障害福祉課]
- ⑤学校等における危機発生時に、児童生徒や学校職員等に早期のこころのケアを行うため、混乱している現場へこころの緊急支援チームを派遣し、こころの健康管理対策を支援します。[健康福祉部障害福祉課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
障害者歯科対応研修受講者数	(2022年度) 607人	(2035年度) 700人

(2) 自殺総合対策の推進

【現状と課題】

- 本県の自殺者数は、2011年以降減少傾向にあります。一方で、年齢階級別の死因順位では、10歳代から30歳代以下では自殺が第1位であることから、若年層の自殺対策を引き続き推進する必要があります。
- 自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題等、様々な要因が複雑に関係していることから、自殺に追い込まれる状況に陥らないよう、社会全体の自殺リスクを低下させるためには、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、こ

のような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

【県の取組】

- ①県、市町、多様な主体が一体となり、地域における自殺対策ネットワークを構築し、総合的に自殺対策を行います。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ②周囲の人の自殺の危険を示すサインに気付き、困難を抱えている人の心情を踏まえた適切な対応を行うことができるゲートキーパー*の役割を担う人材を養成し、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図ります。また、自殺の危険性が高い相談者に対応するために支援者の資質向上を図ります。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ③自殺の原因は様々であり、複数の要因が複雑に絡み合っているため、1つの原因を解決するだけでは、自殺を防ぐことはできないことから、社会における自殺のリスクを減らし、生きることの支援を通じて、社会全体で総合的に自殺対策を推進します。
〔健康福祉部障害福祉課〕
- ④こどもの自殺危機対応チームを設置し、自殺リスクのあるこどもへの対応に苦慮する学校等の支援を行うとともに、地域の支援者間の連携体制を構築・強化し、地域における自殺対策力を向上させることにより、こどもの自殺の未然防止を図ります。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑤悩みを抱えている人が相談しやすい環境を整備するため、健康福祉センターや精神保健福祉センターによる総合相談事業を実施するなど、市町等と連携した地域における相談体制の充実を図ります。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑥若者こころの悩み相談窓口などの若年層向けの相談窓口の充実や、教育委員会との連携、LINEやインターネットの検索連動型広告等を活用した相談窓口の周知により、若年層の自殺対策を更に推進します。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑦若者が自ら抱える問題を解決し、適切に対処できる力を身につけることができるように支援します。〔健康福祉部障害福祉課〕

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
自殺による死亡者数	(2024年) 527人	(2027年) 450人未満
ゲートキーパー*養成数	(~2024年度) 累計 74,502人	(~2028年度) 累計 95,000人
こどもの自殺危機対応チームによる支援件数	(2024年度) 0件	(2025~28年度) 累計 35件

(3) ひきこもり*の状態にある人に対する支援の充実

【現状と課題】

- 「ひきこもり*」とは、様々な要因の結果として、就学・就労・家庭外での交遊等の社会的参加を回避し、概ね家庭内にとどまり続けている状態を指します。県及び市町の調査(2019年)によると、県内の民生委員・児童委員*が把握しているひきこもり状態

にある人はおよそ2,100人であり、ひきこもりの長期化や当事者とその家族等の高齢化が進む「8050(はちまるごーまる)問題*」が深刻な社会問題となっています。

- ひきこもり*は家庭内に潜在しており、外部からの支援が届きにくいいため、相談窓口への誘導や自立に向けてのサポートが課題となっています。
- ひきこもり*状態が長期化すると、社会参加につなぐまでには長い期間を要します。早期に適切な支援機関につなげるためには、保健・医療・福祉・就労支援・教育等の関係機関が連携する必要があります。

【県の取組】

- ①ひきこもり*状態にある人やその家族を早期に支援するため、静岡県ひきこもり支援センターにおいて電話・来所相談等の支援を行います。[健康福祉部障害福祉課]
- ②ひきこもり*支援関係機関からなる連絡協議会や情報交換会の開催等により、保健・福祉・教育等の関係機関との連携強化を図ります。[健康福祉部障害福祉課]
- ③ひきこもり*状態にある人が自宅以外で安心して過ごせる「居場所」を設置し、社会参加に向けた支援を行います。[健康福祉部障害福祉課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
ひきこもり*状態にある人の「居場所」利用者数	(2024年度) 984人	(2028年度) 1,210人

(4) 地域リハビリテーション*体制の充実

【現状と課題】

- 障害のある人、高齢者、その家族等が住み慣れた場所で、そこに住む人々とともに、生き生きとした生活を送ることができるように、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織が協力し合って活動する地域リハビリテーション*を推進していく必要があります。
- 障害のある人の地域での安心した生活を支えていくために、地域の保健・医療・教育・福祉及び生活に関わるあらゆる人々や関係機関の連携による包括的な支援体制の整備を進める必要があります。
- 様々な障害特性に応じた適切なリハビリテーションを地域で継続して提供するため、社会福祉施設と関係行政機関、医療機関、相談機関等との連携体制が求められています。

【県の取組】

- ①地域リハビリテーションサポート医*・推進員*の養成等に取り組み、予防期、急性期、回復期、生活期の各段階を通じて、多機関・多職種が連携した切れ目のない地域リハビリテーション体制を構築します。[健康福祉部福祉長寿政策課]

(5) 質の高い医療及び歯科医療の提供

【現状と課題】

- 障害のある人をはじめとし、県民が、安心して必要な医療が受けられるように、医療サービスの確保・充実や提供体制の整備が重要です。
- 精神疾患は、統合失調症、気分障害、認知症、依存症、神経症性障害など、県民に広く関わる疾患となっており、予防、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される保健医療連携体制の整備が必要です。

【県の取組】

- ①障害のある人をはじめ県民が、予防、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、適切な医療サービスを切れ目なく受けられるように保健医療圏ごとの体制の整備を進めます。〔健康福祉部福祉長寿政策課〕
- ②障害のある人が在宅で療養できるように、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及の促進、在宅医療の中心的な役割を担う訪問診療を提供する診療所や訪問看護ステーションの充実を図ります。〔健康福祉部福祉長寿政策課〕、〔健康福祉部医療政策課〕
- ③すべての日常生活圏において、必要な救急医療が受けられるように、体系的な救急医療体制を整備します。〔健康福祉部地域医療課〕
- ④障害を解消・軽減するために必要な自立支援医療*を給付します。〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑤重度の障害のある人の経済的負担を軽減し、安心して必要な医療を受けられるように医療費の自己負担分を助成する重度障害者(児)医療費助成を実施します。
〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑥適正な精神医療体制を確保するとともに、急性期治療の確保と保護のための措置入院に係る医療費の公費負担や、治療継続のための通院医療費の公費負担を行います。
〔健康福祉部障害福祉課〕
- ⑦小児慢性特定疾病*児童等の健全育成や指定難病・特定疾患の治療・研究のため、医療費の一部を公費助成し、負担軽減を図ります。〔健康福祉部こども未来課〕、〔健康福祉部疾病対策課〕
- ⑧障害者に対する歯科医療提供体制の確保に向け、地域ごとの調査・検討、人材育成、連携体制の構築に取り組みます。〔健康福祉部医療政策課〕

6 地域や施設における防災体制等の充実

(1) 地域における防災体制の充実

【現状と課題】

- 災害で亡くなった人のうち 65 歳以上の高齢者の割合は、2019 年台風 19 号では約 65%、2020 年 7 月豪雨では約 79%であるなど、近年の災害においても高齢者や障害のある人の多くが犠牲となっています。
- 障害のある人が安心して生活していくためには、災害時等における十分な配慮と対応が重要であり、障害のある人の状況や視点に立った顔の見える防災対策が必要です。
- 「障害のある方の実態調査」(2024 年度)によると、災害が発生したときに必要なものとして、45.7%の人が「避難や災害の情報をわかりやすく教えて欲しい」、31.0%の人が「必要な人に薬や車いす等の物資が行き渡るようにしてほしい」、28.6%の人が「避難を助けてくれる人を増やして欲しい」と回答しています。
- 避難行動要支援者*については、災害時に自力で迅速に避難することが困難となることや電話等の不通により安否確認に時間を要することが想定されます。このため、避難行動要支援者に係る情報(住所、氏名、避難支援者、避難先、配慮すべき事項等)を予め記載した個別避難計画を作成しておくことが法令上の努力義務となっています。
- 本県の避難行動要支援者*全体における個別避難計画の策定率は 2025 年 4 月 1 日現在、8.7%であり、災害等緊急時における避難行動要支援者の迅速な避難支援及び適確な安否確認等を行うため、計画策定の推進が求められています。
- 2025 年度に実施した医療的ケア児(者)*実態把握調査の結果では、県内の 65 歳未満で医療的なケアが必要な人のうち、市町の避難行動要支援者*名簿に登載されていない人が 67.8%でした。また、個別避難計画を策定している人は 4.6%であり、市町の取組をこれまで以上に後押しする必要があります。
- 本人だけでの避難が困難であることが想定される在宅医療的ケア児等については、個別避難計画を作成することとなっているものの、その作成が十分でないことが課題となっています。
- 障害のある人との対話において、災害時の避難に当たり周囲の人の手助けは必要であるとする一方で、個別避難計画の作成に当たっては、プライバシー保護の観点から、記載された個人情報の適切な管理を求める声があがっています。
- 要配慮者*については、一般的な避難所では避難生活に支障をきたすことも考えられるため、市町において、予め福祉避難所*(要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所)を確保しておく必要があります。また、福祉避難所が開設されるまでの避難スペースとして、避難所に要配慮者用のスペースを確保することも必要です。
- 障害のある人が災害時に安全に避難するために、正確で迅速な情報を提供するなどきめ細かな対策が求められています。

【県の取組】

ア 地域における防災体制の充実

- ① 県や市町の地域防災計画を随時見直し、社会状況の変化、地域の実情に応じた防災体制の充実を図ります。また、県地域防災計画及びこれに基づく各種防災対策の策定に当たっては、県防災会議の委員を福祉関係団体から選任し、障害のある人の視点を踏まえた意見を反映します。[危機管理部危機政策課]
- ② 緊急地震速報や津波警報、大雨・洪水警報、避難指示などの危機管理情報については、避難行動要支援者*に配慮した提供体制の構築、普及を図るとともに、市町が行う情報提供体制の整備等を支援します。[危機管理部危機政策課]、[危機管理部危機情報課]
- ③ 危機管理情報を迅速かつ適確に伝達するため、緊急速報メールや登録型メール、SNS等多様な伝達ツールの充実を図ります。また、避難所における要配慮者*へ配慮した運営の必要性等をマニュアルに記載するとともに、福祉避難所情報提供機器等整備事業費の活用について関係機関の周知を図ります。
[健康福祉部障害福祉課]、[危機管理部危機情報課]
- ④ 災害発生時に要配慮者*が安心して避難生活を送れるように、市町に対して福祉避難所*の指定を働きかけます。また、福祉避難所が開設されるまでの間や障害のある人の避難先が十分に確保できない場合等に備えて、民間宿泊施設の福祉避難所としての活用や、指定避難所における要配慮者スペースの確保を促進します。[健康福祉部企画政策課]
- ⑤ 近年、増加している風水害に対し、迅速な避難行動をとるためには、雨量や河川の水位情報をいち早く入手することが重要であることから、雨量・水位情報や河川のリアルタイム映像を、パソコンやスマートフォン等から確認できる県の防災情報発信サイト「サイポスレーダー*」を、障害のある人を含む一般県民に対して、積極的に周知します。[交通基盤部土木防災課]
- ⑥ 県の地震被害想定に係る情報を地図上でわかりやすく提供するため、津波浸水想定区域図や各種ハザードマップ等の整備を促進し、周知を徹底します。[危機管理部危機情報課]
- ⑦ 視覚に障害のある人や小さな文字が見えにくい高齢者等が平時から災害リスク等を認識し、適切に避難できるようにするため、ハザードマップの情報等を音声で聴くことができる「耳で聴くハザードマップ」の周知を図ります。[危機管理部危機情報課]
- ⑧ 災害等緊急時に備え、障害のある人など避難行動要支援者*の迅速な避難支援及び適確な安否確認等を行うため、個人情報の保護に配慮しつつ、市町における個別避難計画の作成を促進します。また、人的資源に限られる市町において、名簿の更新や個別避難計画作成等にICTを活用して業務の省力化・効率化が図られるよう、市町を支援してまいります。[健康福祉部企画政策課]
- ⑨ 個別避難計画の実効性を高めるため、福祉専門職、保健所や医療的ケア児支援センター等の関係者と自主防災組織等の地域関係者の連携による計画作成を推進します。また、市町や福祉関係者等と共に障害種別ごとモデルケースを作成し、横展開するなど、市町への支援を強化いたします。[健康福祉部企画政策課]、[健康福祉部障害福祉課]

⑩大規模地震災害発生時には、地域在住の重症難病患者については避難行動要支援者*として、その特性に配慮した独自の対策が必要であることが明らかになりました。このため、重度の障害等により寝たきりとなっている人や人工呼吸器などの特別な機器を必要とする人に対して、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定協力を行います。また、在宅難病患者一時入院支援事業による風水害時の事前避難入院の実施や人工呼吸器用バッテリー等を購入する際に市町を通じて助成を行うなど、病院等や市町と連携して災害時に対応できるように支援体制の充実を図ります。

[健康福祉部疾病対策課]、[危機管理部危機政策課]

⑪在宅で人工呼吸器等を使用する難病患者の事前避難入院については、補助制度の拡充等による患者負担の軽減や、支援対象への医療的ケア児の追加を行うとともに、医療機関等に対し制度に関する理解と協力を求め、円滑な実施を図ります。

[健康福祉部疾病対策課]

⑫大規模災害発生時に福祉避難所*へ災害派遣福祉チーム(DWAT)*を円滑に派遣し要配慮者*の福祉課題に対応するため、人材養成などに当たる県内福祉関係団体等の取組(静岡県災害福祉広域支援ネットワーク)を支援します。[健康福祉部福祉長寿政策課]

⑬被災地域において精神科医療機関の被災状況を確認し、適切な災害保健医療活動が行えるように、災害派遣精神医療チーム(DPAT)*の体制を強化します。また、研修会や訓練により人材育成を強化します。[健康福祉部障害福祉課]

⑭災害や事件・事故で急性ストレス反応等に陥った人に、早期に被災者や支援者のこころのケアができるように、DPAT*の体制強化を図ります。また、必要に応じてメンタルヘルスケアチームの派遣ができるように、日本赤十字社静岡県支部や県内の専門職団体等との連携体制を強化します。[健康福祉部障害福祉課]

イ 防災に関する広報・啓発や訓練の推進

①防災に関する知識の普及を図るパンフレット等に、障害のある人への支援方法に関する情報を盛り込み、住民に対する普及や市町に対し個別避難計画策定の支援を行います。また、災害発生時には、関係団体と連携し、手話通訳者*や要約筆記者*の派遣など、必要な災害情報などの提供を行います。[健康福祉部障害福祉課]、[危機管理部危機情報課]

②在宅で人工呼吸器等を使用する難病患者の個別避難計画については、市町や避難支援等の関係者との調整会議の開催、要支援者に関する情報共有等を通じて、市町に対する策定支援を行います。[健康福祉部疾病対策課]

③障害のある人に地域の防災訓練等への参加を啓発し、災害発生時の対応力強化と防災意識の高揚を図ります。[健康福祉部障害福祉課]、[危機管理部危機情報課]

④避難行動要支援者*に対する支援が充実するように、地域防災力強化人材育成研修を通じて、地域で活動する防災リーダーやボランティア活動を調整できる人材を養成します。[危機管理部危機情報課]

⑤市町に対して、市町が策定する避難行動要支援者*の個別避難計画の実効性を高める

ための避難訓練を実施するように働きかけ、避難行動要支援者の避難支援を適切に行います。〔健康福祉部障害福祉課〕、〔健康福祉部企画政策課〕

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
地域防災力強化人材育成研修修了者数	(1996～2024年度) 累計 170,438 人	(1996～2028年度) 累計 219,000 人
優先度が高い避難行動要支援者*の個別避難計画作成が完了した市町数	(2024年度) 5 市町	(2028年度) 35 市町
在宅人工呼吸器使用難病患者に対する災害時個別避難計画策定数	(2022年度) 47 件	(2029年度) 264 件

(2) 施設における防災体制の充実

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、災害等の緊急時に自宅又は施設から、一人又は支援を受けながら安全に避難できる環境にあるかとの質問に対し、52.9%の人が「避難できる」と回答している反面、14.9%の人が「避難できない」、27.7%の人が「わからない」と回答しています。このうち、「避難できない」と回答した人が挙げた理由では、57.7%の人が「移動が難しいため」、30.3%の人が「緊急時という判断がつかないため」、27.2%の人が「避難場所が遠いため」と回答しています。
- 障害者支援施設等を利用する障害のある人が災害時に安全に避難するため、障害者支援施設等の耐震化とともに、避難訓練の実施、正確で迅速な情報提供等施設における防災体制の充実が求められています。

【県の取組】

ア 防災体制の充実

- ① 障害者支援施設等に対し、防災計画及び避難確保計画の策定、当該計画を踏まえた防災訓練の定期的な実施を徹底するよう指導するとともに、県主催の防災研修会による防災意識の啓発を図ります。更に地域の自主防災組織や企業と連携することにより、防災体制を強化するように指導します。〔健康福祉部福祉指導課〕
- ② 災害に迅速かつ適切に対応できるように障害者支援施設等に対し、災害対応マニュアル等の具体的な計画を策定することや、食料その他生活に必要な物資を備蓄することを指導します。〔健康福祉部福祉指導課〕
- ③ 障害者支援施設等については、地域の防災拠点とするため、地震、水害等の自然災害に対する防災機能を有する施設の整備を促進します。〔健康福祉部障害者政策課〕
- ④ 津波浸水予測による津波被害が想定される地域に立地する障害者支援施設等に対し、津波避難マニュアルの策定と津波避難訓練の実施を指導します。また、当該施設等が移転等を行う場合には、国の補助制度を活用して、優先的に高台移転等の整備を行います。〔健康福祉部障害者政策課〕、〔健康福祉部福祉指導課〕

- ⑤土砂災害警戒区域に存在する要配慮者*利用施設を保全するため、土砂災害防止施設の整備を行うとともに、土砂災害警戒情報の提供や市町による警戒避難体制の整備を支援します。[交通基盤部砂防課]

(3) 施設における感染症対策の推進

【現状と課題】

- 感染症の拡大時では、障害者支援施設等においてもクラスターの発生が危惧されることから、十分な感染防止対策を行い、利用者に対して必要なサービス等を継続的に提供可能な体制を構築する必要があります。

【県の取組】

- ①感染症への対応については、感染対策マニュアルや事業継続計画等の活用による、感染防止対策等の徹底を促進します。[健康福祉部障害者政策課]、[健康福祉部福祉指導課]

- ②事業所におけるオンライン面談等を可能にするため、ICT導入の支援を行います。

[健康福祉部障害者政策課]

7 安心して暮らせるまちづくり

(1) ユニバーサルデザイン*に基づくまちづくりの整備促進

【現状と課題】

- 障害のある人が地域で生活していくためには、建物や道路の段差の解消や多機能トイレの設置など、障害のある人が生活しやすい環境の整備が必要です。誰にとっても生活しやすいというユニバーサルデザイン*の考え方を県として積極的に推し進めていく必要があります。
- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、街のバリアフリー化の進捗について、42.5%の方が「十分進んでいる」又は「ある程度進んでいるが、更に取り組が必要」と回答しています。一方で、今後、バリアフリー化が必要なところは「道路・歩道等」が最も多く、障害種別や程度にかかわらず日常生活におけるバリアフリー化の更なる推進が求められています。
- 2025年8月に国は「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂するとともに、「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」を策定し、公立の小中学校及び特別支援学校*について、2030年度末までの5年間でいう整備目標を示しました。本指針を活用し、学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めることが求められています。

【県の取組】

ア ユニバーサルデザイン*に基づくまちづくりの普及啓発

- ①「静岡県福祉のまちづくり条例*」やユニバーサルデザイン*の考え方などに基づき、すべての人に配慮した施設・設備の整備や福祉のまちづくりについて、普及・定着を図ります。[健康福祉部地域福祉課]
- ②障害のある人や高齢者など、誰もが社会参加しやすい環境の整備に向けて、利用しやすい施設や設備などの情報提供を行います。
[健康福祉部地域福祉課]、[スポーツ文化・観光部観光振興課]
- ③ユニバーサルデザイン*に基づく社会づくりに対する県民の理解を促進するため、理念や知識を普及するとともに、先進的な取組や魅力的なサービス等について情報発信します。[くらし・環境部県民生活課]
- ④車いす利用者用駐車施設の適正利用を図るため、障害のある人、高齢者、妊産婦等に利用証を交付する取組(静岡県ゆずりあい駐車場制度)を促進します。
[健康福祉部福祉長寿政策課]
- ⑤地域の実情に応じた人にやさしいまちづくりに向けて、移動距離の少ない集約連携型都市づくりを進めます。[交通基盤部都市計画課]

イ 暮らしやすいまちづくりの推進

(ア) 建築物等

- ①県有施設の建設等に当たっては、障害のある人等も快適に利用できるように、「ユニバーサルデザイン*を活かした建築設計」に基づき、エレベーターの設置、段差の解

消、多機能トイレの設置、わかりやすい案内誘導表示等の整備を行います。

[財務部建築企画課]

②ユニバーサルツーリズムの普及・定着を図るため、観光施設や宿泊施設等のバリアフリー化を進めるほか、鉄道やバス、宿泊先等でのサポートを一括して手配できるシステムや、バリアフリー情報を掲載した地図の導入による旅行中の移動支援など、誰もが安心・安全・快適に旅行できる環境を創出します。[スポーツ・文化観光部観光政策課]

③県立特別支援学校*において、バリアフリースペース*の設置、段差の解消、エレベーターの設置等により、誰もが利用しやすい施設の整備を進めます。また、市町立学校及び私立学校においても、誰もが快適に利用できる施設の整備を支援・促進します。

[健康福祉部私学振興課]、[教育委員会]

(イ) 公園・水辺空間

①県営都市公園について、施設の新設、改修の際には、誰もが快適に利用できるようにユニバーサルデザイン*の導入やバリアフリー化に配慮した整備に努めます。また、市町が管理する公園や広場においても、市町に助成し、段差の解消、スロープの設置等の整備を促進します。[交通基盤部公園緑地課]

②港湾や漁港、海岸の空間を利用した遊歩道等において、誰もが快適に利用できるように、歩きやすい歩道やスロープ等の整備を行います。

[交通基盤部港湾整備課]、[交通基盤部漁港整備課]

(ウ) 道路・歩行空間

①駅や商店街、学校、病院、福祉施設を相互に結ぶ生活の主要な経路、通学路等について、誰もが安全で快適に移動できるように幅の広い歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善、無電柱化等の整備を行います。[交通基盤部道路企画課]

②視覚障害者誘導用ブロックの敷設を積極的に推進します。[健康福祉部障害福祉課]

③公共交通機関への円滑な乗り換えのため、駅周辺の整備を行う市町を支援します。

[交通基盤部街路整備課]

④地域住民等との対話型行政を進め、利用者の意見を取り入れた道路整備を行います。

[交通基盤部道路企画課]

⑤土地区画整理事業により整備する公共施設について、ユニバーサルデザイン*に配慮するように市町・土地区画整理組合等に対して助言、啓発を行います。

[交通基盤部景観まちづくり課]

⑥障害のある人や高齢者等の移動の利便性・安全性の向上を促進するため、バリアフリー対応型信号機*等の整備を推進します。[警察本部]

(エ) 交通機関等

①障害のある人等の移動手段を確保するため、鉄道駅におけるスロープ・障害者対応型エレベーター・点字案内板等の設置や、超低床バス(ノンステップバス)*の導入な

ど、ユニバーサルデザイン*に配慮した施設や設備等の整備が進むように、交通事業者に対し支援及び働きかけを行います。[交通基盤部地域交通課]

②地域の実情に応じた利便性の高い生活交通の確保に向け、公共交通としての路線バスの維持や新たな生活交通手段の導入を図るため、市町や交通事業者を支援します。

[交通基盤部地域交通課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
自分の住んでいる街が、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合	(2024 年度) 66.8%	(2028 年度) 70.0%
乗降客 2,000 人/日以上の駅のユニバーサルデザイン*の割合 (身体障害者対応型エレベーターやスロープ等の設置による段差の解消等、駅施設のバリアフリー化の整備率)	(2024 年度) 89.0%	(2030 年度) 100%
市町立学校校舎のバリアフリースイッチ*設置率 県立特別支援学校*校舎のバリアフリースイッチ設置率	(2024 年度) 市町立小中学校 51.3% 県立特別支援学校 86.8%	(2030 年度) 100%

(2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」(2024 年度)によると、「持ち家」に暮らしている人が 63.2%、「民間賃貸住宅」が 13.1%、「公共賃貸住宅(市町営・県営・公団など)」が 2.2%となっています。
- 障害のある人の地域生活を支えるため、引き続き、安定した生活の場が確保できるように支援していく必要があります。

【県の取組】

- ①障害のある人の住宅内の移動等を容易にするため、市町が日常生活用具*給付等事業として実施する手すり、スロープ等の住宅改修費の給付を支援します。[健康福祉部障害福祉課]
- ②県営住宅の整備に当たっては、床の段差解消や手すりの設置等のユニバーサルデザイン*化を行うとともに、設備面でも障害のある人等に配慮した設計を行い、計画的に実施します。[くらし・環境部公営住宅課]
- ③市街地再開発事業により整備される公共施設や住宅について、エレベーターの設置、段差の解消、手すりの設置等を推進するため、事業を実施する組合等に対して、助言や啓発を行います。[交通基盤部景観まちづくり課]
- ④障害のある人など住宅確保要配慮者*に対する住まいの確保の相談先として居住支援法人の紹介や、入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行います。また、地域の実情を踏まえたきめ細かな居住支援を実施するため、市町単位の居住支援協議会の設立に向けた意見交換会や検討会等を開催します。[くらし・環境部住まいづくり課]

(3) 防犯対策の推進

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、障害のある人の66.8%が「自分の住んでいる街が障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思う」又は「ある程度安心して暮らせるところだと思う」と回答しています。
- 障害のある人は、警察への通報や相談にも困難を伴う場合があることから、障害に配慮した通報手段を確保する必要があります。
- 不審者や犯罪発生の情報等を容易に入手できるように、情報提供に当たっては、視覚や聴覚に障害のある人などへの配慮が必要です。
- 県民の防犯意識を高めて、自らが自分の「まち」を守る意識を醸成し、地域住民や事業者による防犯活動を活性化させて「防犯まちづくり」の取組を推進する必要があります。
- 犯罪被害者等は、家族を失う、傷害を負うなどの直接的な被害だけでなく、心身の不調や経済的負担、更には、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材・報道による「二次的被害」など、様々な問題に苦しめられることがあることから、犯罪被害者等に寄り添った途切れない支援が求められています。

【県の取組】

ア 防犯対策の充実

- ①県が作成した福祉施設防犯対策マニュアルを活用して、障害者支援施設等における防犯体制の確保を図ります。[健康福祉部福祉指導課]
- ②防犯カメラ等の設備整備に対して、補助金の活用を支援します。[健康福祉部障害者政策課]

イ 緊急時の通報手段の確保

- ①聴覚や言語に障害のある人が緊急時に利用できるように、電話リレーサービスの手話通訳オペレータを介した通報や携帯電話・スマートフォン専用アプリを利用した通報、Eメール、ファクシミリからの通報等、緊急通報手段を確保します。[警察本部]

ウ 自主的防犯活動の促進・支援

- ①犯罪の発生状況や効果的な防犯対策等の情報をインターネット等の多様な媒体を活用して広報・啓発することにより、県民の防犯意識を高めます。また、情報提供に当たっては、視覚や聴覚に障害のある人などへの配慮に努めます。[警察本部]
- ②地域ぐるみの自主的防犯活動のリーダーとなる人材を育成し、地域の防犯まちづくり活動を推進します。[くらし・環境部くらし交通安全課]
- ③県防犯まちづくり条例に基づく指針を踏まえ、道路、公園、駐車場、駐輪場、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造・設備等の普及を図ります。

[くらし・環境部くらし交通安全課]

- ④地域、警察、行政等の連携による啓発、パトロール、家庭訪問など様々な活動を実

施して、障害のある人、こども、女性、高齢者など社会的弱者の安全確保を図ります。

[くらし・環境部くらし交通安全課]

エ 犯罪被害防止活動の推進

①住民に身近な犯罪の発生を抑制するため、住民の要望や犯罪発生状況の分析結果に基づき、警察官による実態に即したパトロールの実施などの警察活動を推進します。

[警察本部]

②学校等と連携した非行防止活動や街頭における少年補導など、少年非行防止・保護総合対策を推進します。[警察本部]

オ 犯罪被害者等への支援体制の整備

①犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援を途切れることなく受けることができるように関係機関の連携・協力体制を確立し、支援の充実を図ります。[くらし・環境部くらし交通安全課]、[警察本部]

(4) 交通安全対策の推進

【現状と課題】

●2025年中の県内の交通事故による死傷者数は20,000人を超えています。交通事故発生件数は減少傾向にありますが、障害のある人を含む交通弱者の安全に向けて、人にやさしい交通環境を確保するとともに、県民一人ひとりの交通安全意識を啓発するなど、総合的な交通事故防止対策を推進していくことが重要です。

【県の取組】

ア 障害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備

①障害のある人や高齢者等の移動の利便性、安全性の向上を促進するため、バリアフリー対応型信号機*等の整備を推進します。[警察本部]

②横断歩道や交差点をはじめとする駐停車禁止場所等における悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対する取締りを強化します。また、放置自転車等の撤去を行う市町と連携し、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている歩道等での二輪車の違法駐車について取締りを強化します。[警察本部]

③障害のある人や高齢者等の利用の多い道路では、交通安全対策を進めるとともに、道路拡幅や歩道整備、無電柱化等を推進します。[交通基盤部道路企画課]、[交通基盤部街路整備課]

イ 交通安全教育の普及徹底等

①障害者団体が行う障害のある人を対象とした自動車安全教室の開催を支援し、障害のある人の交通安全意識を高めます。[健康福祉部障害福祉課]

②障害のある人を含む交通弱者の安全を確保するため、「人優先」の交通安全思想を基本とした交通ルールの遵守や、交通マナーの実践を促す啓発活動を推進します。

[くらし・環境部くらし交通安全課]

③障害のある人を含めた県民の方に対し交通安全教育を行います。[警察本部]

- ④地域交通安全活動推進委員に対し、必要な教養や資料提供を行うなど、県民の交通安全意識を高めるための活動を推進します。[警察本部]

ウ 運転免許取得希望者等への配慮

- ①障害のある人が、免許関係手続や運転者教育を受ける際の利便性を向上させるため、障害者団体の要望等を踏まえつつ、利用しやすい環境の整備に努めます。[警察本部]

(5) 消費者としての利益の擁護及び増進

【現状と課題】

- 障害のある人からの相談は増加傾向にあり、障害のある人をターゲットにした悪質商法も報告されています。
- 消費生活相談センター等への相談者の傾向をみると、本人から相談が寄せられる割合が約8割であるのに対し、障害のある人の相談においては、本人からの相談が約5割となっており、家族など周囲で見守る人からの相談が多くなっています。相談内容を見ると、判断力の不足や契約内容への理解不足でトラブルになっていると思われるケースが目立ちます。
- 障害のある人は、被害に遭ったことに気付かない場合や、気付いても周囲に相談しない場合も多いため、家族のみならず、近隣住民や福祉事業者、行政機関等といった周囲の人々が協力して見守り、早期に異変に気づき、消費生活センター等の相談窓口につなぐことが大切です。
- 障害のある人が医療・福祉サービスを受ける際に、障害のある人に配慮しつつ、主体的で合理的な選択ができるように、より丁寧な情報提供が必要です。

【県の取組】

- ①「自ら学び自立し行動する消費者」を育成するため、消費者教育の充実を図ります。
[くらし・環境部県民生活課]
- ②特別支援学校*をはじめ、学校、地域、家庭、職域など、ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発を実施します。[くらし・環境部県民生活課]
- ③相談支援事業所や民生委員が、障害のある人から消費者被害に関する相談を受けた場合には、速やかに消費生活相談窓口につなぐことができるように、連携を図ります。
[くらし・環境部県民生活課]
- ④日常の仕事や生活の中で、障害のある人や高齢者を見守り、声かけを行う団体等を「188(いやや)で見守り隊」として登録し、消費者被害の防止を図ります。
[くらし・環境部県民生活課]
- ⑤判断能力が十分ではない人の権利を擁護するため、成年後見制度*の利用促進に向けて市町が実施する市民後見人*の養成、権利擁護支援のための地域連携ネットワークやその中核となる機関の運営等の取組を支援します。[健康福祉部地域福祉課]
- ⑥身体障害者福祉センター、発達障害者支援センター*等において、障害のある人からの様々な相談に対応します。[健康福祉部障害福祉課]

⑦障害福祉サービス等の契約時には、利用者の能力に合った適切な手段で契約内容等を説明するように障害者支援施設等を指導します。〔健康福祉部福祉指導課〕

Ⅲ 多様な障害に応じたきめ細かな支援

1 早期支援体制の整備

(1) 早期発見対策の充実

【現状と課題】

- 低出生体重児等や未熟児については、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療を行うため周産期医療体制*の充実が求められています。
- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、今後、行政に力を入れてほしいこととして、障害のある人の9.6%が「障害の早期発見・早期療育の取組の充実」と回答しています。
- 発達障害*を早期に発見できるように、相談・健診指導の充実や専門的な診断及び発達支援のための医療体制の構築が求められています。

【県の取組】

- ①市町、医療機関、福祉施設等と連携し、障害のあるこどもの早期発見に取り組みます。
[健康福祉部障害福祉課]、[健康福祉部こども未来課]
- ②リスクの高い妊産婦や新生児への高度な医療の提供のため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療センターを支援し、地域の医療機関との連携体制を確保します。
[健康福祉部地域医療課]
- ③保健師等による家庭訪問や健康相談、乳幼児健康診査*により、未熟児や障害のあるこども等に対し、きめ細かな相談指導や育児支援を行います。[健康福祉部こども未来課]
- ④健診に従事する保健師等の質の向上を図る研修を開催するとともに、市町の健診事業の課題を共有・検討する機会を設け、健診事業を行う市町に対し障害のあるこどもの早期発見の効果的な取組を促していきます。[健康福祉部こども未来課]
- ⑤発達障害*の早期発見体制の充実を図るため、小児科医等のかかりつけ医に対する研修や、新たに診療を開始する病院の医師に対する医療技術の研修(陪席研修)のほか、発達障害に関する医療機関の情報提供などを行います。[健康福祉部障害福祉課]
- ⑥疾患等の早期発見、早期治療により障害の軽減を図るため、こども医療費などの医療費助成事業により、負担の軽減を図ります。[健康福祉部こども未来課]
- ⑦小児慢性特定疾病*児童等の健全育成のため、医療費の一部を公費助成し負担軽減を図ります。[健康福祉部こども未来課]
- ⑧新生児聴覚スクリーニング検査*により、聴覚に障害(又は疑い)のあるこどもを早期発見し、人工内耳、補聴器、手話*等に関する情報を提供することにより、必要な治療や療育へとつなげる支援を行います。また、シェパードセンター*の先進的な療育手法を取り入れた、人工内耳装用児向けの療育体制を構築し、聴覚に障害のあるこどもの音声言語獲得を支援します。[健康福祉部障害福祉課]、[健康福祉部こども未来課]

⑨手話言語の獲得を選択したこどもが手話に触れる機会を提供するため、親子手話教室を実施します。[健康福祉部障害福祉課]

⑩身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児*の言語(手話*を含む)の習得と、教育等における健全な発達を図るため、補聴器購入費用を助成します。

[健康福祉部障害福祉課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
新生児聴覚スクリーニング検査*受検率	(2024年度) 98.0%	(毎年度) 100%

(2) 早期療育の充実

【現状と課題】

- 子育ての不安や負担、悩みなどを地域の身近なところで必要な相談・支援を受けることができると同時に、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた支援を受けることができる体制が求められています。
- 放課後等デイサービス*事業所や児童発達支援事業所*は、サービスの創設以降、利用児童数、事業所数ともに大幅に増加していますが、事業所における支援の質を維持・確保していく必要があります。
- 障害のあるこどもの在宅生活を支えるためには、平日の特別支援教育等のほか、週末等の居宅介護(ホームヘルプサービス)*などの訪問系サービス、短期入所(ショートステイ)*、日中一時支援*など、地域の様々な資源を組み合わせることによって、本人の育ちを支え、家族を支援する取組が必要です。
- 障害のあるこどもの多くが保育所等を利用しているため、適切な療育が受けられるように、施設に対する専門的支援が必要です。
- 家庭で十分な養育や療育支援を受けることができない障害のあるこども(要保護児童・要支援児童)については、迅速に家族支援を行い、社会的養護につなげることが必要です。

【県の取組】

- ①発達障害*のあるこどもやその家族が、身近な地域で安心して必要な在宅サービスや発達相談、指導を受けられるように、児童発達支援事業*や家族等支援事業*などを推進します。[健康福祉部障害者政策課]、[健康福祉部障害福祉課]
- ②医療・福祉・教育・労働等の関係機関や当事者団体、支援機関等で構成される静岡県発達障害者支援地域協議会により、障害のあるこどもの地域療育支援体制を推進します。[健康福祉部障害福祉課]
- ③通所機能、相談機能、障害のある児童の通う保育所等を支援するアウトリーチ機能を備えた地域における身近な療育機関である児童発達支援センター*を中核とした重層的

な地域支援体制の構築を図ります。〔健康福祉部障害福祉課〕

④保育所等が行う障害児保育を支援するため、全ての市町において、保育所等訪問支援が提供できる体制を整備します。〔健康福祉部障害者政策課〕

⑤国が策定した障害児支援の基本的事項である「放課後等デイサービスガイドライン」及び「児童発達支援ガイドライン」の順守の徹底を図ります。〔健康福祉部福祉指導課〕

⑥障害のあるこどもの生活の質(QOL)の充実のため、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画を策定し、関係機関等で情報共有することを促進します。〔健康福祉部こども未来課〕、〔教育委員会〕

⑦家庭では療育が難しいこどもについては、障害児入所施設や児童養護施設などにおける保護・支援を行います。また、強度行動障害*児や被虐待児など、他の施設では療育が難しいこどもについては、県立磐田学園や県立吉原林間学園で入所支援を実施するとともに、県内施設等への援助技術の普及を図ります。

〔健康福祉部障害福祉課〕、〔健康福祉部こども家庭課〕

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
児童発達支援センター*設置市町数	(2024年度) 21市町	(2029年度) 26市町

2 教育の振興

(1) インクルーシブ教育システム*の推進と教育相談体制の充実

【現状と課題】

- 障害者基本法では、「障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮し」とうたっており、インクルーシブ教育システム*の推進が求められています。
- 「障害のある方の実態調査」(2024年度)によると、通園・通学している障害のある人のうち、小中学校の通常学級に通学していると回答した人は9.7%、高等学校は6.1%となっています。また、小中学校の特別支援学級は27.3%、特別支援学校*の小中学部は24.3%、特別支援学校の高等部は15.8%となっています。
- 誰もが利用しやすい施設・設備と教育環境の整備を進めるとともに、児童生徒や保護者の希望、教育的ニーズに的確に応えられる就学に対する相談体制を充実させることが必要です。

【県の取組】

ア インクルーシブ教育システム*の推進

- ①小中学校、高等学校等の教員に対して特別支援教育に関する理解促進研修等を実施します。[教育委員会]
- ②障害のあるこどもに対し、通常学級をはじめ特別支援学級や通級指導教室*など多様な教育の場において、個に応じた指導の充実を図るように、市町に働きかけます。
[教育委員会]
- ③小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対し、生活面や学習活動を支援するための人材を配置します。[教育委員会]
- ④障害のあるこどもを受入れている私立の幼稚園、小中学校及び高等学校を支援します。
[健康福祉部私学振興課]
- ⑤個々の児童生徒の障害の種類や程度、特性に応じた教育を充実するため、個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成について、市町や県立高等学校に対して助言します。[教育委員会]
- ⑥学校生活を安心して過ごせるように、学校施設のユニバーサルデザイン*化を進めます。
[健康福祉部私学振興課]、[教育委員会]
- ⑦特別支援学級の児童生徒に対する理解を深め、互いの個性を認め合える環境づくりを進めるため、校内や地域の人々との交流を促進します。[教育委員会]

イ 教育相談の充実

- ①就学前の幼児を対象にした巡回教育相談等により、個々の教育的ニーズに応じた就学を推進するように、市町に働きかけます。[健康福祉部こども未来課]、[教育委員会]

②県総合教育センター等で行っている教育相談を充実するとともに、保健・医療・福祉関係機関との連携の強化を図ります。〔教育委員会〕

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合	(2024年度) 小学校 100% 中学校 99.4% 高等学校 98.2%	(毎年度) 小学校 100% (維持) (2029年度) 中学校 100% 高等学校 100%
特別な支援が必要な生徒（高等学校）のうち個別の指導計画が作成されている人数の割合	(2024年度) 84.5%	(2029年度) 100%

（２）特別支援教育等の充実

【現状と課題】

- 視覚・聴覚においては超早期(0～2歳)からの切れ目ない支援が求められていることから、教育・医療・保健・福祉等における役割分担や情報共有等の連携が必要です。
- 幼児児童生徒の「多様性」が唱えられる中、互いに尊重し認め合いつつ関わる中で、人間形成や自己形成が重要です。
- 幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、学校と福祉行政機関が連携を図り、指導や支援を充実させることが必要です。
- 2025年6月時点において、特別支援学校*高等部3年生の大学・短大・専門学校等への進学を希望している人の割合は2.2%、就職を希望している人の割合は41.3%、福祉施設への通所・入所を希望している人の割合は56.5%となっており、希望する進路は多岐にわたっています。
- 特別支援学校*における2024年度の卒業生の一般就労率は30.8%であり、福祉的就労率は39.5%となっています。
- 生徒が能力・適性等に応じて進路を選択できるように、進路相談を含めたキャリア教育の充実が必要です。

【県の取組】

ア 教育内容の充実

- ①幼児児童生徒一人ひとりの実態を把握し、教育内容・教育方法等の研究を行い、教育の充実を図ります。〔教育委員会〕
- ②個々の児童生徒の障害の種類や程度、特性等に応じて、多様な教育内容や指導方法を用意するなど、きめ細かな指導に努めます。〔教育委員会〕
- ③特別支援学校においては、手話を使用することの意向を尊重しながら、手話言語獲得のための環境整備に努めます。〔教育委員会〕

④特別支援学校では、「手話に関する施策の推進に関する法律」の施行を踏まえ、手話を必要とするこどもの意向が尊重されるように、手話に関する必要な支援を行う職員等の配置に努めます。また、手話の技能を有する教員を育成するため、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修等を実施します。教員採用選考試験においては、手話通訳士の資格を持っている者に加点をするなど、手話環境の充実に努めます。〔教育委員会〕

⑤豊かな人間性、社会性を育むため、特別支援学校*の幼児児童生徒に対して体験学習を実施します。〔教育委員会〕

⑥教職員に対する特別支援教育に関する研修を実施し、指導力の向上を図ります。
〔健康福祉部こども未来課〕、〔教育委員会〕

⑦発達障害*に対する教職員の理解を深めるとともに、専門的な知識及び技術を修得するため、指導方法等に関する研修を充実します。〔教育委員会〕

イ 教育環境の整備・充実

①「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」に基づき、施設規模の適正化を図ります。
〔教育委員会〕

②特別支援学校*は、特別支援教育における高い専門性を有していることから、地域の幼小中等高等学校等を支援する中心的な役割を担うことで、地域での特別支援教育の推進を図ります。〔教育委員会〕

③特別な支援が必要なこどもと地域の資源やシステムをつなぐため、特別支援教育コーディネーター*を活用し、学校間の連携を強化するとともに、地域の支援機関との連携や支援体制を構築します。〔教育委員会〕

④障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教員が家庭、児童福祉施設や医療機関で訪問教育を行います。〔教育委員会〕

⑤多様な医療的ケアに対応できるように医療機関や福祉等の関係機関との連携を深め、県全体での取組の共有、ガイドラインの見直し等を絶えず行い、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学校の安心・安全な医療的ケア体制の整備を推進します。〔教育委員会〕

ウ 進路相談を含めたキャリア教育の充実

①生徒が自己の在り方、生き方を考え、豊かな自己実現を目指すために、高等部教育の整備・充実を図ります。〔教育委員会〕

②生徒の多様な進路を選択できるように、幅広い学習を展開するとともに、進路相談の充実を図ります。〔教育委員会〕

③就職など生徒の社会的な自立を図るため、学校や地域の特性に応じた情報教育や職業教育を推進します。〔教育委員会〕

- ④事業所等と連携し、一人ひとりの適性に応じた職場開拓や職場実習の充実を図ります。〔教育委員会〕

エ 放課後生活等の充実

- ①障害のあるこどもの放課後や休日（特に夏休み等の長期休業時）における安全・安心な居場所を確保し、社会との交流や自立を支援するため、放課後等デイサービス*、放課後児童クラブ*、放課後こども教室*の充実を図ります。

〔健康福祉部障害者政策課〕、〔健康福祉部こども未来課〕、〔教育委員会〕

- ②特別支援学校*に通っていても放課後等デイサービス*が使えない、医療的ケアを必要とするこどもの放課後生活やそれを支える家族を支援するため、居宅介護（ホームヘルプサービス）*をはじめとする障害福祉サービス等の充実を図ります。

〔健康福祉部障害者政策課〕

- ③障害児入所施設や児童養護施設等に入所する障害のあるこどもの教育・育成のため、学校と施設の連携を促進します。〔健康福祉部障害福祉課〕、〔健康福祉部こども家庭課〕

- ④教育と福祉との連携を促進し、幼児児童生徒の指導や支援の充実を図ります。

〔教育委員会〕

オ 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- ①学校卒業後の生涯学習化に向けて現状とニーズの把握に努めます。〔教育委員会〕

- ②障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動を支援するための環境整備を進めます。

〔教育委員会〕

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
居住地域の小・中学校との交流を行った特別支援学校*の児童生徒数	(2024年度) 1,074人	(2029年度) 1,500人
放課後等デイサービス*事業所設置数	(2024年度) 699箇所	(2026年度) 792箇所
特別支援学校*高等部生徒の進路選択のための実習先数	(2024年度) 2,066箇所	(毎年度) 1,930箇所

3 重症心身障害児(者)*・医療的ケア児(者)*に対する支援の充実

(1) 重症心身障害児(者)*・医療的ケア児(者)*に対する支援

【現状と課題】

- 医療的ケア児支援法の施行を受け、都道府県には医療的ケア児等支援センター*の設置等が義務付けられています。センターには、当事者への相談支援及び情報提供、支援人材確保のための研修の実施、医療・保健・福祉・教育・労働等関係機関との連携による支援体制の構築が求められています。
- 医療的ケアの必要な児童生徒が増加、多様化している現状から、医療的ケア児への安心・安全な対応及び家族への支援が求められています。
- 小・中学校において医療的ケアに従事する看護師が不足していることが課題となっており、医療的ケアの必要な児童生徒を受入れるための市町の体制整備が難しい現状があります。
- 2020年に実施した「在宅で生活する重度の心身障害のある方及び日常的に医療的ケアが必要な方に関する調査」によると、家族が在宅生活における医療的ケアへの不安、介護等にかかる時間的・身体的負担などを抱えていることがうかがえます。
- 在宅の重症心身障害児(者)*及び医療的ケア児(者)*並びにその家族が、住み慣れた身近な地域で安心して在宅生活を過ごせるように、在宅支援を担う医療・福祉等の人材の養成・確保や在宅生活を支えるサービスの充実を図る必要があります。
- 2025年に実施した医療的ケア児(者)*実態把握調査の結果、県内の65歳未満の医療的ケア児(者)は、4,381人、医療的ケア児は714人でした。医療的ケア児(者)に対する地域の支援体制の整備や災害時等の支援を強化するため、調査結果を分析し、支援体制を強化する必要があります。

【県の取組】

- ①医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるように、「医療的ケアの手引き」や「静岡県公立小・中学校及び義務教育学校医療的ケア連携協議会」の情報を市町に提供します。また、今後医療的ケアを必要とする児童生徒の受入れを検討している市町に対して、既に受入れをしている市町の先進的な取組の紹介や情報交換を行うなど、市町の体制整備に向けた支援を行います。[教育委員会]
- ②医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する市町に対し看護師を配置しやすいように、国の補助制度について周知します。また、看護協会と連携を図り、看護師の配置につながるよう努めます。[教育委員会]
- ③特別支援学校*では、関係機関と連携し、静岡県医療的ケア運営協議会や人工呼吸器管理検討委員会を通して、医療的ケア児の自立及び保護者の付添い負担軽減を図ります。
[教育委員会]
- ④在宅の重症心身障害児(者)*及び医療的ケア児(者)*とその家族が、住み慣れた身近な地域で安心して在宅生活を過ごせるように居宅介護(ホームヘルプサービス)*、日中活

動、訪問看護、通所施設における看護師配置の促進、医療機関による短期入所(ショートステイ)*、リハビリテーション等の在宅支援サービスの拡充を図ります。

[健康福祉部障害福祉課]

- ⑤看護、介護、福祉職等への研修や医療、看護、介護、福祉、教育職等の多職種のネットワーク化により、重症心身障害児(者)*及び医療的ケア児(者)*の在宅支援を担う人材を確保し、支援体制の充実を図ります。[健康福祉部障害福祉課]
- ⑥在宅の重症心身障害児(者)*及び医療的ケア児(者)*の介護ニーズは、24時間対応等の包括的・継続的なサービス提供が不可欠であるため、地域における行政、福祉、教育、医療等の連携を図り、関係機関との間で総合調整を行う医療的ケア児コーディネーターを養成します。[健康福祉部障害福祉課]
- ⑦重症心身障害児(者)*及び医療的ケア児(者)*の生活の質の向上のため、日中活動の充実など環境整備を進めます。[健康福祉部障害福祉課]
- ⑧医療的ケア児等支援センター*において、専門的な相談への対応、情報提供等を行うとともに、市町等に配置される医療的ケア児コーディネーターと連携して医療的ケア児及びその家族を支援します。[健康福祉部障害福祉課]
- ⑨医療的ケア児(者)*の家族支援として、通院等に係る交通費補助や災害時対応として、個別避難計画の作成支援を実施します。[健康福祉部障害福祉課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
重症心身障害児(者)*の支援に携わる専門人材養成数	(2022～24年度) 累計 656 人	(2025～28年度) 累計 700 人

4 発達障害*のある人に対する支援の充実

(1) 発達障害*のある人に対する支援

【現状と課題】

- 自閉症スペクトラム障害*、学習障害*、注意欠陥多動性障害*等の発達障害*のある人に対し、「静岡県における今後の発達障害者支援のあり方」を踏まえたライフステージを通じた支援体制の確立や、身近な地域における支援体制の確立が必要です。
- 個々の発達障害*の特性等を理解し、相談支援従事者、保育士など必要な専門的知識を有する人材を確保する必要があります。
- 発達障害*のある人への支援については、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び関係団体との連携体制の強化や地域的な課題に取り組む必要があります。
- 身近な地域での相談支援機能の充実を図るため、2020年度から県発達障害者支援センター*を東部地域と中西部地域の2箇所体制とし、政令市のセンターと合わせて県全域の支援体制を構築しました。複雑化・多様化する相談へ対応するため、センターの運営を専門的な知識・経験を有する民間法人に委託しています。
- 発達障害*のある人は、障害を有していることが理解されず、偏見や差別などの困難を抱えている場合があるため、発達障害*についての正しい理解を促進するための取組が必要です。

【県の取組】

- ①市町や一般の相談支援事業所では対応困難な事案について、発達障害者支援センター*が、専門的な立場から、相談支援や就労支援を行うほか、市町などの関係機関に対する研修や情報提供等を実施するとともに、発達障害者支援コーディネーターと連携して発達障害児者のライフステージに応じた支援を行います。[健康福祉部障害福祉課]
- ②地域の医療機関や支援機関の職員等を対象に、専門家を養成するための研修会を開催し、地域での対応力の向上を図るほか、地域の療育拠点となる児童発達支援センター*の設置を促進し、障害児に対する重層的な支援体制の構築を図ります。[健康福祉部障害福祉課]
- ③医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者から構成される「静岡県発達障害者支援地域協議会」において、施策の評価や進捗管理を行い、地域課題への対応や関係機関等の連携の緊密化を図る仕組みを構築します。[健康福祉部障害福祉課]
- ④発達障害*のある子どもをサポートする支援員の配置、学習障害*等に対応した通級指導教室*の充実、高校段階での支援や教育の在り方の検討などを行い、様々な障害のある子どもを支援します。[教育委員会]
- ⑤県発達障害者支援センター*において、発達障害*の特性に関する理解を深めるための研修等を実施するとともに、「世界自閉症啓発デー」や「発達障害啓発週間」等の機会をとらえ、関係団体や市町と連携を図りながら発達障害のある人に対する理解を深めるための啓発に取り組みます。[健康福祉部障害福祉課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
発達障害者の支援に携わる専門人材養成数	(2022～24 年度) 累計 4,489 人	(2025～28 年度) 累計 3,433 人

(2) 強度行動障害*のある人に対する支援

【現状と課題】

- 強度行動障害*の状態となることを予防し、障害特性に応じた適切な支援をするため、支援に必要な専門的知識を有する人材を確保する必要があります。
- 強度行動障害*があることで福祉施設(事業所)での受入れが消極的となったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されます。また、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要です。
- 強度行動障害*のある人に対して、身近な地域やライフステージを通じた支援体制の確立が必要です。
- 2025年に実施した強度行動障害*のある方の実態調査の結果、県内の強度行動障害のある人は、3,266人でした。実態調査結果の内容を踏まえ、強度行動障害のある人に対する支援を強化します。

【県の取組】

- ①強度行動障害*のある人に対して高度な専門知識や技術に基づく個別支援を行うため、支援者を養成します。また、事業所への指導助言や支援力向上のため、集中的支援を実施する体制の整備を図ります。[健康福祉部障害福祉課]
- ②県立磐田学園に、居室の個室化、小規模ユニットケアを導入し、家庭的な雰囲気の中で障害特性に応じた個別の療育を行うことにより、家庭や地域での生活の移行に向けた支援を行います。また、保護者のレスパイト*を目的とした短期入所*の受入れも実施します。[健康福祉部障害福祉課]
- ③県立磐田学園において研修を通じた民間施設への技術的支援や実習受入による次代を担う人材の育成に取り組み、県全体の養育支援力の充実を図ります。[健康福祉部障害福祉課]
- ④強度行動障害*のある人の実数を把握し、地域性や居住属性などを踏まえて、広域的支援人材の選定や中核的人材養成研修の規模について、必要数等を検討し人材を養成します。[健康福祉部障害福祉課]
- ⑤圏域の状況に合わせた支援体制の構築が必要であるため、県発達障害者支援センター*や中核的人材養成研修トレーナーを中心として、強度行動障害*を有する児(者)の支援等に関する検討会を開催し、県で実施する中核的人材養成研修のあり方及び県の支援体制の検討を進めます。[健康福祉部障害福祉課]
- ⑥強度の行動障害の状態となることを予防するためにも、早期の適切な療育支援が必要な

ことから、県内の発達障害者支援センターと市町、関係機関とも連携して必要な支援を実施します。〔健康福祉部障害福祉課〕

5 精神障害のある人に対する支援の充実

(1) 精神障害のある人に対する支援

【現状と課題】

- 精神疾患は、症状が多様であるとともに自覚しにくいという特徴があるため、症状が比較的軽いうちには精神科医療機関を受診せず、症状が重くなり入院治療が必要になって初めて精神科医療機関を受診するという場合が少なくありません。また、重症化してから入院すると、治療が困難になるなど、長期の入院が必要となってしまう場合もあります。
- このため、精神疾患に罹患した場合、早期に適切な医療を受けられるように、統合失調症、うつ病・躁うつ病(双極性感情障害)、依存症、心的外傷後ストレス障害(P T S D)、高次脳機能障害*、摂食障害、てんかんなど多様な精神疾患ごとに対応できる医療機関を明確にし、早期に必要な精神科医療が提供される医療体制の確保が必要です。
- 精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりのために、医療、保健、福祉の連携を進める必要があります。また、精神障害のある人が地域の一員として安心して生活できるように、精神疾患・精神障害に対する理解の促進を図る必要があります。
- 精神障害のある人の地域移行を進めるに当たっては、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

【県の取組】

- ①精神障害のある人が安心して精神科医療を受けられるように、患者・家族の選択に必要な精神科医療機関に関する情報提供を促進します。[健康福祉部障害福祉課]
- ②身体合併症を有する精神科病院の入院患者の治療に必要な医療提供体制を充実します。
[健康福祉部障害福祉課]
- ③緊急に医療を必要とする精神障害のある人からの相談等に対応するため、24時間365日いつでも相談できる精神科救急情報センター(精神科救急情報ダイヤル)を設置するなど、精神科救急医療体制*を充実します。[健康福祉部障害福祉課]
- ④精神障害のある人が地域で安心して生活し続けることができるように、地域における居住環境及び生活環境等の一層の整備や、精神障害のある人の主体性に応じた社会参加を促進するための支援を行います。[健康福祉部障害福祉課]
- ⑤精神障害のある人が、精神疾患の病状や家族の状況に応じて、いつでも必要な保健医療や福祉サービスを受けられる体制を確保するとともに、ピアサポーターの養成等を行う障害者ピアサポート研修を開催し、ピアサポート活動を推進するなど、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進します。[健康福祉部障害福祉課]
- ⑥県下全域の拠点病院を明確にし、多様化している精神疾患ごとに情報発信や人材育成を行うとともに、2次保健医療圏において地域連携拠点機能を担う医療機関の支援を

行うことにより、地域医療連携体制を構築します。[健康福祉部障害福祉課]

・統合失調症

国が目指す専門的治療方法の県下全域での普及を図ります。[健康福祉部障害福祉課]

・うつ病・躁うつ病(双極性感情障害)

早期発見・早期治療を目的に、精神科とかかりつけ医との連携を強化します。

[健康福祉部障害福祉課]

・依存症

アルコール、薬物、ギャンブル等の様々な依存症患者については、自助グループにおける取組の促進や家族への支援等を行います。ゲーム障害・ネット依存については、依存症治療拠点機関や教育機関等と連携し、ワークショップや回復に向けた支援プログラムを実施するなど、発症予防や進行予防に関する取組を推進します。[健康福祉部障害福祉課]

・心的外傷後ストレス障害(PTSD)*

災害及び事件、事故等が発生した場合に、早期に被災者・被害者のこころのケアに対応できる体制を整えます。[健康福祉部障害福祉課]

・高次脳機能障害*

高次脳機能障害者支援法に基づく「高次脳機能障害者支援センター」を指定し、高次脳機能障害者及びその家族等に対する専門的な知見に基づく相談対応、情報提供若しくは助言のほか、専門的な支援などを行います。

また、高次脳機能障害のある人が身近な地域で適切なケアを受けられるように、圏域ごとに地域リハビリテーション*関係医療機関、就労支援関係機関、健康福祉センター等との連携により、地域での生活支援や相談支援体制の充実を図ります。

[健康福祉部障害福祉課]

・摂食障害

摂食障害は、適切な治療と支援によって回復が可能な疾患である一方、専門とする医療機関が少ないことから、患者が身近な地域で適切なケアを受けることができるように、医療連携体制の充実等を図ります。[健康福祉部障害福祉課]

・てんかん

てんかんは、適切な診断、手術や服薬等により、症状を抑えたり治癒できる場合もあるため、運転、就労などの社会生活にかかわる相談支援体制を充実します。また、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進します。[健康福祉部障害福祉課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
多様な精神疾患等ごとの拠点医療機関設置数	(2024年度) 159箇所	(2028年度) 218箇所
依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	(2022～24年度) 累計148人	(2025～28年度) 累計250人

6 難病を抱える人に対する支援の充実

(1) 難病患者に対する支援

【現状と課題】

- 障害者総合支援法においては、難病患者も障害福祉サービス等が利用可能となり、対象範囲は2025年4月時点で376疾患となっています。
- 難病患者の安定した療養生活の確保や生活の質(QOL)の向上のため、各種の保健・医療・福祉のサービスを充実することが必要です。
- 難病患者の在宅での療養生活を支援するため、一人ひとりの療養計画に沿ったきめ細かな相談支援ができるように関係機関の連携体制を構築することが重要です。

【県の取組】

- ①難病患者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、居宅介護(ホームヘルプサービス)*をはじめとする障害福祉サービス等の充実や補装具*及び日常生活用具*の給付等に関する助言などの支援を図るとともに、特に医療費助成の対象とならない軽症の難病患者に対し、福祉・就労支援などの利用時に活用できる登録者証の取得を促進します。[健康福祉部障害者政策課]、[健康福祉部障害福祉課]、[健康福祉部疾病対策課]
- ②県難病相談支援センター*において、地域で生活する難病患者や家族の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援を行います。[健康福祉部疾病対策課]
- ③在宅で療養する介護の必要が高い難病患者が病状の悪化等により入院が必要となった場合の入院施設を確保するとともに、各種相談に応じるため、難病医療連携拠点病院を中核として分野別拠点病院や、協力病院等による難病医療体制(ネットワーク)の充実を図ります。[健康福祉部疾病対策課]
- ④難病患者に対し、適切な医療サービスを提供するとともに、指定難病等の治療に要する医療費負担を軽減する等の支援を行います。[健康福祉部疾病対策課]
- ⑤小児がんや難病等の子どもを養育する世帯における、長期の入院や頻繁な外来受診に伴う交通費等の経済的負担を軽減します。[健康福祉部疾病対策課]

【数値目標】

指 標	現状値	目標値
県及び政令市難病相談支援センター*等における支援の件数 (相談完結件数)	(2022~24年度) 平均1,125件	(2029年度) 1,200件

【資料】

資料 1 静岡県障害者施策推進協議会条例

昭和 47 年 3 月 21 日
条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき、静岡県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第 5 条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 6 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、協議会の事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則 (略)

資料2 静岡県障害者施策推進協議会委員名簿

氏名	所属名・役職名
岩瀬 輝美	静岡県身体障害者福祉会会長
大石 明利	前東海大学短期大学部児童教育学科教授
小倉 健太郎	静岡県聴覚障害者協会事務局長
香野 毅	静岡大学教育学部教授
篠原 睦美	静岡県自閉症協会事務局
高橋 房恵	静岡県手をつなぐ育成会評議員
天良 昭彦	静岡県知的障害者福祉協会会長
土居 由知	静岡県視覚障害者情報支援センターセンター長
西尾 知世	弁護士
深沢 貴子	静岡県難病団体連絡協議会副理事長
松永 憲之	静岡県経営者協会事務局長
三浦 一也	医療法人好生会小笠病院診療部長
村松 妙子	静岡県精神保健福祉会連合会理事
矢部 初江	静岡県作業所連合会・わ

(任期：2024年7月1日から2027年6月30日まで)

資料3 静岡県障害者計画等策定・推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定を踏まえ、障害者施策を総合的に推進するため、静岡県障害者計画等策定・推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者施策に係る総合的な展開の検討・調整に関すること
- (2) 静岡県障害者計画及び静岡県障害福祉計画の策定及び推進に関すること
- (3) 市町の障害者計画及び障害福祉計画の策定及び推進の支援に関すること
- (4) その他障害者施策について必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は健康福祉部長の職にある者、副会長は健康福祉部障害者支援局長の職にある者、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(運営)

第4条 協議会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。
- (3) 協議会は、別に組織する静岡県障害者施策推進協議会と連携して、所掌事務に当たるものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害者政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (略)

別表（第3条第2項関係）

企 画 部	参事兼総務課長
総 務 部	参事（職員担当） 参事（地域振興担当）
財 務 部	参事兼総務課長
危 機 管 理 部	参事（政策調整担当）
くらし・環境部	政策管理局長兼総務課長
ス ポ ー ツ ・ 文 化 観 光 部	参事兼総務課長
健 康 福 祉 部	健康福祉部長（会長） 障害者支援局長（副会長） 政策管理局長 福祉長寿局長 子ども若者局長 医療局長 健康局長
経 済 産 業 部	政策管理局長 就業支援局長
交 通 基 盤 部	政策管理局長
出 納 局	次長兼会計総務課長
教育委員会事務局	教育部理事（総括・新図書館担当）
警 察 本 部	総務部参事官兼総務課長

資料4 策定経緯

1 策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者、障害のある人、障害の福祉に関する事業に従事する方で構成される「静岡県障害者施策推進協議会」で審議しました。また、障害者計画については、関連施策との連携を図るため庁内関係部局で構成する「静岡県障害者計画等策定・推進協議会」において検討を行いました。

2 計画策定までの経過

- (1) 計画策定に当たっては、県内の障害のある人の実態を把握するため「障害のある方の実態調査」を実施しました。
- (2) 障害者計画については、県内の主な障害者団体及び障害当事者の方に対し、骨子案及び計画案について意見照会を行い、回答いただいた意見を計画に反映しました。

時 期	第6次障害者計画
2024年度	・「静岡県障害のある方の実態調査」実施 (9月～11月)
2025年度 7月	・第1回静岡県障害者計画等策定・推進協議会開催(7月24日)
8月	・第1回静岡県障害者施策推進協議会開催(8月28日)
8～9月	・関係団体に対し計画策定に係る意見照会の実施(8月29日～9日17日) ・当事者の方への計画策定に係る意見交換の実施(8月30日、9日4日)
10月	・第2回静岡県障害者計画等策定・推進協議会開催(10月15日)
11月	・第2回静岡県障害者施策推進協議会開催(11月10日)
12～1月	・パブリックコメント実施
3月	・第3回静岡県障害者施策推進協議会開催(3月24日)

資料5 「静岡県障害のある方の実態調査」の結果概要

(要旨)

- ・今回の調査によると、「自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思う」、「生活に満足している」とした割合は66.8%で、前回調査に引き続き、概ね横ばいで推移している。
- ・前回調査に引き続き、「70歳以上の介助者の割合」が2割を超える結果となった。一方で、今後、心配なこととして56.4%の方が「保護者の方がいなくなった後の生活」と回答している。
- ・普段の生活で、3割以上の方がICT機器を使用していないことが判明した。【新規調査】

(調査の概要)

1 調査目的

本調査は、障害のある方の生活の実情と施策に対する意向等を把握し、第6次静岡県障害者計画策定の基礎資料とするために実施した。

2 調査内容

障害のある方の生活の実情と施策に対する意向等の8分野(39項目)

- | | | |
|------------|--------------------|-----------------|
| ①あなたについて | ②住まい・暮らし | ③障害福祉サービス等の利用状況 |
| ④仕事や家計 | ⑤生活の環境や安全・安心 | ⑥社会参加 |
| ⑦悩み事に対する相談 | ⑧その他(生活満足度、行政への希望) | |

3 調査方法

調査期間：2024年9月～11月(3か月間)

区分	配付数	配付方法
身体障害のある方	4,000	県内の身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者から無作為に抽出し、郵便にて調査票を配付・回収
知的障害のある方	3,000	
精神障害のある方	3,000	県内の精神科医療機関の協力を得て、各医療機関を通じて入通院者に配付し、郵便にて回収
計	10,000	—

4 回収結果

区分	H28	R2	R6(今回)
発送数	10,000件	10,000件	10,000件
回収件数 (回収率)	4,389件 (43.9%)	4,615件 (46.2%)	3,841件 (38.4%)
身体障害	2,029件	2,219件	1,794件
知的障害	1,177件	1,221件	921件
精神障害	1,115件	955件	818件
その他(無回答ほか)	68件	220件	308件

自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思う方の割合

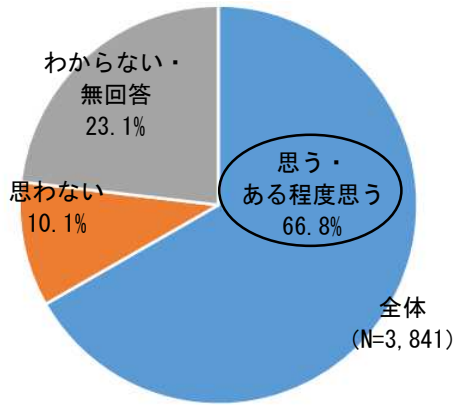
H28 調査
64.7%

R2 調査
68.4%

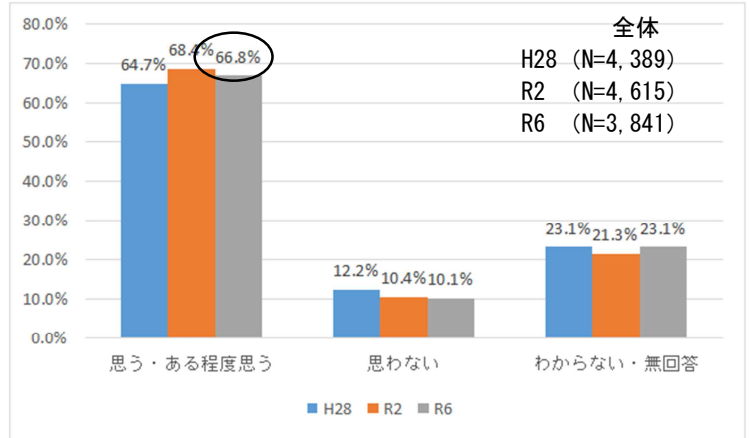
R6 調査
66.8%

問 自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思いますか。

【今回調査結果】



【過去の調査との比較】



区分	思う	ある程度思う	思わない	わからない	無回答
H28	19.5%	45.2%	12.2%	17.5%	5.6%
		64.7%	12.2%		23.1%
R2	21.4%	47.0%	10.4%	17.1%	4.2%
		68.4%	10.4%		21.3%
R6	20.3%	46.5%	10.1%	18.6%	4.6%
		66.8%	10.1%		23.1%

「安心して暮らせるところだと思う」及び「ある程度安心して暮らせるところだと思う」を合わせた割合は66.8%と、前回調査結果から1.6ポイント減少しています。

今後も、福祉サービスの充実はもとより、交通機関や施設などの「街のバリアフリー化」のみならず、障害に対する県民の理解を深める「心のバリアフリー化」を進めていく必要があります。

差別や虐待を受けたことのある方の割合

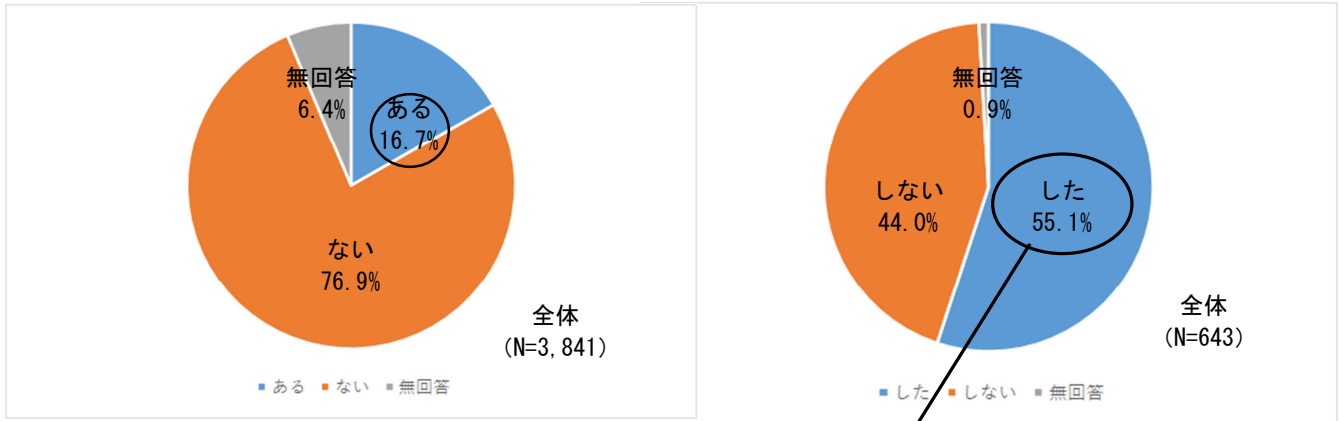
H28 調査
17.4%

R2 調査
17.3%

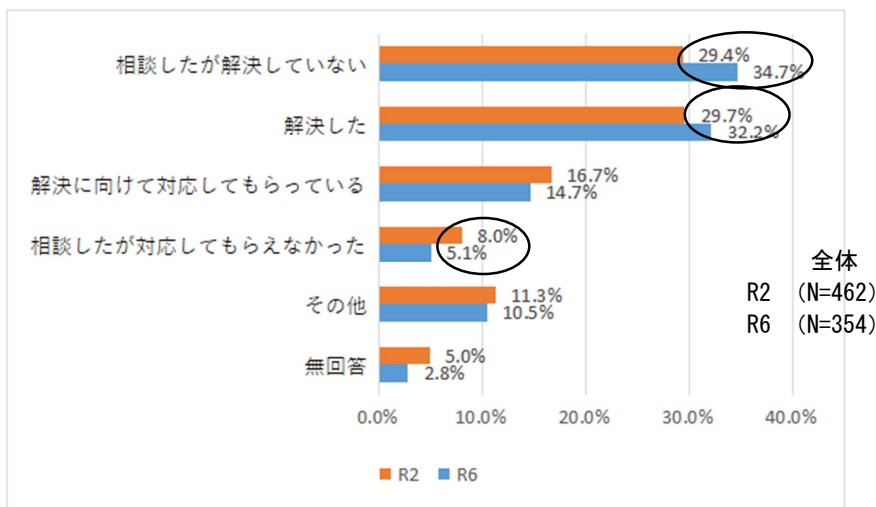
R6 調査
16.7%

問 生活をしている中で、差別や虐待を受けたことはありますか。

※「虐待」とは身体的な虐待だけでなく、金銭的な虐待、心理的な虐待、性的な虐待を含みます。



問 (上記において相談した方について) その相談は解決しましたか。

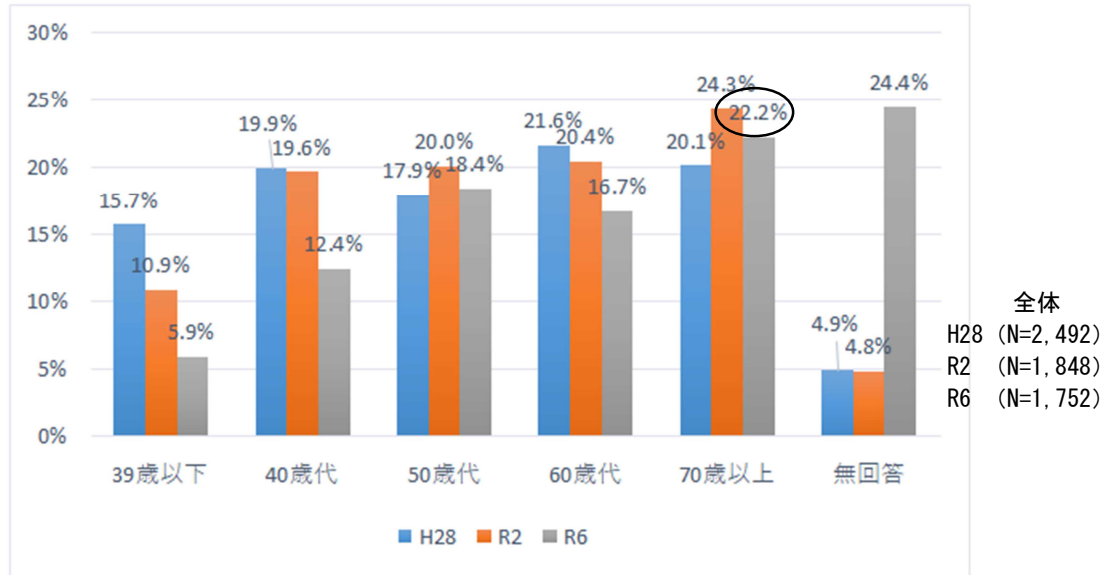


生活の中で、差別や虐待を受けたことが「ある」方の割合は16.7%でした。
差別や虐待を受けたことがある方のうち、55.1%が差別や虐待を受けたことを誰かに相談していますが、「相談したが解決していない」34.7%、「相談したが対応してもらえなかった」5.1%と、4割近くが問題解決に至っていない結果となっています。

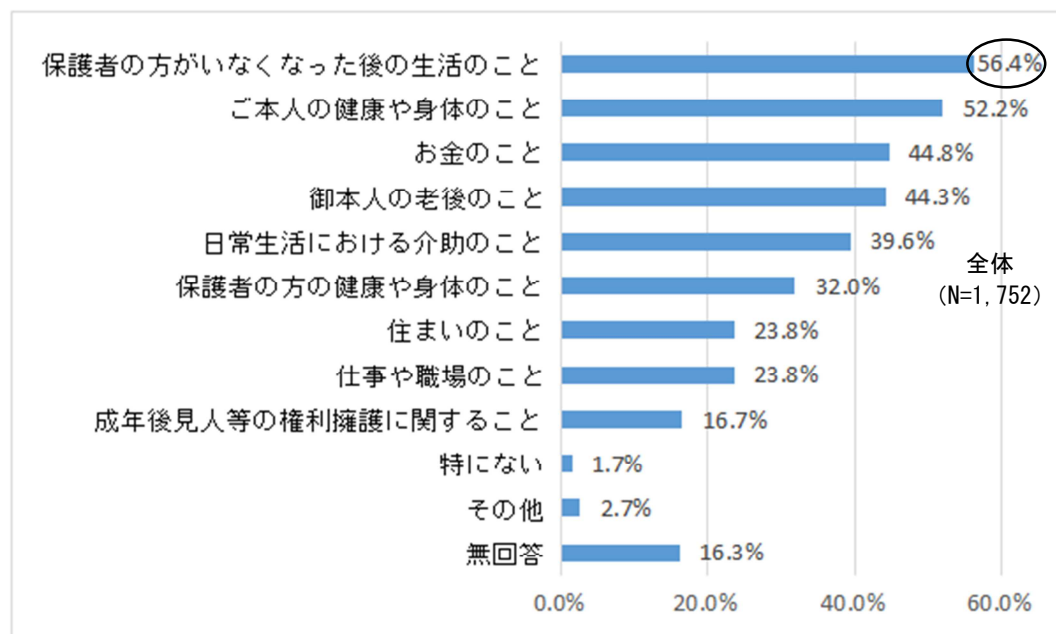
70歳以上の介助者の割合

H28 調査	R2 調査	R6 調査
20.1%	24.3%	22.2%

問 あなたを主に介助してくれる方の年齢層を教えてください。(複数回答)



問 御本人が生活していく上で今後心配になることは何ですか(保護者の方への質問)
(複数回答)



70歳以上の介助者の割合は22.2%と前回調査より2.1ポイント減少しましたが、生活していく上で今後心配になることとして、「保護者の方がいなくなった後の生活のこと」が56.4%と最も回答数が多い結果となりました。

生活に満足している障害のある方の割合

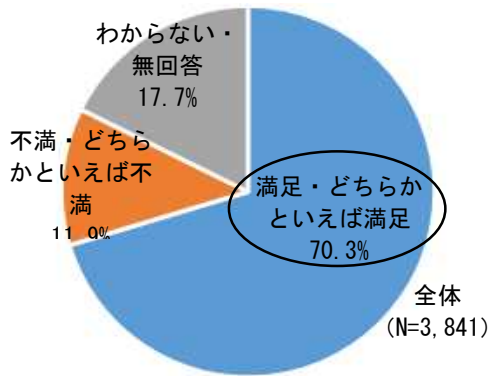
H28 調査
69.9%

R2 調査
67.8%

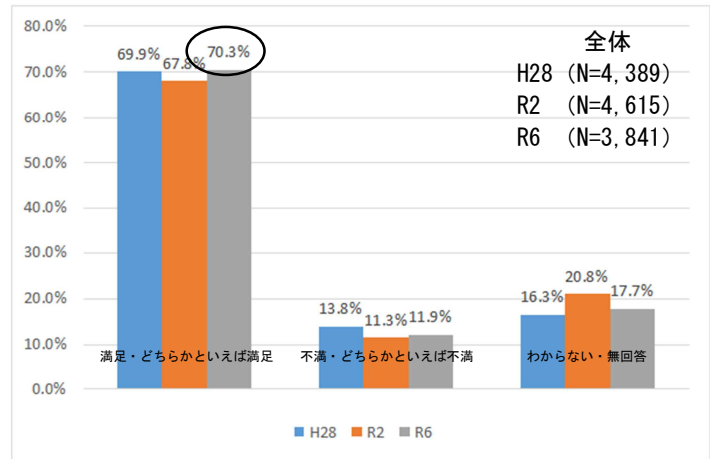
R6 調査
70.3%

問 あなたは、現在の生活に満足していますか。

【今回調査結果】



【過去の調査との比較】



問 あなたが、現在の生活に不満がある理由を具体的に教えてください。

区分	H28	R2	R6	R6-R2
行動に制約があること・やりたいことができないこと	6.2%	16.5%	16.4%	△0.1%
家計・収入・金銭に関すること	20.2%	14.7%	14.6%	△0.1%
自分の体調・障害・病気等に関すること	5.6%	11.3%	12.6%	1.3%
就労に関すること	9.6%	8.3%	7.8%	△0.5%
家族や人間関係に関すること	8.8%	10.6%	7.8%	△2.8%
福祉制度・サービスに関すること	6.4%	4.3%	5.6%	1.3%

「満足している」及び「どちらかといえば満足している」を合わせた割合は70.3%と、前回(67.8%)、前々回(69.9%)の調査結果を上回りました。

一方で、不満がある理由については、前回の調査結果と同様に、「行動に制約があること・やりたいことができないこと」の割合が16.4%と一番多い結果となっています。

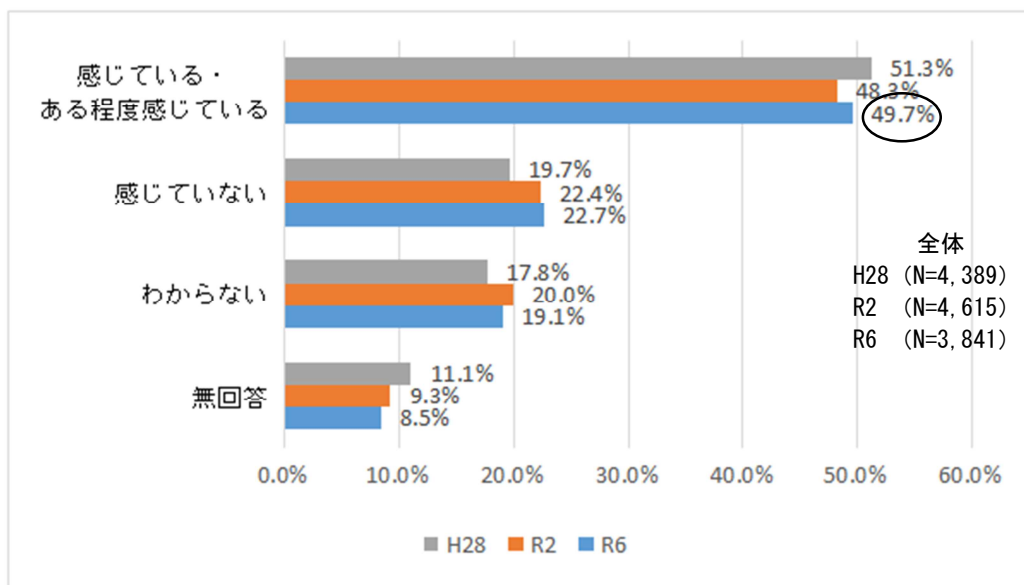
日常生活において自立し、社会参加をしていると感じている方の割合

H28 調査
51.3%

R2 調査
48.3%

R6 調査
49.7%

問 あなたは、日常生活において自立し、社会参加をしていますと感じていますか。
※ここでいう、「自立」とは、必要とする支援を受けながらも、自分の意思をもって日常生活を送ることを含みます。



「自立し、社会参加をしていますと感じている」及び「ある程度自立し、社会参加をしていますと感じている」を合わせた割合は 49.7% となり、前回調査結果から 1.4 ポイント増加しています。

今後、より一層、障害のある方の社会参加への取組を強化する必要があります。

普段の生活でスマートフォンを使用している方の割合

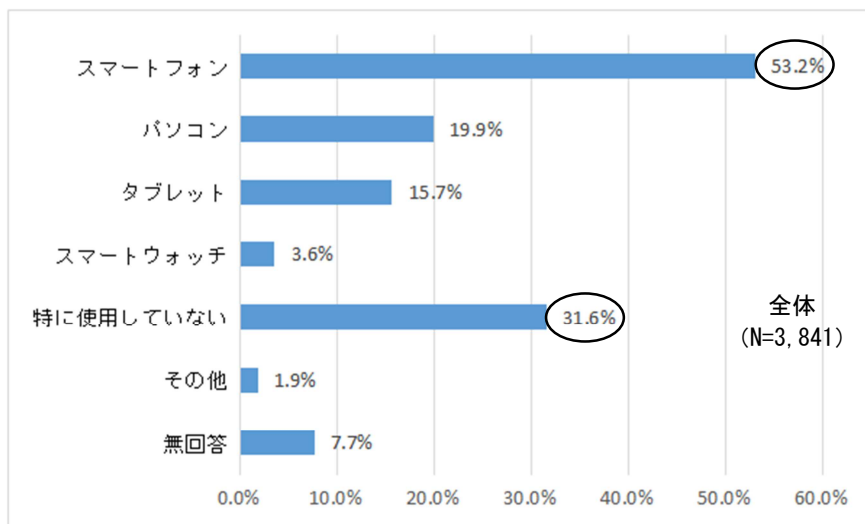
H28 調査
—

R2 調査
—

R6 調査
53.2%

問 あなたは普段の生活で、どのような ICT 機器を使用していますか。(複数回答)

【新規調査】



※問2の年齢の設定間において無回答とした者も含む。

(単位：件)

区分	スマートフォン	パソコン	タブレット	スマートウォッチ	特に使用していない	その他	無回答
10歳代以下	251	79	193	9	144	6	20
20歳代	248	96	94	19	60	5	9
30歳代	202	76	57	22	64	3	22
40歳代	235	97	65	21	107	6	28
50歳代	349	138	84	20	159	15	31
60歳代	274	114	55	27	145	13	37
70歳以上	355	114	32	13	448	19	110
計	1,914	714	580	131	1,127	67	257

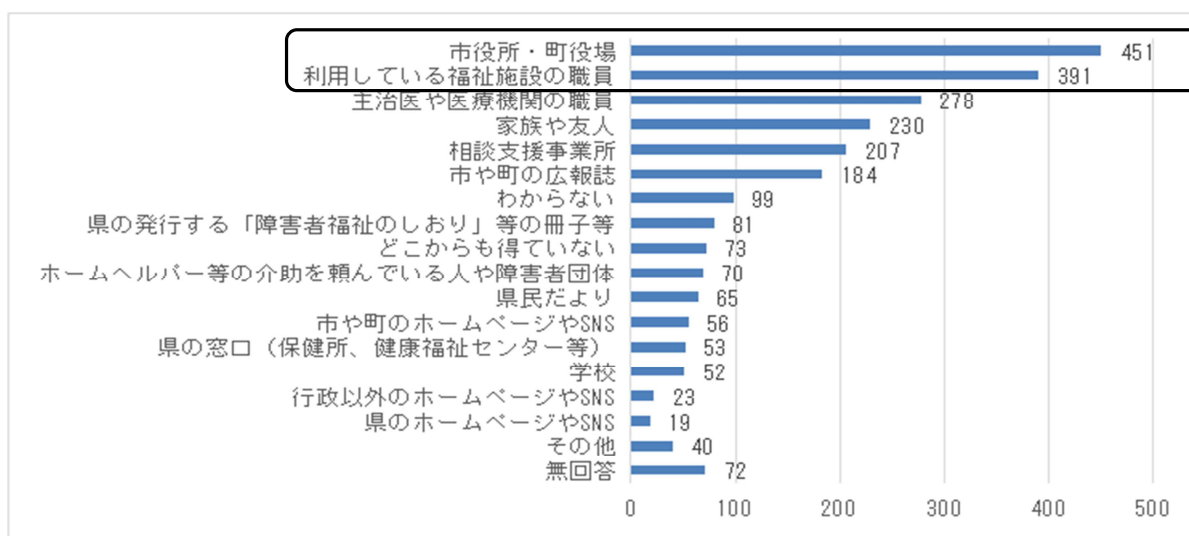
※問2の年齢の設定間において無回答とした者は含まない。

普段の生活で53.2%の方が「スマートフォン」を使用しています。そのほか、パソコンやタブレットを使用しているという結果になりました。

年代別では、全ての世代でスマートフォンが最も使用されているという結果となりました。

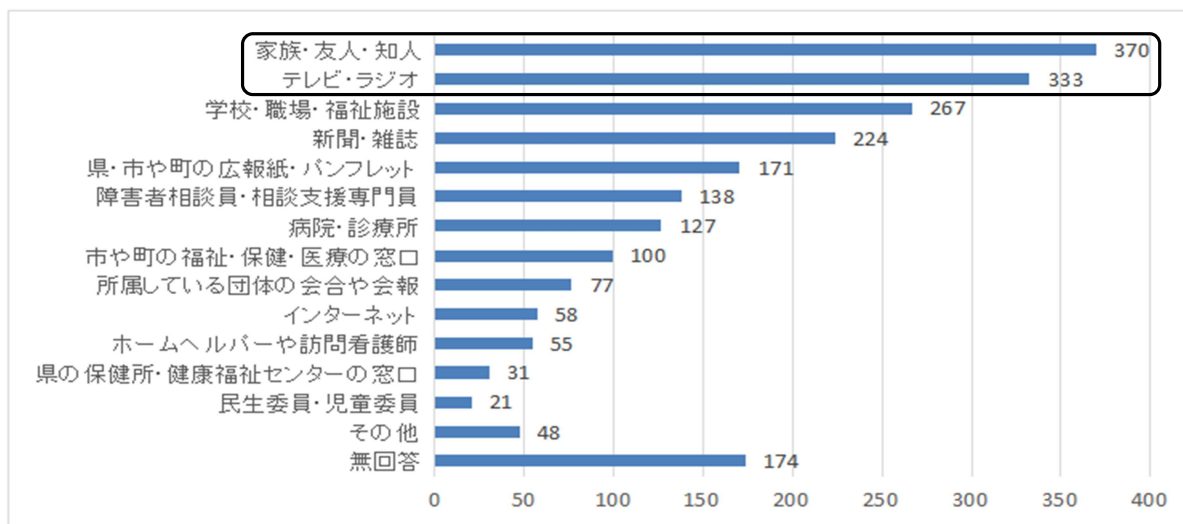
【分析】ICT 機器を「特に使用していない」と回答した方(1,127 人)の情報の入手方法。
(複数回答)

①「障害福祉に関する情報」の入手方法



障害福祉に関する情報の入手方法は、市役所・町役場が最も多く、次いで利用している福祉施設の職員という結果になりました。

②「社会参加に必要な情報」の入手方法



社会参加に必要な情報の入手方法は、家族・友人・知人が最も多く、次いでテレビ・ラジオという結果になりました。

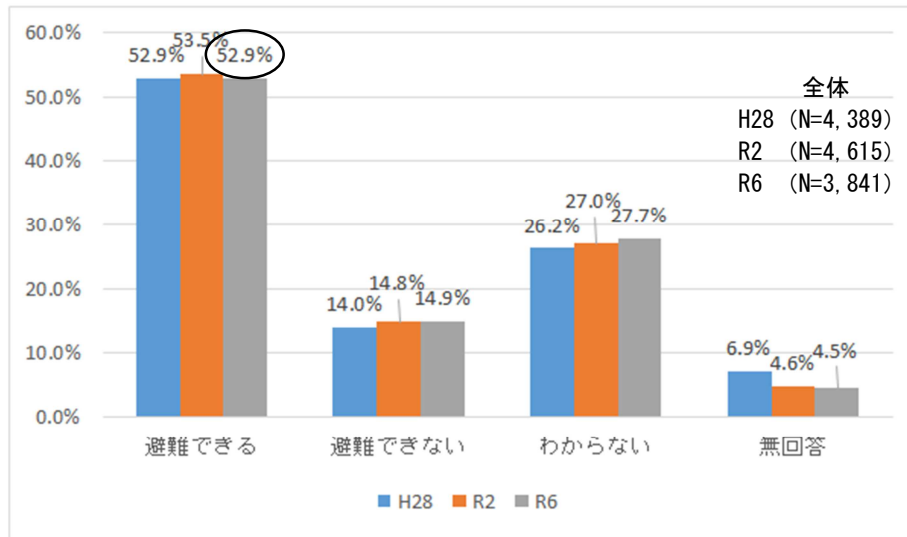
災害等の緊急時に、一人または支援を受けながら安全に避難できる方の割合

H28 調査
52.9%

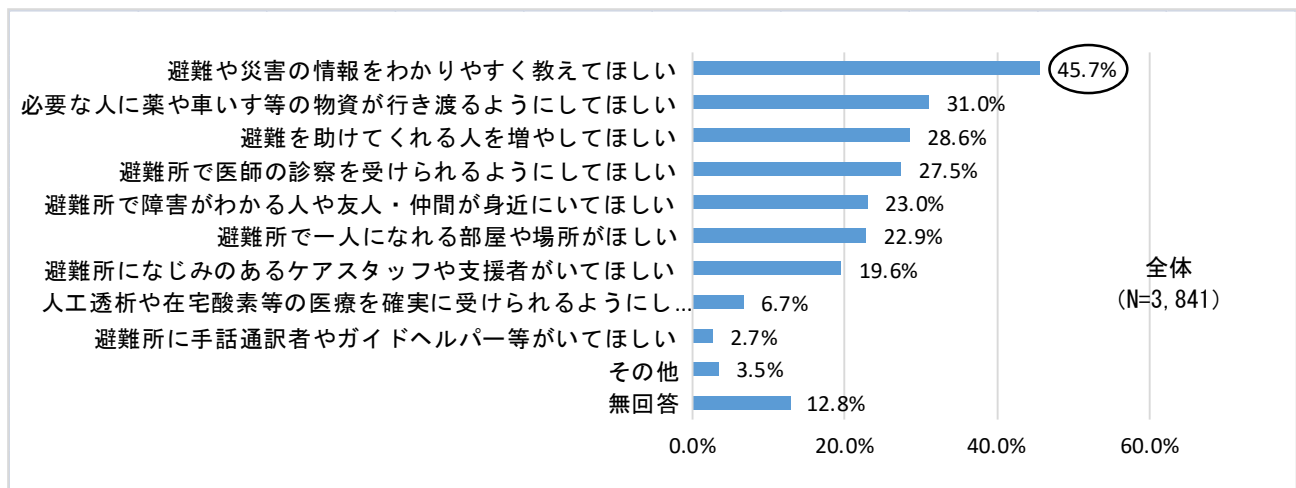
R2 調査
53.5%

R6 調査
52.9%

問 あなたは、災害等の緊急時に、自宅または施設から一人でまたは支援を受けながら、安全に避難できる環境にありますか。



問 地震や台風などの災害が発生した時に何が必要だと思いますか。(複数回答)



「避難できる」とした割合は52.9%で、前回(53.5%)、前々回(52.9%)と同水準の調査結果となりました。

また、災害が発生した際には、「避難や災害の情報をわかりやすく教えて欲しい」が45.7%と一番多い結果になっています。

資料6 「県政インターネットモニターアンケート」の結果概要

(要旨)

2025年8～9月に、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する「県政インターネットモニターアンケート」を実施した(対象者数：514人、回答者：440人、回答率：85.6%)。

(概要)

- 「障害者差別解消法」を聞いたことがある人の割合は前回調査から4.1ポイント増加した。「障害者差別解消条例*」を聞いたことがある人の割合も2.5ポイント増加した。

項目	R2	R4	R5	R7
「障害者差別解消法」を聞いたことがある	55.6%	43.8%	48.1%	52.2%
「障害者差別解消条例」を聞いたことがある	36.6%	22.0%	25.0%	27.5%

- 「障害者差別解消条例*」を聞いたことがある人のうち、「合理的配慮*」の考え方を知っている人の割合はR5年度から37.5ポイント増加、聞いたことがある人は、14.5ポイント増加した。

項目	R2	R4	R5	R7
「合理的配慮」の考え方を知っている。	—	—	—	56.2%
「合理的配慮」を聞いたことがあるが、内容は知らない。	—	—	—	39.7%

【参考】「合理的配慮*」の考え方を知っている人の割合

項目	R2	R4	R5	R7
「合理的配慮」の考え方を知っている。	23.5%	19.1%	18.7%	—
「合理的配慮」を聞いたことがあるが、内容は知らない。	32.3%	23.0%	25.2%	—

- 「障害のある人への差別を感じたり、見たり、聞いたりしたことがある人」の割合は、ほぼ横ばいで推移している。

項目	R2	R4	R5	R7
ある	25.7%	20.7%	19.4%	19.8%
差別かどうか分からないが、いやな気持ちになったことがある	32.6%	27.3%	26.7%	27.7%
ない	41.6%	34.9%	35.1%	34.3%
わからない(R4より追加)	—	17.0%	18.7%	18.2%

- 差別を感じたり、いやな気持ちになったことがある場面として、前回調査に引き続き「電車やバスなどの交通機関の利用の場面」が多い。次いで多いのが「学校、教育現場」や「買い物の場面」、「職場」で、いずれも前回調査から割合は増加している。

項目	R2	R4	R5	R7
電車やバスなどの交通機関の利用の場面	43.8%	32.8%	39.8%	45.9%
学校、教育現場	34.5%	35.4%	32.6%	39.2%
買い物の場面	28.8%	22.9%	23.9%	32.5%
職場	24.3%	26.2%	27.3%	31.6%

- 「『ヘルプマーク』を見たことがあり意味も知っている人」の割合は、前回調査から 24.2 ポイント増加した。

項 目	R2	R4	R5	R7
見たこともあり、意味も知っている	12.9%	32.6%	42.2%	66.4%
見たことはあるが、意味は知らない	12.1%	17.8%	17.6%	16.4%
知らない	75.0%	49.6%	40.2%	17.3%

資料 7 用語の説明

【あ行】

● 愛の援聴週間

聴覚に障害のある人に対する県民の理解を深めることを目的とした週間。3月3日(耳の日)から9日まで、聴覚障害に関する様々な啓発活動を実施している。

● 移動介護従業者

脳性麻痺者等全身性障害のある人等の移動を支援する者。

● 医療的ケア児(者)

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児(者)。

● 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する者。

● 医療的ケア児等支援センター

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき都道府県が設置する機関。医療的ケア児及びその家族への相談・情報提供のほか、関係機関等への情報提供、研修、関係機関との連携体制の構築を行う。

● インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。国際連合の障害者権利委員会による勧告では、障害者権利条約第24条を踏まえつつ、「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、(中略)多様で柔軟な仕組みを整備することが重要」としている。2022年9月に国際連合の障害者権利委員会から日本政府へ提出された総括所見では、「障害のある子どもへの分離された特別教育が継続していること」等の懸念事項が指摘され、これに対し、文部科学省は「特別支援教育を中止することは考えていない」との見解を示している。

● ウェブアクセシビリティ方針

高齢の方や障害のある方を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう定めた方針。本県では2013年3月に静岡県公式ホームページのウェブアクセシビリティ方針を定めて運用している。

● 運営適正化委員会

社会福祉法に基づき、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の適正な運営を確保し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、県社会福祉協議会に設置されている。

● エシカル消費

人や社会・環境に配慮した消費行動。エシカル消費には、フェアトレード商品、授産品、地場産品、環境認証ラベルのついた商品、リサイクル商品の購入のほか、食品ロスの削減など様々な消費行動が含まれる。

● N P O (NonProfitOrganization)

非営利組織のこと。市民が主体となって、自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない組織の総称。なお、特定非営利活動促進法(N P O法)に基づいて、法人格を取得した組織を特定非営利活動法人(N P O法人)という。

【か行】

● 介護保険制度

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度。

● 介助犬

肢体に障害がある人の日常生活動作を介助することができるように物の拾い上げや運搬、着脱衣の補助、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉などを行うために特別な訓練を受けた犬。

● 学習障害(LD=LearningDisabilities)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの能力のうち特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

● 家族等支援事業

ペアレントメンター(発達障害のある子の子育て経験があり、相談支援に関する一定の研修を受けた者)やピアサポート(当事者や保護者同士の交流や共同作業による悩みの共有や支え合い)活動支援者の養成及び活用などにより、当事者及びその家族を支援する事業。

● 環福連携

パソコンリサイクル等を障害のある人が行うことにより、環境問題の解決と障害のある人の雇用創出や社会参加を両立する取組。

● 基幹相談支援センター

相談支援の機能強化のため、総合的かつ専門的な相談支援や地域課題への対応、地域における人材育成等を実施する機関。2024年4月より市町村における整備が努力義務とされた。

● 基準該当障害福祉サービス

指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であって、市町が認めた場合に限り、特例的に給付費を受けながら実施することができる障害福祉サービスのこと。

● **共生型サービス**

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害のある人が共に利用できるサービス。

● **矯正施設**

刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。

● **強度行動障害**

精神科的な診断ではなく、直接的他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的 he 害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その療育環境では著しく処遇の困難な状態。

● **業務管理体制**

不正事案の発生防止の観点から、指定障害福祉サービス事業者等に対し、整備することが義務付けられている事業運営の適正化を図るための体制。

● **居宅介護(ホームヘルプサービス)**

障害のある人の家庭等にホームヘルパーを派遣して、入浴等の介護、家事援助等を提供するサービス。

● **グループホーム(共同生活援助)**

障害のある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活における援助を行う施設。

● **軽度・中等度難聴児**

両耳の聴力レベルが 30 デシベル(dB)以上で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の児童。補聴器の使用が必要となるケースが多い。

● **ゲートキーパー**

周囲で悩みを抱えている人に気付いて声をかけ、話を聴き、必要な支援に早期につなげて見守る人。

● **圏域自立支援協議会**

障害保健福祉圏域において、市町、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、特別支援学校、ハローワークなどの関係機関で構成される協議会。市町自立支援協議会で解決できない広域調整が必要な事項の協議や圏域障害福祉計画の策定を行う。

● **圏域スーパーバイザー**

圏域自立支援協議会専門部会の運営や、市町自立支援協議会の活動に対する助言など、障害者支援に係る専門的援助や広域調整を行う者のことであり、障害保健福祉圏域ごとに県が設置している。

● **高次脳機能障害**

病気や事故等の影響により、脳が傷つきその後遺症として、記憶や注意力などが低下し、日常生活に支障をきたす症状。

● **合理的配慮**

障害のある人の求め(障害のある人が障害によりその意思の表明を行うことができない場合又はその意思の表明を行うことが著しく困難な場合)にあっては、障害のある人の意思の表明を代わりに行う者の求め)に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するために、又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な措置を行うこと。ただし、社会通念上相当と認められる程度を超えた過重な負担を伴うものを除く。

● **国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス**

国立国会図書館が各機関から収集した視覚障害者等用データと国立国会図書館が製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信するサービス。

【さ行】

● **サービス管理責任者**

サービスの質の向上を図るため、個々の利用者についての初期状態の把握(アセスメント)や個別支援計画の作成、定期的な評価(モニタリング)などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者。なお、訪問系サービスを除く、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設に配置が義務付けられている。

● **災害派遣精神医療チーム(DPAT)**

地震、台風等の自然災害や航空機・列車事故等の大規模災害が発生した場合、被災地域において精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。

● **災害派遣福祉チーム(DWAT)**

大規模災害発生時に福祉避難所等において、要配慮者の福祉的ニーズを把握し生活の支援に当たる社会福祉士や介護福祉士などから構成される専門職チーム。

● **在宅就業障害者支援制度**

在宅で就労する障害のある人や登録在宅就業支援団体を介して仕事を発注する事業主に対して、特例調整金・特例報奨金を支給して支援する制度。

● **サイポスレーダー**

静岡県が運営する地域密着型防災サイト。ピンポイント天気予報をはじめ、気象情報、防災情報、ライブカメラ映像、雨量・水位情報をリアルタイムで提供している。

● **作業療法士**

心身に障害のある人に対し、主に手先を使う作業療法(手芸、工作、治療的ゲーム等)を用いて、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図る訓練等を行う者。医療機関や福祉施設等で働いている。

● **サピエ図書館**

視覚障害のある人や活字による読書が困難な人を対象に、点字図書や録音図書、デイジー図書などのデータを提供するネットワークシステム。

● **シェパードセンター**

聴覚障害児療育の先進国であるオーストラリアの中核的療育機関で、聴覚障害児とその家族向けの専門プログラムを提供する非営利団体。

● **支援コーディネーター(高次脳機能障害支援拠点機関)**

高次脳機能障害に関する生活面・医療面・就労面等の相談に応じるとともに、関係機関との地域支援ネットワークの構築を行う者。

● **静岡県教育委員会障害者活躍推進計画**

障害のある方の職員としての雇用や障害のある職員が活躍できる環境づくりを推進するため、採用及び定着に関する目標や各種取組について定めた計画。

● **静岡県障害者活躍推進計画**

障害のある方の職員としての雇用や障害のある職員が活躍できる環境づくりを推進するため、採用及び定着に関する目標や各種取組について定めた計画。

● **静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（障害者差別解消条例）**

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、相談及び紛争解決等の体制、県民の理解及び関心の増進等を規定し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている条例。

● **静岡県福祉のまちづくり条例**

障害のある人や高齢者など誰もが自由に社会参加できる福祉のまちづくりに向け、不特定多数の人が利用する公共的施設の整備促進や県民の思いやりの心の醸成について定めた県条例。

● **市町自立支援協議会**

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町が共同又は単独で設置する協議会。相談支援事業者や障害福祉サービス事業者などで構成され、地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議などを行う。

● **失語症者向け意思疎通支援者**

脳の言語中枢の損傷により、聞く、話す、読む、書くなどの言葉にかかわる機能が失われた人に対し、会話の理解や表現を補助（必要に応じて道具や絵を利用）して意思疎通支援を行う者。

● **児童相談所**

福祉事務所、保健所、学校、警察、民生委員・児童委員等と連携を図りながら児童の養育についての相談、調査、診断、判定、一時保護等を行う機関。

● **児童発達支援管理責任者**

障害児通所・入所施設に配置され、障害のあるこどもに対する効果的かつ適切な支援を行う観点から、保護者及び障害のあるこどもの解決すべき課題を把握した上で、個別支援計画の作成や提供した支援の客観的な評価を行うなど、障害児支援全般に関する責任を担う者。

● **児童発達支援事業**

児童福祉法に基づき、障害のあるこどもに提供される通所サービス（障害児通所支援）の一つで、未就学の児童を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援（児童発達支援）を行う事業。

● 児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、児童発達支援を行う施設。「児童発達支援事業」が身近な療育の場であるのに対し、「児童発達支援センター」は、地域の障害のある子どもやその家族への相談(障害児相談支援)、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言(保育所等訪問支援など)を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。

● 自閉症スペクトラム障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害については、自閉症スペクトラム障害ともいう。

● 市民後見人

弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職ではない一般の市民で、成年後見人となるための養成研修を修了し、社会貢献として権利擁護活動をする者。実際に成年後見人として活動するためには、家庭裁判所から選任される必要がある。

● 社会福祉人材センター

社会福祉法に基づき、社会福祉施設等への就労に関する無料職業紹介や福祉従事者への各種研修等を行う機関。静岡県では、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会が運営に当たっている。

● 周産期医療体制

妊娠 22 週から生後満 7 日未満の期間を周産期といい、周産期とその前後の期間に母体や胎児・新生児に生じがちな突発的事態に対応するための、産科と新生児科の協力による総合的な医療体制。

● 重症心身障害児(者)

肢体不自由 1 級又は 2 級の身体障害者手帳及び A 判定の療育手帳の交付を受けている児(者)若しくは身体障害者手帳及び療育手帳を所持していないが、前記の者と同程度の重度の障害を有していると認められる児(者)。

● 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

● 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

● 手話

ろう者が、コミュニケーションをとったり、物事を考えたりするときを使う言葉で、手指の動きや表情等を使って、概念や意思を視覚的に表現する視覚言語。2006 年に採択された国連の障害者権利条約や、2011 年に改正された障害者基本法では、手話が言語であることが定義されている。

● 手話通訳者

聴覚等の障害のため、意思疎通等を図ることに支障がある障害のある人等に対し、手話により意思疎通支援を行う者。

● **障害者虐待防止支援センター**

市町障害者虐待防止センターは、障害のある人に対する虐待に関する通報・届出窓口となるほか、相談、指導助言等を行う機関。県障害者虐待防止支援センターは、使用者による虐待の通報・届出窓口となるほか、権利擁護等の専門的な事項に関し市町障害者虐待防止センターに助言等を行う機関(法律上の「都道府県権利擁護センター」にあたる)。

● **障害者試行雇用(トライアル雇用)**

有期雇用契約による試行雇用。この期間に企業は適性を見極めるとともに、障害のある人も仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障害のある人の雇用を促進することができる。

● **障害者週間**

毎年12月3日から9日までを、障害者週間として、障害のある人に関する理解促進を図る啓発活動を実施している。これにより、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を広げ、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意識の向上を図る。

● **障害者就業・生活支援センター**

障害があるため、就職や職場への定着が困難である人や就職経験のない人を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、職業生活における自立を図るために必要な支援を行う施設。

● **障害者就労応援団**

障害者雇用の促進及び福製品の販売促進を図るために、障害者雇用実績がある企業等が登録して集まった応援団。障害者雇用を検討している企業等に支援を行う。

● **障害者スポーツセンター**

国では、情報拠点、人材育成、地域活動支援といった、広域における障害者スポーツ振興を担う機能を有する、障害者優先もしくは専用の拠点施設と定義されているが、本県では特定の拠点施設を指すものではなく、障害のある人が身近な地域で活動できるよう、県、市町、民間の既存のパラスポーツ利用されているスポーツ施設をつなぐ既存施設ネットワークを指す。

● **障害者働く幸せ創出センター**

障害のある人が一般企業や障害者就労施設等で就労するかを問わず、働くことを総合的に支援する目的で2010年5月に県が静岡市葵区呉服町に開設した拠点施設。総合相談窓口の開設や県内の障害者就労施設等や障害のある人に係る情報収集・発信、授産事業の支援など、福祉と産業界をつなぐ取組を行っている。

● **障害を理由とする差別解消推進県民会議**

県や市町、障害のある人や関係団体だけでなく、県民が一体となって「オール静岡」で障害を理由とする差別解消を推進するため、障害者差別解消条例に基づいて開催する会議。

● **小児慢性特定疾病**

こどもの慢性の病気の中でも、発育や生命に重大な影響を持ち、治療に長い期間と高額な医療費がかかる病気のこと。医療費の負担軽減を図るための医療費助成があり、対象となる病名や症状がそれぞれ定められている。

● **職場適応援助者(ジョブコーチ)**

障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートを行う者。

● **処遇改善加算制度**

2011年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、2012年度から当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された制度。

● **自立訓練**

自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

● **自立支援医療**

障害のある人等に対し、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療。

● **自立支援給付**

障害福祉サービスに係る介護給付費等、地域相談支援給付費等、自立支援医療費等及び補装具費の支給。

● **人権啓発センター**

県民一人ひとりの生活の中に人権尊重の意識が定着し、誰もが幸せに暮らせる静岡県の実現に向け、様々な人権啓発活動や人権相談を行う機関(県健康福祉部内に設置)。講師派遣(出前人権講座)やDVD、図書の貸出等により人権学習を支援する等、県民に広く開かれた人権啓発の拠点。

● **新生児聴覚スクリーニング検査**

新生児の聴覚障害を発見するための検査。

● **身体障害者更生相談所**

身体障害のある人の更生援護の利便及び市町における援護の適切な実施を支援するため、専門的な相談・指導を行う機関。

● **身体障害者相談員**

身体障害者福祉法に基づき、市町が委託(設置)する相談員。原則として身体障害当事者であり、自身の様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者の目線に立った相談援助を担う。

● **身体障害者補助犬**

盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。2002年10月から身体障害者補助犬法が施行されている。

● **心的外傷後ストレス障害(PTSD=Post-Traumatic Stress Disorder)**

心に受けた衝撃的な傷(トラウマ)により生じる様々なストレス障害のこと。トラウマには、事故・災害による急性の外傷と虐待・いじめ等による慢性の外傷とがある。

● **生活介護(デイサービス)**

常に介護を必要とする人に、日中において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

● **精神科救急医療体制**

緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、24 時間 365 日迅速かつ適正な医療を受けられるように、精神医療に関する緊急的な相談に応じて情報提供を行う精神科救急情報センターや、精神科救急医療施設、身体合併症に対応可能な医療施設等が整備されている体制。

● **精神保健福祉センター**

精神保健福祉に係る知識の普及啓発、調査研究、相談等を行う県の機関。

● **成年後見制度**

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない人の権利を擁護し生活を支援するため、家庭裁判所により選任された後見人が財産管理や身上監護を行う法制度。

● **全国障害者技能競技大会(アビリンピック)**

障害のある人が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害のある人に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催する大会(全国大会年1回、国際大会4年に1回開催)。

● **相談支援専門員**

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住居入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者。

【た行】

● **短期入所(ショートステイ)**

障害のある人の介護を行う人が病気その他の理由により居宅での介護を行うことができない場合に、障害のある人を短期間、施設等で預かり、入浴、排せつ、食事などを提供するサービス。

● **地域生活支援拠点**

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害のある人やその家族の緊急時の対応を図るための拠点として、市町が設置する。

● **地域リハビリテーション**

障害のある人や高齢者とその家族が、住み慣れたところで、その人らしくいきいきとした生活ができるように、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含めた生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてをいう。

● **地域リハビリテーションサポート医**

リハビリテーションに関するかかりつけ医や介護専門職への支援、多職種の連携づくりの推進役となる医師。

● **地域リハビリテーション推進員**

市町等が実施する介護予防事業などに対して、リハビリテーションの視点から助言するリハビリテーション専門職（理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST））。

● **知的障害者更生相談所**

知的障害のある人の医学的・心理的及び職能的判定を行うとともに、家庭その他からの相談業務を行う機関。

● **知的障害者相談員**

知的障害のある人並びにその家族に対する相談業務、関係機関との連絡及び知的障害者援護思想の普及を行う相談員。

● **注意欠陥／多動性障害**

（AD／HD＝AttentionDeficit／HyperactivityDisorder）

「不注意」と「多動・衝動性」を主な特徴とする発達障害の概念のひとつ。

● **超低床バス（ノンステップバス）**

乗降口の段差をなくし、通常のバスよりも床面の地上高を低くし、車いす使用者をはじめ、誰もが乗り降りしやすいバス。

● **聴導犬**

聴覚に障害がある人の耳の代わりとなり、電話の呼出音やその人を呼ぶ声、車のクラクションなど危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝えたり、音源へ誘導したりするために特別な訓練を受けた犬。

● **通級指導教室**

各教科等の授業を通常の学級で受けながら、障害による学習上又は生活上の改善・克服に必要な指導を、特別の指導の場で受ける教育の形態。

● **デージー図書**

視覚障害などで通常の印刷物を読むことが困難な人のための国際標準規格に基づくデジタル録音図書。

● **同行援護従業者**

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行う者。

● **特別支援学校**

障害があるために、教育上の配慮を必要とする幼児児童生徒それぞれに応じた教育課程を編成し、専門的できめ細かな指導を行う学校。

● **特別支援教育コーディネーター**

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。

【な行】

● **難病相談支援センター**

地域における難病患者の支援を一層推進するために、地域で生活する難病患者や家族の日常生活における相談や支援、地域交流活動の促進及び就労促進などを行っている機関。

● 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるように利用者との契約に基づいて生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業。実施主体である県社会福祉協議会からの委託により市町社会福祉協議会が生活支援員の派遣等を行う。

● 日常生活用具

障害のある人等が、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具。市町地域生活支援事業の必須事業の1つで、対象者、対象品目、利用者負担等は各市町において決定される。

● 日中一時支援

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援。

● 日中サービス支援型グループホーム

グループホームの3種類(介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型)の類型の一つ。昼夜を通じて1人以上の職員を配置し、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を実施。

● 乳幼児健康診査

乳児及び幼児が発育栄養状態、精神・運動機能の発達、疾病または異常の有無などを確認する健康診査。保護者に対しては、適切な養育について助言、指導し、育児支援を行う。市町事業として行われている。

● 農福連携ワンストップ窓口

農業者や障害福祉サービス事業所からの農福連携に関する相談への一元的な対応や農業者の求人・農作業等の情報、障害福祉サービス事業所の求職・労働力情報等を集約し、マッチングを支援する窓口として2020年6月より障害者働く幸せ創出センター内に設置。

【は行】

● 8050 問題

高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯が社会的に孤立することにより様々な課題を抱える問題。ひきこもりの長期化や当事者とその家族等の高年齢化が進むことにより深刻な社会問題となっている。

● 発達障害

発達障害者支援法に規定されている自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)*、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)、その他これに類する脳機能の障害。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害については、自閉症スペクトラム障害ともいう。

● 発達障害者支援センター

発達障害のある人の日常生活についての相談支援や発達支援、就労支援、普及啓発及び研修等を行う機関。

● バリアフリー対応型信号機

歩行者支援装置(高度化PICS等)、視覚障害者用付加装置、音響式歩行者誘導装置、経過時間表示装置、高齢者等感応化の機能を付加することにより、障害のある人や高齢者等の道路横断の安全を図る信号機。

● バリアフリーストイレ

車椅子使用者用トイレ、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児連れ用設備を有するトイレを総称したもので、いずれかの機能を有する。

● ひきこもり

何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある、家族を含む他者との交流が限定的(希薄)な状態にある、支援を必要とする状態にある、本人やその家族(世帯)。

● 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方。

● 福産品 (ふくさんぴん)

障害福祉サービス事業所で作られた製品がより身近に感じられるように、愛称を「福産品(ふくさんぴん)」とし普及啓発を図っている。

● 福産品 Web カタログ

県内の障害福祉サービス事業所で製造しているこだわりの製品をWebで紹介する電子カタログ。

● 福産品等 SGD s パートナー認定制度

企業等からの安定的・継続的な発注を促進するため、福産品等の年間購入額と役務の年間発注額の合計が30万円以上となる企業・団体を「福産品等SGD s パートナー」として認定する取組を行っている。

● 福産品一人一品運動

障害のある人が働く障害福祉サービス事業所の製品である「福産品」(授産品の愛称)の継続的な購入を県民に対して呼び掛けることで、障害のある人の工賃向上と経済的な自立を推進する取組。

● 福産品ブランド認定製品

県内の障害福祉サービス事業所で製作し、優れた品質をもつものとして県がお勧めする製品。

● 福祉避難所

一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるように、市町が指定した避難施設。主に、社会福祉施設が指定されている。

● 放課後こども教室

地域ボランティア等が、放課後や週末に全てのこどもたちを対象とした安全・安心な活動拠点(居場所)をつくり、様々な体験や交流等を行う教室。

● 放課後児童クラブ

小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所。

● 放課後等デイサービス

児童福祉法に基づき、障害のあるこどもに提供される通所サービス(障害児通所支援)の1つで、学校に就学している児童を対象として、授業の終了後又は休日等に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

● **ホームヘルパー**

障害のある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する者。

● **補装具**

身体障害のある人の身体機能を補完又は代替するための用具。購入、修理及び借受けに要する費用に対し助成制度がある。利用者負担は原則1割であるが、所得に応じた負担上限額がある。義肢、装具、車いす、補聴器等。

【ま行】

● **みらーと**

2018年9月に障害のある人の文化芸術活動を支援するため設置された、静岡県障害者文化芸術活動支援センターの愛称。障害のある人の文化芸術活動の振興及び普及を通して、社会参加と障害や障害のある人に対する県民理解の促進を図る。

● **民生委員・児童委員**

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員(任期3年、無報酬)で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねている。一定の区域を担当し、自らも地域住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行い、必要に応じて専門機関へつないだり、福祉サービスの情報提供などを行う。

● **盲導犬**

視覚に障害のある人が安全に歩くことができるように、交差点や曲がり角、階段などを止まって知らせたり、電信柱や看板などの障害物を避けて歩行誘導したりするために特別な訓練を受けた犬。

● **盲ろう者向け通訳兼介助者**

視覚及び聴覚に重複した障害のある人(盲ろう者)のコミュニケーション及び移動等の支援をする者。

【や行】

● **ユニバーサルデザイン**

「すべての人のためのデザイン(構想、計画、設計)」であり、年齢や性別、国籍、障害のある方ない方にかかわらず、はじめから、できるだけ全ての人が、困らないようにしていこうという考え方。

● **要配慮者**

災害時において、高齢者、障害のある人、乳幼児、その他特に配慮を要する方。

● **要約筆記者**

聴覚等の障害のため、意思疎通等を図ることに支障がある障害のある人等に対し、要約筆記(発言の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳)により意思疎通支援を行う者。

【ら行】

● **りんごの棚**

図書館において、特別な配慮が必要なこどもが読みやすいバリアフリー図書を集めたコーナー。

● **レスパイト**




在宅で障害のある人などを看護・介護している家族に、支援者が看護・介護を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。

● **ろう者**



聴覚に障害のある人のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者。

資料 8 主な障害に関する啓発マーク

マーク	名 称	表す意味など	問合せ先
	障害者のための国際シンボルマーク	障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは、「すべての障害のある人を対象」としたものです。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523
	視覚に障害のある人のための国際シンボルマーク	1984年に世界盲人連合で制定された「視覚に障害のある人のための世界共通のマーク」です。 このマークを見かけた場合には、視覚に障害のある人の利用への配慮が必要です。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885
	「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク	白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。	岐阜市 福祉事務所障がい福祉課 TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613
	耳マーク	聴覚障害のある人は、障害のあることが、外見からは分かりにくいために誤解されたり、不利益な待遇を受けたり、社会生活上で不安が少なくありません。 相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）が必要です。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046
	ろう者*の Mascot マーク	たつの落し子は耳を型どっており、愛嬌があり、全国のろう者（聴覚に障害のある人）の Mascot とされています。 3月3日「耳の日」にちなんだ「3」の数字、ろう者の「ろ」の字、耳のかたちを総合して、単純な表現で見やすいものです。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445

マーク	名 称	表す意味など	問合せ先
	手話*マーク	<p>きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときなどに提示します。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等で掲示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449</p>
	筆談マーク	<p>きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときなどに提示します。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等で掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449</p>
	障害者雇用支援マーク	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が、障害のある人の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p>	<p>公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL:052-218-2154 FAX:052-218-2155</p>
	オストメイトマーク	<p>オストメイトとは、人工肛門保有者、人工膀胱保有者のことを言います。</p> <p>このマークは、オストメイトであること及びオストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合は、身体内部に障害のある人であること及びそのための配慮がされたトイレであることへの理解・協力が必要です。</p>	<p>公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 TEL : 03-5844-6265 FAX : 03-5844-6294</p>
	ハート・プラスマーク	<p>「身体内部に障害のある人」を表現しています。</p> <p>内部障害(心臓機能障害など)のある人は、外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>このマークを見かけた場合には、内部障害への配慮について理解・協力が必要です。</p>	<p>NPO 法人 ハート・プラスの会 TEL : 080-4824-9928</p>

マーク	名 称	表す意味など	問合せ先
	ほじょ犬マーク	<p>身体障害者補助犬*法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬*、介助犬*、聴導犬*のことを言います。</p> <p>「身体障害者補助犬法」では公共施設や交通機関、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人の身体障害者補助犬の同伴を受入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室</p> <p>TEL:03-5253-1111 FAX:03-3503-1237</p>
	身体障害者補助犬*ユーザー受け入れマーク	<p>身体障害者補助犬を使用している方の自立と社会参加を応援する静岡県独自のマークです。</p> <p>盲導犬*などの身体障害者補助犬だけにスポットを当てるのではなく、あくまでも補助犬使用者が主役であるため、障害のある人とそのパートナーの補助犬と一緒に愛で包むデザインとなっています。</p>	<p>静岡県補助犬インフォメーションデスク</p> <p>TEL : 054-221-5544</p>
	身体障害者標識(身体障害者マーク)	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示は努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL:03-3581-0141</p>
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示は義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL:03-3581-0141</p>

マーク	名 称	表す意味など	問合せ先
	ヘルプマーク	<p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動が必要です。</p>	<p>県障害者政策課 TEL:054-221-2352 FAX:054-221-3267</p>
	福産品ロゴマーク	<p>障害のある人の工賃向上のため、障害のある人が働く福祉事業所の製品に、福産品(ふくさんびん)と愛称をつけ、県内大学生が作成したロゴマーク、キャッチコピー「幸福(しあわせ)産みだすこの一品」を活用し、福産品の普及啓発を図っています。</p>	<p>県障害者政策課 TEL:054-221-2328 FAX:054-221-3267</p>



幸福度日本一の静岡県

静岡県障害者しあわせプラン

第6次静岡県障害者計画

令和8年3月策定

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号
電話：054-221-3599
FAX：054-221-3267
E-mail：shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp